

夫一戰、漢絶、吳楚繼道。士卒飢。吳王走。楚王戊自殺。軍遂降。漢已平。吳楚。孝景帝欲下以德侯子。續。吳。以二元王子禮。續。楚。寶太后曰。吳王老人也。宜下爲宗室。順善。今乃首率。七國。紛亂天下。奈何。續。其後。不許。吳。許。立。楚。後。是時禮爲漢宗正。乃拜禮爲楚王。奉二元王宗廟。是爲楚文王。文王立三年卒。子安王道立。安王二十二年卒。子襄王經立。襄王立十四年卒。子王純代立。王純立。地節二年中。人上書告楚王謀反。王自殺。國除。入漢爲彭城郡。那。

● 河南歸德府夏邑縣 ● 山東曹州府城武縣 ● 吳王孫弟 ● 孟昭晉良 ● 吳楚籍及び勝西魏東齊川濟
 南 ● 皇族取籍の官 ● 孝宣帝の年號

趙王劉遂者。趙王劉遂は、其父は高祖の中子なり。名は友、諡して幽と曰ふ。幽王は憂を以て死せり、故に幽と爲す。高后は呂祿を趙に王とす、一歳にして高后崩す、大臣諸呂呂祿等を誅し、乃ち幽王の子遂を立てて趙王と爲す。孝文帝位に即く。二年、遂の弟辟彊を立て、趙の河間郡を取りて河間王と爲し、以て文王と爲す。立つこと十三年にして卒し、子哀王福立つ、一年に卒して子無し、後を絶つ。國除かれて漢に入る。遂は既に趙に王たり。二十六年、孝景帝の時、晁錯に坐し、適を以て趙王の常山の郡を削らる。吳楚反するや、趙王遂も與に謀を合せて兵を起す。其相建德、内史王悍諫むれども聽かず。遂に建德と王悍とを燒殺し、兵を發して其西界に屯し、吳を待ちて與に俱に西し、北、匈奴をして與に連和せしめて漢を攻めんと欲す。漢は曲周侯酈寄をして之を撃たしむるに、趙王遂に還りて邯鄲に城守し、相距ること七月なり。吳楚の梁に敗れて西する能はざるや、匈奴も之を聞いて亦止まり、漢邊に入るを肯んぜず。欒布は齊を破りてより還り、乃ち兵を并せて、水を引いて趙城に灌ぐ。趙城壞れ、趙王自殺し、邯鄲遂に降

其父高祖中子。名友。諡曰幽。幽王以憂死。故爲幽。高后王呂祿於趙。一歳而高后崩。大臣誅諸呂呂祿等。乃立幽王子。遂爲趙王。孝文帝即位二年。立遂弟辟彊。取趙之河間郡。爲文王。王以爲文王。立十三年卒。子哀王福立。一年卒。無子。絶後。國除。入於漢。遂既王

て死せり、故に幽と爲す。高后は呂祿を趙に王とす、一歳にして高后崩す、大臣諸呂呂祿等を誅し、乃ち幽王の子遂を立てて趙王と爲す。孝文帝位に即く。二年、遂の弟辟彊を立て、趙の河間郡を取りて河間王と爲し、以て文王と爲す。立つこと十三年にして卒し、子哀王福立つ、一年に卒して子無し、後を絶つ。國除かれて漢に入る。遂は既に趙に王たり。二十六年、孝景帝の時、晁錯に坐し、適を以て趙王の常山の郡を削らる。吳楚反するや、趙王遂も與に謀を合せて兵を起す。其相建德、内史王悍諫むれども聽かず。遂に建德と王悍とを燒殺し、兵を發して其西界に屯し、吳を待ちて與に俱に西し、北、匈奴をして與に連和せしめて漢を攻めんと欲す。漢は曲周侯酈寄をして之を撃たしむるに、趙王遂に還りて邯鄲に城守し、相距ること七月なり。吳楚の梁に敗れて西する能はざるや、匈奴も之を聞いて亦止まり、漢邊に入るを肯んぜず。欒布は齊を破りてより還り、乃ち兵を并せて、水を引いて趙城に灌ぐ。趙城壞れ、趙王自殺し、邯鄲遂に降

趙二十六年。

孝欽帝時。坐

晁錯。以適削

趙王常山之

郡。吳楚反。趙

王遂與合謀。起

兵。其相建德。內

史王悍諫。不聽。

遂燒殺建德。王

悍發兵屯其西

界。欲待吳

與俱西。北使

匈奴與連和。攻

漢。漢使曲周侯

鄒寄擊之。趙王

遂還城守邯鄲。

相距七月。吳

楚敗於梁。不

能西。匈奴聞之。

亦止。不肯入

漢邊。樂布自

破齊還。乃并

兵引水灌趙城。

趙城

壞。趙王自殺。

邯鄲遂降。趙

幽王絕後。

る。趙の幽王は後を絶ちき。

- 高后の爲に幽囚せられしを指す
- 錯が王權を削減せんとせし計策
- 法の適用
- 趙の西界
- 溝の邊境を指す

太史公曰く、國の將に興らんとするや必ず禎祥有り、君子用ひられて小人退く。國の將に亡びんとするや、賢人隠れて亂臣貴し。楚王戊をして、申公を刑する毋く、其言に違ひ、趙をして防與先生に任せしめば、豈篡殺の謀、天下の僂と爲ること有らんや。賢人か賢人か、賢を其内に有するに非ずんば、惡んぞ能く之を用ひんや。甚しいかな。安危は令を出すに在り、存亡は任ずる所に在りとは、誠なる哉是言や。

太史公曰。國之將興。必有禎祥。君子用。而小人退。國之將亡。賢人隱。亂臣貴。使下楚王戊。毋刑申公。違其言。趙任防與先

- 吉瑞なり
- 申公名は増
- 防與公は趙人と云ふのみ其傳を詳記せず
- 亂臣
- 國君が賢人の素質を有するなり

生。豈有篡殺之謀。爲天下

僂哉。賢人乎。

賢人乎。非賢

有。其内。惡能

用之哉。甚矣

安危。安出

令。存亡。在

所任。誠哉

是言也。

卷五十一

荆燕世家第二十一

荆王劉賈。諸劉者不知其何屬。初起時。漢王元年。還定三秦。劉賈爲將軍。定塞地。從東擊項籍。漢四年。漢王之敗成臯。北渡河。得張耳。韓信軍。軍二。使劉賈將二萬人。騎數百。渡白馬津。

荆王劉賈は、諸劉のうち、其何れの屬なるかを知らず。初め起りし時、漢王の元年に、還りて三秦を定むるに、劉賈は將軍と爲りて塞の地を定め、從ひ東して項籍を撃てり。漢の四年、漢王の成臯に敗るゝや、北して河を渡り、張耳・韓信の軍を得て、脩武に軍し、溝を深くし壘を高くし、劉賈をして二萬人と騎數百とに將として、白馬津を渡りて楚地に入り、其積聚を燒き、以て其業を破り、以て項王に軍食を給する無らしめき。已にして楚兵は劉賈を撃つ、賈は軋ち壁して、與に戰ふを肯んぜずして、彭越と相保つ。漢の五年、漢王が項籍を追うて固陵に至るや、劉賈をして南して淮を渡り壽春を圍ましむ。還り至り、人をして間に楚の大司馬周殷を招かしむ。周殷楚に反き、劉賈を佐けて九江を舉げ、武王黥

入楚地。燒其積聚。以破其業。無所以給項王軍食。已而楚兵擊劉賈。賈輒壁不肯與戰。而與彭越相保。漢五年。漢王追項籍至固陵。使劉賈南渡淮。圍壽春。還至。使三人間招楚大司馬周殷。周殷反楚。佐劉賈擊九江。迎武王黥布。兵皆會垓下。共擊項籍。漢王因使劉賈

布の兵を迎へ、皆垓下に會して、共に項籍を撃つ。漢王因りて劉賈をして九江の兵に將とし、太尉盧縮と西南して臨江王共尉を撃たしむるに、共尉は已に死せり。臨江を以て南郡と爲す。漢の六年の春、諸侯を陳に會し、楚王信を廢して之を囚へ、其地を分つて二國と爲す。是時に當り、高祖の子は幼に、昆弟は少く、又賢ならず。同姓を王として以て天下を鎮せんと欲し、乃ち詔して曰く、將軍劉賈は功有り、及び子弟の以て王と爲すべき者を選べと。羣臣皆曰く、劉賈を立てて荆王と爲し、淮東五十二城に王とせん。高祖の弟交を楚王と爲し、淮西三十六城に王とせん。因りて子肥を立てて齊王と爲し、始めて昆弟劉氏を王とせり。高祖の十一年、秋、淮南王黥布反し、東して荆を撃つ。荆王賈は與に戰つて勝たず、富陵に走り、布の軍の殺す所と爲りぬ。高祖は自ら撃つて布を破り、十二年、沛侯劉濞を立てて吳王と爲し、故の荆の地に王たらしむ。

● 淮東の三秦王 ● 河南開封府汜水縣 ● 河南開封府修武縣 ● 河南開封府滑縣 ● 固を圍うして城

將九江兵。與太尉盧縮。西南擊臨江王共尉。共尉已死。以臨江爲南郡。漢六年。春。會諸侯於陳。廢楚王信。囚之。分其地爲二國。當是時也。高祖子弟少。又不賢。欲王同姓。以鎮天下。乃詔曰。將軍劉賈有功。及擇子弟。可以爲王者。羣臣皆曰。立劉賈爲荊王。王淮東五十二城。高祖弟交爲楚王。王淮西三十城。因立子肥爲齊王。始王昆弟劉氏也。高祖十一年。秋。淮南王黥布反。東擊荊。荆王賈與戰不勝。走富陵。爲布軍所殺。高祖自擊破布。十二年。立沛侯劉濞爲吳王。王故荊地。

守ナ ① 河南陳州府淮寧縣 ② 安徽鳳陽府壽州 ③ 安徽鳳陽府 ④ 江蘇徐州府沛縣 ⑤ 江西臨江府 ⑥ 劉賈以外の劉氏の子弟にして王と爲すべき者 ⑦ 長庶子ナリ ⑧ 楚の地名

燕王劉澤者。諸劉遠屬也。高帝三年。澤爲郎中。高帝十一年。澤以將軍擊陳。得王黃。爲營陵侯。高后時。齊人田生游乏資。以益于

燕王劉澤は、諸劉の遠屬なり。高帝の三年、澤は郎中と爲りき。高帝の十一年、澤は將軍を以て陳を撃ち、王黃を得たり。營陵侯と爲る。高后の時、齊人田生は遊びて資に乏しく、畫を以て營陵侯澤に干む。澤大いに之を説き、金二百斤を用て田生の壽を爲す。田生已に金を得るや、即ち齊に歸りぬ。二年、澤は人をして田生に謂はしめて曰く、與みせざるかと。田生は長安に如き、澤に見えずして大宅を假り、其子をして求めて呂后の幸する所の大謁者張子卿に事へしむ。

營陵侯澤。澤大説之。用金二百斤爲田生壽。田生已得金。即歸齊。二年。澤使人謂田生曰。弗與矣。田生如長安。不見澤。而假大宅。令其子求事呂后。所幸大謁者張子卿。居數月。田生子請張卿臨親。修具。張卿許往。田生盛帷帳。共具。譬如列侯。張卿驚。酒酣乃屏人

居ること數月、田生子は張卿に臨を請ひ、親ら修具す。張卿往くを許す。田生帷帳共具を盛にし、譬へば列侯の如し、張卿驚く。酒酣なるとき、乃ち人を屏けて張卿に説いて曰く、臣は諸侯王の邸第を觀るに、百餘あり。皆高祖の一切の功臣なり。今呂氏は雅故本高帝を推殺して天下を就せり、功至大なり。又太后に親戚たるの重あり。太后は春秋長じ、諸呂は弱し。太后は呂産を立てて呂王と爲し、代に王とせんと欲するも、太后又之を發するを重かる。大臣の聽かざるを恐るればなり。今卿は最も幸せらる、大臣の敬する所たり。何ぞ大臣に風して、以て太后に聞せざる。太后必ず喜ばん。諸呂已に王たらば、萬戶侯も亦卿の有たらん。太后は心に之を欲む。而るに卿は内臣爲り、急に發せずんば、恐くは禍身に及ばんと。張卿大いに之を然りとす。

● 陳遠なる一族 ● 宮内事務官の類 ● 山東青州府昌樂縣 ● 計劃の方を以て用ひられんことを求む ● 我と爲り交渉するを欲せざるか ● 近侍の長官 ● 接待の具を整備す ● 元來の義 ● 車を推すが如く押し進める義 ● 略に圖論す

說張卿曰。臣觀諸侯王邸。第百餘。皆高祖一切功臣。今呂氏雅故本推穀高帝。就天下。功至大。又親戚太后之重。太后春秋長。諸呂弱。太后欲立呂產爲呂王。王代。太后又重發之。恐大臣不聽。今卿最幸。大臣所敬。何不風大臣以開太后。太后必喜。諸呂已王。萬戶侯亦卿之有。太后心欲之。而卿爲內臣。不急發。恐禍及身矣。張卿大然之。

乃風大臣。太后朝。因問大臣。大臣請立呂產爲呂王。太后賜張卿千斤金。張卿以其牛與田生。田生弗受。因說之曰。呂產王也。諸大臣未大服。今營陵侯澤請劉爲大將軍。獨此尙缺望。今卿

乃大臣に風し、太后に語る。太后朝す、因りて大臣に問ふに、大臣は呂産を立てて呂王と爲さんと請ふ。太后は張卿に千斤の金を賜ふ。張卿は其半を以て田生に與ふるに、田生は受けず。因りて之に説いて曰く、呂産王たらば、諸大臣未だ大いに服せじ。今營陵侯澤は、諸劉にして大將軍爲り、獨り此れ尙缺望せり。今卿は太后に言ひ、十餘縣を列して之を王とせよ。彼王を得ば喜び去らん、諸呂王は益々固からんと。張卿入り言ふ。太后之を然りとし、乃ち營陵侯劉澤を以て琅邪王と爲す。琅邪王乃ち田生と國に之くに、田生は澤に勸めて、急に行いて留る毋らしむ。關を出づるや、太后果して人をして追うて之を止めしむるに、巴に出でたり、即ち還れり。

● 説を缺くなり、不平を觸くを謂ふ ● 山東青州府諸城縣

言太后。列二十餘縣。王之。彼得王喜去。諸田生之國。田生勸澤急行毋留。出關。太后果使二人追止之。巴出。即還。

呂王益固矣。張卿入言。太后然之。乃以營陵侯劉澤爲琅邪王。琅邪王乃與田生勸澤急行毋留。出關。太后果使二人追止之。巴出。即還。

及太后崩。琅邪王澤乃曰。帝少諸呂用。事劉氏孤弱。乃引兵與齊王合謀。四欲誅諸呂。至梁。閉漢道。灌將軍屯滎陽。澤還兵。備四界。遂跳關至長安。代王亦從。與琅邪王共

太后崩するに及び、琅邪王澤は乃ち曰く、帝少し、諸呂事を用ふ、劉氏孤弱なりと。乃ち兵を引き、齊王と謀を合せ、西して諸呂を誅せんと欲し、梁に至る。漢が灌將軍を遣りて滎陽に屯せしむと聞き、澤は兵を還して西界に備へ、遂に跳關して長安に至る。代王亦代より至る。諸將相は琅邪王と共に代王を立てて天子と爲す。天子乃ち澤を徒して燕王と爲し、乃ち復琅邪を以て齊に予へて故地を復せしむ。澤は燕に王たること二年にして薨す。諡して敬王と爲す。子嘉に傳ふ、康王と爲す。孫の定國に至り、父康王の姫と姦し、子男一人を生み、弟の妻を奪うて姫と爲し、子女二人と姦す。定國は誅殺せんと欲せし所の臣、肥如の令に郢人有り、郢人等定國を告ぐ。定國は謁者をして他法を以て劫捕して、郢人

立二代王爲天
子天子乃徙
澤爲燕王乃
復以琅邪予
齊復故地澤
王燕二年薨
謀爲敬王傳
子嘉爲康王
至孫定國與
父康王姬姦
生子男一人
國定國使謁
陰事以此發
爲郡

を格殺して、以て口を滅せしむ。元朔元年に至り、郢人の昆弟復上書し、具に定國の陰事を言ふ。此を以て發覺す。詔して公卿に下すに、皆議して曰く、定國は禽獸なり、行人倫を亂り、天に逆らふ、誅に當すと。上之を許す、定國自殺す。國除かれて郡と爲りき。

- 福嬰なり
- 劉恒なり、即ち後の孝文帝
- 人名なり、其家宰の郢人なり
- 地方巡視官なり
- 他

太史公曰。荆
王王也。由漢
初定。天下未
集。故劉賈雖
爲郡。

太史公曰く、荆王の王たるや、漢初めて定まり、天下未だ集んぜざるに由れり。故に劉賈は屬疎なりと雖も、然れども策を以て王と爲り、江淮の間を填めき。劉澤の王たるや、權もて呂氏を激せしのみ、然も劉澤は卒に南面して孤と稱せし者

三世なり。事發して相重しとす。豈偉と爲さざらんや。

- 政策によるを謂ふ
- 權變機宜
- 呂氏を重からしめて自己も亦其功を得たるを謂ふなり

屬疎。然以策
爲王。填江淮
之間。劉澤之
王權激呂氏。
然劉澤卒南面稱孤者三世。事發相重。豈不爲偉乎。

卷五十二

齊悼惠王世家第二十二

齊悼惠王劉肥者。高祖長庶男也。其母外婦也。曰曹氏。高祖六年。立肥爲齊王。食七十城。諸民能齊言者。皆予齊王。齊王孝惠帝兄弟也。孝惠帝二年。齊王入朝。惠帝與齊王燕飲。尤禮如家人。呂太后

齊の悼惠王劉肥は、高祖の長庶男なり、其母は外婦なり、曹氏と曰ふ。高祖の六年、肥を立てて齊王と爲し、七十城を食ましむ。諸民の能く齊言する者は、皆齊王に予へき。齊王は孝惠帝の兄なり。孝惠帝の二年、齊王入朝す。惠帝は齊王と燕飲するに、亢禮家人の如くす。呂太后怒り、且に齊王を誅せんとす。齊王は脱するを得ざるを懼れ、乃ち其内史勳の計を用ひ、城陽郡を獻じて、以て魯元公主が湯沐の邑と爲す、呂太后喜ぶ。乃ち辭して國に就くを得たり。悼惠王は位に即いて十三年、惠帝の六年を以て卒す、子襄立つ、是を哀王と爲す。哀王の元年孝惠帝崩す。呂太后制を稱し、天下の事皆高後に決す。二年、高后は其兄の子鄒侯呂台を立てて呂王と爲し、齊の濟南郡を割いて、呂王の奉邑と爲す。

哀王の三年、其弟章は入りて漢に宿衛す。呂太后封じて朱虛侯と爲し、呂祿の女を以て之に妻す。後四年、章の弟興居を封じて、東牟侯と爲し、皆長安の中に宿衛せしむ。

- 外妾の義なり
- 齊國の言語を使用し得る者
- 對等の禮
- 長安に於ける厄難
- 呂後の女なり
- 其收入を自家任意の費用に供する地
- 訓令を行ふ
- 高帝の後たる呂太后

乃得辭就國。悼惠王即位十三年。以惠帝六年卒。子襄立。是爲哀王。哀王元年。孝惠帝崩。呂太后稱制。天下事皆決於高后。二年。高后立其兄子鄒侯呂台爲呂王。制齊之濟南郡。爲呂王奉邑。哀王三年。其弟章入宿衛於漢。呂太后封爲朱虛侯。以呂祿女妻之。後四年。封章弟興居爲東牟侯。皆宿衛長安中。

哀王八年。高后制齊琅邪郡。立營陵侯劉澤爲琅邪王。其明年。趙王友入朝。幽

哀王の八年、高后は齊の琅邪郡を割き、營陵侯劉澤を立てて琅邪王と爲す。其明年、趙王友入朝し、邸に幽死し、三趙王皆廢す。高后は諸呂を立てて三王と爲し、權を擅にして事を用ふ。朱虛侯は年二十、氣力有り。劉氏が職を得ざるを忿る。嘗て入りて高後に侍して燕飲す。高后は朱虛侯劉章をして酒吏と爲

死子郎。三趙王皆廢。高后立諸呂爲三王。擅權用事。朱虛侯年二十。有氣力。忿劉氏不得職。嘗入待高后。燕飲。高后令朱虛侯劉章爲酒吏。章自請曰。臣將種也。請得以下軍法。行酒。高后曰。可。酒酣。章進飲歌舞。已而曰。請爲太后一言。耕田歌。高后兒子齊之。笑曰。願而

らしむ。章自ら請うて曰く、臣は將種なり、請ふ軍法を以て酒を行ふことを得んかと。高后曰く、可なりと。酒酣なり、章は飲を進めて歌舞す。已にして曰く、請ふ太后の爲に耕田の歌を言はんと。高后は兒子として之を畜へり、笑つて曰く、願ふに而が父は田を知るのみ、若生れて王子爲り、安ぞ田を知らんやと。章曰く、臣之を知れりと。太后曰く、試に我爲に田を言へと。章曰く、深く耕して種を概くす、苗を立つるは疏きを欲す。其種に非ざる者は、鋤いて之を去ると。呂后默然たり。頃之して、諸呂に一人の酔うて酒を亡ぐるもの有り、章追ひ、劍を抜きて之を斬り、而して還り報じて曰く、酒を亡ぐる一人有り、臣謹んで法を行、うて之を斬れりと。太后の左右皆大いに驚く。業已に其軍法を許せり、以て罪すべき無し。因りて罷む。是より後、諸呂は朱虛侯を憚り、大臣と雖も皆朱虛侯に依る、劉氏爲に益々強し。

● 劉氏世家参照 ● 蕭因せられて死す ● 政事を執り行ふ ● 宴席の司會者 ● 田園を耕す時の歌 ●

小兒 ● 彼の父は耕田を知りしのみ ● 呂氏の一族を養成して之に非ざる者を除去するを圖するなり ● 既に已にといふに同じ

父知田耳。若生而爲王子。安知田乎。章曰。臣知之。太后曰。試爲我言田。章曰。榮耕種。立苗。欲疏。非其種者鋤而去之。呂后默然。頃之。諸呂有二人醉亡酒。章追殺之。而還報曰。有亡酒一人。臣謹行法。斬之。太后左右皆大驚。業已許其軍法。無以罪也。因罷。自是之後。諸呂憚朱虛侯。雖大臣皆依朱虛侯。劉氏爲益強。

其明年。高后崩。趙王呂祿爲上將軍。呂王產爲相國。皆居長安中。聚兵以威大。臣欲爲亂。朱虛侯章以呂祿女爲婦。知其謀。乃使人陰出告其兄

其明年高后崩す、趙王呂祿上將軍と爲り、呂王産相國爲り、皆長安の中に居る、兵を聚めて以て大臣を威して、亂を爲さんと欲す。朱虛侯章は、呂祿の女を以て婦と爲し、其謀を知る。乃ち人をして陰に出でて其兄齊王に告げしめ、兵を發して西せしめ、朱虛侯東牟侯は内應を爲し、以て諸呂を誅し、因りて齊王を立てて帝と爲さんと欲す。齊王は既に此計を聞き、乃ち其舅父舅鈞、郎中令祝午、中尉魏勃と、陰に兵を發せんことを謀る。齊の相召平之を聞き、乃ち卒を發して王宮を衛る。魏勃は召平を給いて曰く、王兵を發せんと欲すれども、漢の虎符の驗有

齊王欲令發兵四。朱虛侯東牟侯爲內應。以誅諸呂。因立齊王爲帝。齊王既聞此計。乃與其舅父驪鈞。耶中令祝午。中尉魏勃。陰謀發兵。齊相召平聞之。乃發卒衛王宮。魏勃給召平曰。王欲發兵。非有漢虎符驗也。而相君圍王固善。勃請爲君將兵衛王。召平信之。乃使魏勃將兵圍王宮。勃既將兵。使圍相府。召平曰。嗟乎。道家之言。當斷不斷。反受其亂。乃是也。遂自殺。

● 高室より選任して諸王に附け置ける大臣 ● 將軍の別符

於是齊王以驪鈞爲相。魏勃爲將軍。祝午爲內史。悉發國中兵。使祝午東詐琅邪。於琅邪。齊王以驪鈞爲相。魏勃爲將軍。祝午爲內史。悉發國中兵。使祝午東詐琅邪。是に於て齊王は、驪鈞を以て相と爲し、魏勃を將軍と爲し、祝午を内史と爲し、悉く國中の兵を發し、祝午をして東して琅邪王を詐らしめて曰く、呂氏亂を作す、齊王兵を發して、西して之を誅せんと欲す。齊王は自ら兒子年少、兵革の事に習はざるを以ひ、國を舉げて大王に委せんことを願ふ。大王は高帝より

邪王曰。呂氏作亂。齊王發兵欲誅之。齊王自以兒。子年少。不習兵革之事。願大王自高帝將也。習戰事。齊王不敢離兵。使臣請大王幸之。臨菑見齊王計事。并將齊兵。以西。平關中之亂。琅邪王信之以爲然。西馳見齊王。齊王與魏勃等。因留琅邪王。邪王曰。呂氏作亂。齊王發兵欲誅之。齊王自以兒子年少。不習兵革之事。願大王自高帝將也。習戰事。齊王不敢離兵。使臣請大王幸之。臨菑見齊王計事。并將齊兵。以西。平關中之亂。琅邪王信之以爲然。西馳見齊王。齊王與魏勃等。因留琅邪王。將として、戰事に習へり。齊王敢て兵を離れず、臣をして大王に請はしむ。幸に臨菑に之いて齊王に見えて事を計り、并せてに齊兵に將とし、以て西し、關中の亂を平けよと。琅邪王之を信じ、以て然りと爲し、西に馳せて齊王に見ゆ。齊王は魏勃等と、因りて琅邪王を留め、而して祝午をして盡く琅邪國を發して、并に其兵に將たらしむ。琅邪王劉濞は、既に欺かれ、國に反るを得ず。乃ち齊王に説いて曰く、齊の悼惠王は高皇帝の長子なり。本を推して之を言へば、大王は高皇帝の適長孫なり。當に立つべし。今は諸大臣狐疑して、未だ定まる所有らず。而して濞は劉氏に於て最も長年爲り、大臣固に濞が計を決するを待つ。今大王臣を留むとも爲す無きのみ、我をして關に入りて事を計らしむるに如かずと。齊王以爲らく然りと。乃ち車を益し具へて琅邪王を送る。琅邪王既に行るや、齊遂に兵を舉げ、西して呂國の濟南を攻む。

● 戰事 ● 兵を離る、能はざる意なり ● 極長孫 ● 疑多きを謂ふ ● 前出高后の兄の子呂台之臣王

而使祝午盡發邪國。而并將其兵。邪王劉澤既見敗。不得反國。乃說齊王曰。齊悼惠王高皇帝長子。推木言之。而大王高皇帝適長孫也。當立。今諸大臣狐疑。未有所定。而澤於劉氏。最為長年。大臣待澤決計。今大王留臣無爲也。不如使臣入關計事。齊王以爲然。乃益具車送邪王。邪王既行。齊遂舉兵。西攻呂國之濟南。

於是齊哀王遣諸侯王書曰。高帝平定天下。王諸子弟。悼惠王於齊。悼惠王薨。惠帝使留侯張良立臣爲高后。用事。春。高后聽諸呂。擅廢高常所立。又殺三趙。是に於て齊の哀王は、諸侯王に書を遣りて曰く、高帝は天下を平定し、諸子弟を王とす。悼惠は齊に王たり。悼惠王薨するや、惠帝は留侯張良をして臣を立てて齊王と爲さしめき。惠帝崩じて、高后事を用ひ、春秋高く、諸呂に聽いて、擅に高帝の立てし所を廢し、又三趙王を殺し、梁・燕・趙を滅して、以て諸呂を王とし、齊國を分つて四と爲す。忠臣進み諫むれども、上は惑亂して聽かず。今や高后崩じ、皇帝は春秋に富み、未だ天下を治むる能はず。固に大臣諸將を恃むのみ。今諸呂は又擅に自ら官を尊くし、兵を聚め威を嚴にし、列侯忠臣を劫し、制を矯けて以て天下に令す。宗廟の危き所以なり。今寡人は兵を率ゐる。

王。滅梁燕趙。以王諸呂。分齊國爲四。忠臣進諫。上惑亂不聽。今高后崩。皇帝春秋富。未能力治天下。固恃大臣諸將。今諸呂又擅自尊官。聚兵。嚴威。劫列侯忠臣。矯制以令天下。宗廟所以危。今寡人半兵。入誅不當爲王者。漢開齊發兵而西。相國呂產乃遣大將軍灌嬰東擊之。灌嬰至滎陽。乃謀曰。諸呂將兵居關中。欲危劉氏而自立。我今破齊還報。是益呂氏資也。乃留兵屯滎陽。使噲齊王及諸侯。與連和以待呂氏之變。而共誅之。齊王聞之。乃西取其故濟南郡。亦屯兵於齊四界。以待約。

呂祿。呂產欲。呂祿。呂產は、亂を關中に作さんと欲す。朱虛侯は、太尉勃丞相平等と之を誅す。

作亂關中。朱虛侯與太尉勃、丞相平等一誅之。朱虛侯首先斬呂產。於是太尉勃等乃得盡誅諸呂。而琅邪王亦從齊至長安。大臣議欲立齊王。而琅邪王及大臣曰：齊王母家驕鉤惡戾。虎而冠者也。方以呂氏故幾亂天下。今又立齊王。是欲復爲呂氏也。代王母家薄氏。君子長者。且代王又親高帝子。於今見在。且最爲長。以子則順。以善人則大臣安。於是大臣乃謀迎立代王。而遣朱虛侯以誅呂氏。事上告齊王。令罷兵。

朱虛侯首として先づ呂産を斬る。是に於て太尉勃等は乃ち盡く諸呂を誅するを得たり。而して琅邪王も亦齊より長安に至りぬ。大臣議し、齊王を立てんと欲す。琅邪王及び大臣曰く、齊王の母家驕鉤は惡戾なり、虎にして冠する者なり。方に呂氏の故を以て幾ど天下を亂せるに、今又齊王を立てるは、是れ復呂氏爲らんと欲するなり。代王の母家薄氏は、君子長者なり。且代王は又親高帝の子なり、今に於て見に在り、且最も長と爲す。子を以てすれば則ち順、善人を以てすれば則ち大臣安しと。是に於て大臣乃ち謀り、迎へて代王を立て。而して朱虛侯を遣り、呂氏を誅せし事を以て齊王に告げ、兵を罷めしむ。

● 賢臣の義、高帝の賢子なるを謂ふ ● 現在

灌嬰在。蔡陽。聞魏勃本教齊王反。既誅呂氏。罷齊兵。使使召責問魏勃。勃曰。失火之家。豈暇先言大人。而後救火乎。因退立股戰而栗。恐不能言者。終無他語。灌將軍熱視笑曰。人謂魏勃勇。妄庸人耳。何能爲乎。乃罷魏勃。魏勃父以善鼓琴。見秦皇帝。及魏勃少時。

灌嬰は蔡陽に在りて、魏勃が本齊王に反を教へしを聞き、既に呂氏を誅して齊兵を罷むるや、使をして召さしめ、魏勃を責め問ふ。勃曰く、失火の家は豈先づ大人に言つて、而る後に火を救ふに暇あらんやと。因りて退き立ち、股戰して栗れ恐れて言ふ能はざる者のごとく、終に他語無し。灌將軍熱視して笑つて曰く、人は魏勃を勇なりと謂ふも、妄庸人のみ、何ぞ能く爲さんやと。乃ち魏勃を罷めき。魏勃の父は、善く琴を鼓するを以て秦の皇帝に見えき。魏勃の少時に及び、齊相曹參に見えんことを求めんと欲す。家貧しく、以て自ら通ずる無し。乃ち常に獨り早夜に齊相の舍人の門外を掃ふ。相の舍人之を怪み、以て物と爲す。之を伺うて勃を得たり。勃曰く、相君に見えんことを願へども因無し、故に子が爲に掃ひ、以て見を求めんと欲すと。是に於て舍人は勃を見えしむ。曹參は因りて以て舍人と爲す。一たび參の爲に御して事を言へるに、參は以て賢なりと爲し、之を齊の悼惠王に言ふ、悼惠王召し見て、則ち拜して内史と爲せり。始め悼惠王

欲求見齊相曹參家貧無以自通乃常獨早夜掃齊相舍人門外相舍人怪之

● 取々鼓腹に要を生ずるなり ● 虚妄なる凡庸の人 ● 朝夕に同じ ● 怪物なりと思惟す ● 離故

以爲物而伺之得物勃曰願見相君無因故爲子掃欲以求見於是舍人見勃曹參因以爲舍人一爲參御言事參以爲賢言之齊悼惠王悼惠王召見則拜爲內史始悼惠王得自置二千石及悼惠王卒而哀王立勃用事重於齊相

王既罷兵歸而代王來立是爲孝文帝元年盡以高后時所割齊之城陽琅邪濟南郡復與齊而徙琅邪王王

王既に兵を罷め歸るや、代王來り立つ、是を孝文帝と爲す。孝文帝の元年、盡く高后の時に割きし所の、齊の城陽・琅邪・濟南の郡を以て、復齊に與ふ。而して琅邪王を徙して燕に王とす。朱虛侯・東牟侯に、各二千戸を益し封す。是歳齊の哀王卒し、太子側立つ、是を文王と爲す。齊の文王の元年、漢は齊の城陽郡を以て、朱虛侯を立てて城陽王と爲し、齊の濟北郡を以て、東牟侯を立てて濟

燕益封朱虛侯東牟侯各二千戸是歳齊哀王卒太子側立是爲文王齊文王元年漢以齊之城陽郡立朱虛侯爲城陽王以齊濟北郡立東牟侯爲濟北王二年濟北王反漢誅殺之入于漢後二年孝文帝盡封齊悼惠王子分齊爲七王

● 蓋に對して列侯と爲したる悼惠王の子六人を以て野を分つて六王とす

齊孝王將闔以悼惠王子楊虛侯爲齊王故齊別郡盡以王悼惠王子志爲齊之孝王將闔は、悼惠王の子楊虛侯を以て齊王と爲り、故の齊の別郡は、盡く以て悼惠王の子を王とす。子志は濟北王と爲り、子辟光は濟南王と爲り、子賢は菑川王と爲り、子卬は膠西王と爲り、子雄渠は膠東王と爲る。城東と與に、齊は凡て七王あり。齊の孝王十一年、吳王濞と楚王戊と反して、兵を興し、西のかた諸

齊北王。子辟光爲濟南王。子賢爲菑川王。子卬爲膠西王。子雄渠爲膠東王。與之城陽。齊凡七王。齊孝王十一年。吳王濞。楚王戊反。與兵四告諸侯。曰。將誅漢賊。臣鼂錯以安宗廟。膠西膠東菑川濟南。皆擅發兵。應吳楚。欲與齊。齊孝王狐疑。三城守不聽。三國兵共圍齊。齊王使路中大夫告於天子。天子復令路中大夫還告齊王。善堅守。吾兵令

侯に告げて曰く、將に漢の賊臣鼂錯を誅して、以て宗廟を安んぜんとす。膠西・膠東・菑川・濟南、皆擅に兵を發し、吳楚に應じて齊と與にせんと欲す。齊の孝王は狐疑し、城守して聽かず。三國の兵は共に齊を圍む。齊王は路中大夫をして天子に告げしむ。天子は復路中大夫をして還つて齊王に告げしむらく、善く堅守せよ、吾が兵今に吳楚を破らんと。路中大夫至るに、三國の兵は臨菑を圍むこと數重なり、從り入るべき無し。三國の將、劫して路中大夫と盟つて曰く、若反言せよ。漢は已に破れたり、齊趣に三國に下れ、不らずんば且に屠られんとす。路中大夫既に之を許し、城下に至り、齊王を望見して曰く、漢已に兵百萬を發し、太尉周亞夫をして撃つて吳楚を破り、方に兵を引いて齊を救はしむ。齊必ず堅守せよ、下る無れと。三國の將は路中大夫を誅せり。

膠西菑川濟南 中大夫路中

破吳楚矣。路中大夫至。三國兵圍臨菑數重。無從入。三國將劫與路中大夫盟曰。若反言。漢已破矣。齊趣下三國。不且見屠。路中大夫既許之。至城下。望見齊王曰。漢已發兵百萬。使太尉周亞夫擊破吳楚。方引兵救齊。齊必堅守無下。三國將誅路中大夫。

齊初圍急。陰與三國通謀。約未定。會聞路中大夫從漢來喜。及其大臣乃復勸王毋下三國。居無何。漢將樂布平陽侯等兵至齊。擊破三國兵。解齊圍。已而復聞齊初與三國有謀。將欲移兵伐齊。齊

齊初め圍急なり、陰に三國と謀を通ず、約未だ定らざるに、會々路中大夫が漢より來ると聞いて喜び、及び其大臣は、乃ち復王に勸めて三國に下る毋らしむ。居ること何も無く、漢將樂布・平陽侯等の兵齊に至り、撃つて三國の兵を破り齊の圍を解く。已にして復齊が初め三國と謀有りしを聞き、將に兵を移して齊を伐たんと欲せんとす。齊の孝王懼れ、乃ち樂を飲んで自殺す。景帝之を聞き、以爲らく、齊は首として善し、追劫を以て謀有りしのみ、其罪に非ずと。乃ち孝王の太子壽を立てて齊王と爲す。是を懿王と爲す、齊の後を續ぐ。而して膠西・膠東・濟南・菑川の王は、咸誅滅せられ、地は漢に入る。濟北王を徙して、菑川に王とす。齊の懿王立ち、二十二年に卒す。子次景立つ、是を厲王と爲す。齊の厲王

孝王懼。乃飲藥自殺。景帝聞之。以為齊首善。以迫劫有謀。非其罪也。乃立孝王太子壽。為齊王。是為懿王。繼齊後。而膠東濟南四郡。入于漢。徙濟北王。王苗川。齊懿王立。二十二年。卒。子次景立。是為厲王。齊厲王。其母曰紀太后。太后取其弟紀氏女。為厲王后。王不愛紀氏女。太后欲其家。重寵。令其長女紀翁主入王宮。正其後宮。毋令得近王。欲令愛紀氏女。王因與其姊翁主。姦。齊有宦者徐甲。入事漢皇太后。太后有愛女。曰脩成君。脩成君非劉氏。太后憐之。脩成君有女。皇太后喜。甲をして齊に之かきめき。

名娥。太后欲嫁之於諸侯。宦者甲乃請使齊。必令王上書請娥。皇太后喜。使甲之齊。是時齊人主父偃。知甲之使齊。以取后事。亦因謂甲。即事成。幸言。偃女。願得充。王後宮。甲既至齊。風以此事。紀太后大怒。曰。王有后。宮具備。且甲齊。貧人。急。乃為宦者。入事。漢無補益。乃欲亂吾王家。且主父偃何為者。乃欲以女充後宮。徐

● 齊迫強要 ● 代々一家に寵を專有せんと欲す ● 諸王の女を翁主と謂ふ、母姪を稱して紀翁主と曰ふなり
● 王太后なり

是時齊人主父偃。知甲之使齊。以取后事。亦因謂甲。即事成。幸言。偃女。願得充。王後宮。甲既至齊。風以此事。紀太后大怒。曰。王有后。宮具備。且甲齊。貧人。急。乃為宦者。入事。漢無補益。乃欲亂吾王家。且主父偃何為者。乃欲以女充後宮。徐

は、其母を紀太后と曰ふ。太后は其弟紀氏の女を取りて、厲王の后と爲すに、王は紀氏の女を愛せず。太后は其家の寵を重んじんと欲し、其長女紀翁主をして王宮に入り、其後宮を正し、王に近づくを得しむる母らしめ、紀氏の女を愛せしめんと欲す。王因りて其姊の翁主と姦す。齊に宦者徐甲といふもの有り、入りて漢の皇太后に事ふ。太后に愛女有り、脩制君と曰ふ。脩制君は劉氏に非ず、太后之を憐む。脩制君に女有り、娥と名づく。太后は之を諸侯に嫁せんと欲す。宦者甲は、乃ち請うて齊に使し、必ず王をして上書して娥を請はしめんとす。皇太后喜び、甲をして齊に之かきめき。

この時、齊人主父偃は、甲が齊に使用して以て后を取ることを知り、亦因りて甲に謂ふらく、即し事成らば幸に偃の女を言へ、願くは王の後宮に充つるを得んと。甲既に齊に至るや、風するに此事を以てす。紀太后大いに怒つて曰く、王に后有り、後宮も具備す。且甲は齊の貧人なり、急なり。乃ち宦者と爲り、入りて漢に事ふるも補益無し。乃ち吾が王家を亂さんと欲するか。且父父偃は何爲る者ぞ、乃ち女を以て後宮に充てんと欲すると。徐甲大いに窮す。還りて皇太后に報じて曰く、王已に娥を尙するを願へども、然れども一害有り、恐らくは燕王の如くならんと。燕王は、其子昆弟と姦し、新に坐して以て死し國を亡へり。故に燕を以て太后を感ぜしむるなり。太后曰く、復女を齊に嫁する事を言ふ無れ、事浸濶せば、天子に聞するを得ざらんと。主父偃も此に由りて、亦齊と郤有り、主父偃は方に天子に幸せられ、事を用ふ。因りて言ふ、齊の臨菑は十萬戸、市租千金あり。

甲大窮。還。報。皇太后曰。王已願。尚。娥。然。有。一。害。恐。如。燕。王。燕。王。者。與。其。子。昆。弟。盡。新。坐。以。死。亡。國。故。以。燕。感。太。后。太。后。曰。無。復。言。嫁。女。齊。事。事。浸。薄。不。得。聞。於。天子。主。父。偃。由。此。亦。與。齊。有。郤。主。父。偃。方。幸。於。天子。用。事。因。言。齊。臨。苗。十。萬。戶。市。租。千。金。人。衆。殷。富。巨。於。長。安。此。非。天。子。親。弟。愛。子。不。得。王。此。今。齊。王。於。親。屬。益。疎。乃。從。容。言。呂。太。后。時。齊。欲。反。吳。楚。時。孝。王。幾。爲。亂。今。聞。齊。王。與。其。姊。亂。於。是。天。子。乃。拜。主。父。偃。爲。齊。相。且。正。其。事。

り、人家殷富、長安よりも巨なり。此れ天子の親弟愛子に非ずんば、此に王たるを得ず。今は齊王、親屬に於て益々疎なりと。乃ち從容として言ふらく、呂太后の時に、齊は反せんと欲しき。吳楚の時、孝王は幾ど亂を爲せり。今は聞く、齊王は其姊と亂ると。是に於て、天子は乃ち主父偃を拜して齊相と爲し、且に其事を正さしめんとす。

- 后を迎へ定む ● 偶しさとす ● 生活に困難危急なり ● 困りぬく ● 事情の漸く深入するなり
- 問隙 ● 賣上上納の税金 ● 親族とは言へ餘程遠縁となれり

主父偃既至齊。乃急治王後宮宦者。爲王通於姊翁主所者。令其辭。皆引王罪。爲吏所執。誅。乃飲藥自殺。絕無後。是時趙王懼主父偃一出廢齊。恐其漸疎骨肉。乃上書言偃受金及輕重之短。天子亦既囚偃。公孫弘言。齊王以愛死母。後國入漢。非誅偃無以塞天下之望。遂誅偃。齊厲王立五年死。母後國入于漢。齊悼惠王後尙有二國。城陽及菑川。菑川地比齊。天子憐齊。爲悼惠王冢園在郿。制臨菑。東環悼惠王冢園邑。盡以予菑川。以

て、吏の執へ誅する所と爲るを懼れ、乃ち藥を飲みて自殺す。絶えて後無し。是時、趙王は、主父偃が一たび出でて齊を廢したるを懼れ、其漸く骨肉を疎にするを恐る、乃ち上書して、偃が金を受けしこと、及び輕重の短を言ふ。天子亦既に偃を囚ふ。公孫弘言ふ、齊王は愛を以て死し、後母く、國は漢に入れり。偃を誅するに非ずんば、以て天下の望を塞ぐ無けん。遂に偃を誅す。齊の厲王立ち、五年にして死し、後母し。國は漢に入る。齊の悼惠王の後、尙二國有り、城陽及び菑川なり。菑川の地は齊に比し。天子は齊を憐み、悼惠王の冢園の郡に在るが爲に、臨菑の東を割き、悼惠王の冢園邑を環らし、盡く以て菑川に予へて以て悼惠王の祭祀を奉ぜしむ。

- 調査札問す ● 言辭もて證據立つ ● 天子の骨肉を疎遠にす ● 賄賂を受けし事述 ● 財政上の論議
- の缺點 ● 近接す

齊悼惠王世家第二十二

奉悼惠王祭祀。

城陽景王章。齊悼惠王子。以朱虛侯與大臣共誅諸呂。而章身首先斬相國呂王。產於未央宮。孝文帝既立。益封章二千戶。賜金千斤。孝文二年。以齊之城陽郡立章爲城陽王。立二年卒。子喜立。是爲共王。共王八年。徙王淮南。四年復還。

城陽の景王章は、齊の悼惠王の子なり、朱虚侯を以て、大臣と共に諸呂を誅す、而して章は身首として先づ相國呂王産を未央宮に斬りき。孝文帝既に立つや、章を二千戸に益し封じ、金千斤を賜ふ。孝文の二年、齊の城陽郡を以て、章を立てて城陽王と爲す。立つこと二年に卒し、子喜立つ、是を共王と爲す。共王の八年、徙りて淮南に王たり。四年復還りて城陽に王たり。凡そ三十三年にして卒す。子建延立つ、是を頃王と爲す。頃王は二十八年に卒し、子義立つ、是を敬王と爲す。敬王は九年に卒し、子武立つ、是を惠王と爲す。惠王は十一年に卒し、子順立つ、是を荒王と爲す。荒王は四十六年に卒し、子恢立つ、是を戴王と爲す。戴王は八年に卒し、子景立つ、建始三年に至り、十五歳にして卒せり。濟北王興居は、齊の悼惠王の子なり、東牟侯を以て大臣を助けて諸呂を誅す功少し。文帝の代より來るに及び、興居曰く、請ふ太僕嬰と入りて、宮を清めん

王城陽。凡三十三年卒。子建延立。是爲頃王。頃王二十八年卒。子義立。是爲敬王。敬王九年立。子武立。是爲惠王。惠王十一年卒。子順立。是爲荒王。荒王四十六年卒。子恢立。是爲戴王。戴王八年卒。子景立。至建始三年。十五歳卒。濟北王興居。齊悼惠王子。以東牟侯助大臣誅諸呂。功少。及文帝從代來。興居曰。請與太僕嬰入清宮。廢少帝。共與大臣尊立孝文帝。孝文二年。以齊之城陽郡立興居爲濟北王。與城陽王俱立。立二年反。

と。少帝を廢し、共に大臣と孝文帝を尊立す。孝文帝の二年、齊の濟北郡を以て興居を立てて濟北王と爲し、城陽王と俱に立つ。立つの二年に反せり。

以下悉く補少孫の補作ならんとの説あり 成帝の年説 侍從長の朝、時に嬰侯嬰官に居る 后妃世家參照

始大臣誅呂氏時。朱虚侯功尤大。許盡以趙地。王朱虚侯。盡以梁地。王東牟侯。及孝文帝立。閉朱虚東牟

始め大臣が呂氏を誅せし時、朱虚侯の功は尤も大なり。盡く趙の地を以て朱虚侯を王とし、盡く梁地を以て東牟侯を王とするを許す。孝文帝立つに及び、朱虚侯・東牟侯が初に齊王を立てんと欲せしを聞き、故に其功を緝け、二年に及びて諸子を王とし、乃ち齊の二郡を割いて以て章・興居を王とせり。章・興居は自ら以ふ、職を失ひ功を奪はると。章死す、而して興居は匈奴が大いに漢に入り、

靖王二十年卒。子遺代立。

是爲頃王。三十六年卒。子終古立。是爲思王。二十八年卒。子尚立。是爲孝王。五年卒。子橫立。至建始三年。十一歲卒。膠東王卬。齊悼惠王子。以昌平侯文帝十六年。爲膠西王。十一年。與吳楚反。漢擊破殺卬。地入于漢。爲膠西郡。膠東王雄渠。齊悼惠王子。以白石侯文帝十六年。爲膠東王。十一年。與吳楚反。漢擊破殺雄渠。地入于漢。爲膠東郡。

は漢に入り、膠東郡と爲りき。

太史公曰。諸侯大國。無過齊悼惠王。以海內初定。子弟少。激秦之無尺土封。故大封同姓。以填萬民之心。及後分裂。固其理也。

太史公曰く、諸侯の大國は、齊の悼惠王に過ぎたるは無し。以ふに海内初めて定まり、子弟少し、秦の尺土の封無きに激す、故に大いに同姓を封じ、以て萬民の心を填めき。後に及んで分裂せしも、固より其理なり。

● 秦の皇族に尺土の地をも有する者無かりしに感じて其弊を防がんとせしを謂ふ

卷五十三

蕭相國世家第二十三

蕭相國何者。沛人也。以文無害。爲沛主吏掾。高祖爲布衣時。何數以吏事護高祖。常左右之。高祖以吏繇成陽。吏皆送奉錢三。何獨以五。秦御史監郡者。與從事常辨之。何乃給泗水

蕭相國何は、沛の豊の人なり。文無害なるを以て、沛の主吏掾と爲る。高祖布衣爲る時、何は數々、吏事を以て高祖を護す。高祖亭長と爲るや、常に之に左右す。高祖が吏を以て咸陽に繇するや、吏皆奉錢三を送るに、何獨り五を以てせり。秦の御史の郡を監する者、與に従事するに、常に之を辨す。何乃ち泗水卒史の事に給して、第一たり。秦の御史、入り言ひて何を徵さんと欲す。何は固く請うて行く毋きを得たり。高祖が起ちて沛公と爲るに及び、何は常に丞と爲りて、事を督す。沛公が咸陽に至るや、諸將皆争うて、金帛財物の府に走りて、之を分つ。何獨り先づ入り、秦の丞相御史の律令圖書を收めて之を藏す。沛公漢王と爲るや、何を以て丞相と爲す。

卒史事第一。秦御史欲入言徵何。何固請得毋行。及高祖起爲沛公。沛公何常爲丞督事。沛公至咸陽。諸將皆爭走金帛財物之府二分之二。何獨先入。收秦丞相御史律令圖書藏之。沛公爲漢王。以何爲丞相。

- 江蘇徐州府
- 法を持すること公平
- 法を司り兼ねて牢獄の事務を執る
- 教諭
- 宿衛の長
- 役夫として出張す
- 儲別金
- 曹何よくその事務を處辨す
- 事務官となり事務を執行す
- 事務を監督す
- 宮殿に入るなり

項王與諸侯。屠燒咸陽。而西去。漢王所以具知天下阨塞。戶口多少。疆弱之處。民所疾苦者。以何具得秦圖書也。何進言韓信。漢王以信爲大將軍。語在淮陰侯。

項王諸侯と咸陽を屠り焼きて去る。漢王が具に天下の阨塞、戶口の多少、疆弱の處、民の疾苦する所を知りし所以の者は、何が秦の圖書を具へ得たるを以てなり。何は韓信を進言せり、漢王は信を以て大將軍と爲せり。語は淮陰侯の事の中に在り。漢王兵を引き、東して三秦を定むるや、何は丞相を以て留り、巴蜀を收め、填撫諭告して、軍食を給せしむ。漢の二年、漢王は諸侯と楚を撃つ。何は關中を守り、太子に侍して、櫟陽を治し、法令約束を爲り、宗廟・社稷・宮室・縣邑を立つ。輒ち奏上す、可とし、以て事に從ひ、即ち奏上するに及ばず。

事中。漢王引兵東定三秦。何以丞相留。收巴蜀。填撫諭告。使給軍食。漢二年。漢王與諸侯擊楚。何守關中。侍太子治櫟陽。爲法令約束。立宗廟社稷。宮室縣邑。輒奏上。可。許。以從事。即不及奏上。輒以便宜施行。上來以聞。關中事計戶口。轉漕給軍。漢王數失軍遁去。何常與關中卒。輒補缺。上以此專屬。任何關中事。

輒ち便宜を以て施行するを許す。上來るや以聞す。關中の事は、戶口を計り、轉漕して軍に給す。漢王數々軍を失ひ遁れ去るに、何は常に關中の卒を興して輒ち補缺す。上此を以て専ら何に關中の事を屬任す。

- 簡要の城塞
- 推舉の義
- 儒信の傳記中
- 二郡の名
- 軍の糧食
- 陝西西安府臨潼縣
- 奏上す
- 運糧に同じ
- 委任す

漢三年。漢王與項羽相距京索之間。上數使使勞苦丞相。鮑生謂丞相曰。王暴

漢の三年、漢王と項羽と、京索の間に相距ぐ。上數々使をして丞相を勞苦せしむ。鮑生は丞相に謂つて曰く、王は衣を暴し蓋を露し、數々使をして君を勞苦せしむる者は、君の心を疑ふ有ればなり。君の爲に計るに、君の子孫昆弟の能く兵に勝ふる者を遣して、悉く軍の所に詣らしむるに若くは莫し、上必ず益

衣露蓋。數使使勞苦君者。有疑君心也。爲君計莫若遣君子孫昆弟能勝兵者。悉詣軍所。上必益信君。於是何從其計。漢王大說。漢五年。既殺項羽。定天下。論功行封。羣臣爭功。歲餘。功不決。高祖以蕭何功最盛。封爲鄴侯。所食邑多。功臣皆曰。臣等身被堅執銳。多

君を信ぜんと。是に於て何は其計に従ふ。漢王大いに説ぶ。漢の五年、既に項羽を殺して天下を定め、功を論じ封を行ふに、羣臣功を争ひ、歳餘まで功決せず。高祖は蕭何が功最も盛なるを以て、封じて鄴侯と爲す、食む所の邑多し。功臣皆曰く、臣等は身に堅を被り銳を執り、多き者は百餘戰、少き者も數十合。城を攻め地を略す、大小各々差有り。今蕭何は未だ嘗て汗馬の勞有らず、徒に文墨を持し、議論して戦はざるに、願ふに反つて臣等の上に居るは何ぞやと。高帝曰く、諸君獵を知るか、曰く、之を知る。獵狗を知るか、曰く、之を知ると。高帝曰く、夫れ獵に獸兔を追ひ殺す者は狗なり、而も發蹤して獸の處を指示する者は人なり。今諸君は徒能く走獸を得るのみ、功狗なり。蕭何が如きに至つては、發蹤指示す、功人なり。且諸君は獨り身を以て我に隨へり、多き者も兩三人のみ。今蕭何は舉宗數十人、皆我に隨へり、功は忘るべからずと。羣臣皆敢て言ふもの莫し。

● 河南梁陽の南方なる京縣案邑 ● 衣服を風日に晒し、車蓋を雨露に濡す ● 戰闘勳勞の勞 ● 法律規則を執行す ● 然るにの義 ● 物を放ち遣はすなり、限は蹤に同じ ● 一族悉く

者百餘戰。少者數十合。攻城略地。大小各有差。今蕭何未嘗有汗馬之勞。徒持文墨。議論不戰。願反居臣等上。何也。高帝曰。諸君知獵乎。曰。知之。高帝曰。夫獵追殺獸兔者。狗也。而發蹤指示獸處者。人也。今諸君徒能得走獸耳。功狗也。至如蕭何。發蹤指示。功人也。且諸君獨以身隨我。多者兩三人。今蕭何舉宗數十人。皆隨我。功不可忘也。羣臣皆莫敢言。

列侯畢く已に封を受け、位次を奏するに及ぶ。皆曰く、平陽侯曹參は、身に七十創を被り、城を攻め地を略す、功最も多し、宜しく第一なるべしと。上已らざるも、然も心に何の第一ならんことを欲す。關内侯鄂君進んで曰く、羣臣の議は皆誤れり。夫れ曹參は野戰略地の功有りと雖も、此れ特一時の事のみ。夫れ上と楚と相距ぐこと五歳、常に軍を失ひ衆を亡ひ、身を逃れて遁る者數なり、然るに蕭何は常に關中より軍を遣りて其處を補へり。上が詔令して召

列侯畢已受封。及奏位次。皆曰。平陽侯曹參。身被七十創。攻城略地。功最多。宜第一。上已撓。功臣多封蕭何。至位次。未復難之。然心欲何第

なり、然るに蕭何は常に關中より軍を遣りて其處を補へり。上が詔令して召

一。關内侯鄂君進曰。羣臣議皆誤。夫曹參雖有野戰略地之功。此特一時之事。夫上與楚相距五歲。常失軍亡衆。逃身遁者數矣。然蕭何常從關中遣軍補其處。非上所詔令召而數萬衆會。上之乏絕者數矣。夫漢與楚相守。榮陽數年。軍無見糧。蕭何轉漕關中。給

す所に非ざるに、數萬の衆は、上の乏絶に會する者數なり。夫れ漢と楚と榮陽に相守ること數年、軍に見糧無し。蕭何關中より轉漕し、給食乏しからず。陛下は數々山東を亡へりと雖も、蕭何は常に關中を全うして、以て陛下を待ちき。此れ萬世の功なり。今曹參等を亡ふこと百數なりと雖も、何ぞ漢に缺かんや。漢之を得とも、以て全きを待つを必せじ。奈何ぞ一旦の功を以て、萬世の功に加へんと欲するや。蕭何第一、曹參之に次ぐと。高祖曰く、善しと。是に於て乃ち蕭何をして、劍を帯びて、履はいて殿に上り、朝に入りて趨らざるを賜はしむ。上曰く、吾聞く賢を進むるは上賞を受くと。蕭何の功高しと雖も、鄂君を得て乃ち益々明なりと。是に於て、鄂君が故食みし所の關内侯の邑に因り、封じて安平侯と爲し、是日悉く何が父子兄弟十餘人を封す。皆食邑有り。乃ち何に二千戸を益封す。帝が嘗て咸陽に繇せし時、何が我に送るに、獨り奉錢二を贏ししを以てなり。

食不之。陛下雖亡山東。蕭何常全關中。以待陛下。此萬世之功也。今雖亡曹參等百數。何缺於漢。漢得之不必待。以全。奈何欲以一旦之功。而加萬世之功哉。蕭何第一。曹參次之。高祖曰。善。於是乃令蕭何賜帶劍履。上殿入朝。不趨。上曰。吾聞進賢受上賞。蕭何功雖高。得鄂君。乃益明。於是因鄂君故所食關内侯邑。封爲安平侯。是日悉封何父子兄弟十餘人。皆有食邑。乃益封何二千戶。以下帝嘗繇咸陽時。何送我獨贏奉錢二也。

漢十一年。陳稀反。高祖自將至邯鄲。未罷。淮陰侯謀反。關中呂后用蕭何計。誅淮陰侯。語在淮陰事中。上已聞淮陰侯

● 抑へ斥く ● 反駁せず ● 名は千秋 ● 兵と糧と共に缺乏せる處へ ● 現在に食すべき糧食 ● 遺御を持つ ● 安全を期するに足らざる ● 善惡を其儘に存するなり ● 領地

漢の十一年、陳稀反す。高祖は自ら將として邯鄲に至り、未だ罷まざるに、淮陰侯は關中に謀反す。呂后は蕭何の計を用ひて、淮陰侯を誅せり。語に淮陰の事の中に在り。上已に淮陰侯の誅を聞き、使をして丞相何を拜して相國と爲さしめ、五千戸を益封し、卒五百人と一都尉とをして、相國の衛爲らしむ。諸君皆賀するに、召平は獨り弔せり。召平は故の秦の東陵侯なり。秦破るゝや布衣と爲り、貧にして瓜を長安城の東に種うるに、瓜美なり。故に世俗に之を東陵瓜と謂ふは、

誅。使使拜丞
相何。爲相國。
益封五千戶。
令卒五百人。
一部尉爲相
國衛。諸君皆
賀。召平獨弔。
召平者。故秦
東陵侯。秦破
爲布衣。貧種
瓜於長安城
東。瓜美。故世
俗謂之東陵
瓜。從召平。以爲名也。召平謂相國曰。禍自此始矣。上暴露於外。而君守於中。非被矢石之事。而益君封。置衛者。以今者淮陰侯新反於中。疑君心矣。夫置衛衛君。非以寵君也。願君讓封勿受。愛以家私財佐軍。則上心說。相國從其計。高帝乃大喜。

召平より以て名と爲すなり。召平は相國に謂つて曰く、禍は此より始らん。上は外に暴露し、而して君は中に守り、矢石を被るの事に非ず。而るに君の封を益して衛を置く者は、今は淮陰侯新に中に反せしを以て、君が心を疑ふなり。夫れ衛を置いて君を衛るは、以て君を寵するに非ざるなり。願くは君封を讓りて受くること勿く、悉く家の私財を以て軍を佐けよ。則ち上の心説はんと。相國其計に従ふ。高帝乃ち大いに喜ぶ。

● 在事の未だ罷まざるなり ● 留信の事 ● 淮陰侯列傳中に記事あり ● 豈に從ふ

漢十二年秋、黥布反す。上自ら將として之を擊ち、數く使して相國に何をか爲すと問はしむ。相國は上の軍に在るが爲に、乃ち百姓を拊循勉力せし

使問相國何
爲。相國爲上
在軍。乃拊循
勉力百姓。悉
以所有佐軍。
如陳稀時。客
有說相國曰。
君滅族不久
矣。夫君位爲
相國功第一。
可復加哉。然
君初入關中。
得百姓心。十
餘年矣。皆附
君。常復奉三
君。民和。上所
爲。數問君者。
長君傾動關
中。今君胡不
多買田地。賤

め、悉く有る所を以て軍を佐くること、陳稀の時の如くす。客の相國に説くもの有り。曰く、君の族を滅せられんこと久しからじ。夫れ君の位は相國爲り、功は第一なり、復加ふべけんや。然れども君初關中に入り、百姓の心を得たること十餘年なり。皆君に附けり。常に復民の和を得るに奉事たり。上が數々君を問ふを爲す所の者は、君が關中を傾動するを畏るゝのみ。今君胡ぞ多く田地を買ひ、賤貴貸して以て自ら汗さざる、上の心乃ち安からんと。是に於て相國は其計に従ふ。上乃ち大いに説ぶ。上が布の軍を罷め歸るや、民は道に行を遮り、上書して相國が賤しく弭ひて民の田宅を買ふこと數千萬なるを言ふ。上至り、相國調す。上笑つて曰く、夫れ相國は乃ち民より利するかと。民の上書せし所、皆以て相國に與へて曰く、君自ら民に謝せよと。相國因りて民の爲に請うて曰く、長安は地狭し。上林の中に空地の棄れたるもの多し、願くは民をして入り田つくるを得て、棄を收むる毋く、禽獸の食と爲さしめんと。

賈貨以白汙。上心乃安。於是相國從其計。上乃大說。上罷布軍歸。民道遮行。上書言相國賤買民田宅數千萬。上至相國謁。上笑曰。夫相國乃利民。民所上書。皆以與相國。曰。君自謝。民相國因爲民請曰。長安地狹。上林中多空地。願令民得入田。毋收藥爲禽獸食。

上大怒曰。相國多受賈人財物。乃爲請吾苑。乃下相國廷尉。械繫之。數日。王衛尉侍。前問曰。相國何大罪。陛下繫之。暴也。上曰。吾聞李斯相。秦皇帝有善歸主。上大いに怒りて曰く、相國は多く賈人の財物を受け、乃ち爲に吾が苑を請ふかと。乃ち相國を廷尉に下して之を械繫すること數日なり。王衛尉侍し、前み問うて曰く、相國は何の大罪ぞ、陛下の之を繫ぐことの暴なるやと。上曰く、吾聞く、李斯の秦皇帝に相たるや、善有れば主に歸し、惡有れば自ら與へきと。今は相國、多く賈金の金を受けて、民の爲に吾が苑を請ひ、以て自ら民に媚ぶ。故に之を繫治すと。王衛尉曰く、夫れ職事は、苟も民に便なる有れば之を請ふは、眞に宰相の事なり。陛下奈何ぞ乃ち相國が賈人の錢を受けしを疑ふぞや。且陛下

- 淮南王英布 ● 捕て従はしむ ● 心を盡し力むる貌 ● 高利貸の類、兎劣なる貸附方法なり ● 御死
- 上林苑なり ● 高を殖し置く

有惡自與。今相國多受賈金。而爲民請吾苑。以自媚於民。故繫治之。王衛尉曰。夫職事。苟有便於民。而請之。眞宰相事。陛下奈何。乃疑相國受賈人錢乎。且陛下距楚數歲。陳稀黥布反。陛下自將而往。當是時。相國守關中。搖足則關以西。非陛下有也。相國不以此時爲利。今乃利賈人之金乎。且秦以不聞其過。亡天下。李斯之分過。又何足法哉。陛下何疑宰相之淺也。高帝不懼。

下の楚を距ぐや數歲、陳稀・黥布の反するにも、陛下自ら將として往けり。是時に當りて、相國は關中を守れり。足を搖せば則ち關以西は陛下の有に非ざるなり。相國は此時を以て利を爲さずして、今は乃ち賈人の金を利らんや。且秦は其過を聞かざるを以て天下を亡へり。李斯の過を分てること、又何ぞ法るに足らんや。陛下何ぞ宰相を疑ふの淺きやと。高帝懼はず。

- 裁判の最上官 ● かせして繋留す ● 自己に甘受せり ● 賈人を與しむ言ふ ● 捕縛して處分せんとす
- 司事所の事務 ● 輕卒獲得

是日使使持節。赦出相國。相國年老。素

是日使をして節を持し、赦して相國を出さしむ。相國年老ゆ、素より恭謹なり。入り徒跣にして謝す。高帝曰く、相國休せよ、相國が民の爲に苑を請ふに、

恭謹。入徒。謝。高帝曰。相國休矣。相國爲民請苑。吾不許。我不過爲桀紂主。而相國爲賢相。吾故繫相國。欲令百姓聞。吾過也。何素不與曹參相能。及何病。孝惠自臨視相。國病。因問曰。君即百歲後。誰可代君者。對曰。知臣莫如主。孝惠曰。曹參何如。何頓首曰。帝得

吾許さず。我は桀紂の主爲るに過ぎずして、相國は賢相爲り。吾故に相國を繋ぎ、百姓をして吾が過を聞かしめんと欲せしなりと。何は素より曹參と相能からず。何の病むに及び、孝惠は自ら臨んで相國の病を視、因りて問うて曰く、君即し百歳の後は、誰か君に代るべき者ぞと。對へて曰く、臣を知るは主に如くは莫しと。孝惠曰く、曹參は何如と。何頓首して曰く、帝之を得たり。臣、死すとも恨みじと。何は田宅を置くに、必ず窮處に居けり。家を爲むるに垣屋を治せずして曰く、後世賢ならば吾が儉を師とせん。不賢なるも勢家の奪ふ所と爲る母らんと。孝惠の二年、相國何卒す。諡して文終侯と爲す。後嗣は罪を以て侯を失ふ者あり、四世にして絶ゆ。天子輒ち復何の後を求め、封じて鄴侯を續がしむ。功臣の比ふを得るもの莫し。

● しるしの旗なり、節節に同じ ● はだし也 ● 所屬なる土地 ● 修飾せず ● 權勢ある人 ● 曹何の子孫

之矣。臣死不恨矣。何置田宅。必居窮處。爲家不治垣屋。曰。後世賢師吾儉。不賢毋爲勢家所奪。孝惠二年。相國何卒。諡爲文終侯。後嗣以罪失侯者。四世絶。天子輒復求何後。封續鄴侯。功臣莫得比焉。

太史公曰。蕭相國何於秦時。爲刀筆吏。錄錄未有三奇節。及漢興。依日月之末光。何謹守管籥。因民之疾。奉法順流。與之更始。淮陰黥布等。皆以誅滅。而何之勳爛焉。位冠羣臣。聲施後世。與閔天。散宜生等。爭烈矣。

太史公曰く、蕭相國何は、秦の時に於て刀筆の吏爲り。錄録として未だ奇節有らず。漢興るに及び、日月の末光に依り、何は管籥を謹守し、民の疾に因りて、法を奉じ流に順ひ、之と更始せり。淮陰・黥布等は、皆以て誅滅せるに、而るに何の勳は爛たり。位羣臣に冠として、聲は後世に施き、閔天・散宜生等と烈を争へり。

● 行政事務書記の一小官吏 ● 殊々に同じ ● 日月の如き帝徳の餘光に由る ● 健に同じ、政務の綱要を指す ● 庶民と共に難新更始の政に従ふ ● 用の二功臣

卷五十四

曹相國世家第二十四

平陽侯曹參者。沛人也。秦時爲沛獄掾。而蕭何爲主吏。居縣爲豪吏。高祖爲沛公而初起也。參以中涓從將。擊胡陵。方與攻秦監公軍。大破之。東下薛。擊泗水守軍薛郭。西復攻胡陵。取之。徙守方

平陽侯曹參は、沛の人なり。秦の時に沛の獄掾と爲り、而して蕭何は主吏と爲り、縣に居て豪吏爲りき。高祖が沛公と爲りて初めて起るや、參は中涓を以て、從將として胡陵・方與を撃ち、秦の監公の軍を攻めて大いに之を破り、東して薛を下し、泗水の守軍を薛郭の西に撃ち、復胡陵を攻めて之を取る。徙りて方與を守るに、方與は反して魏と爲りぬ。之を撃つ。豊も反して魏と爲る、之を攻む。爵七大夫を賜ふ。秦の司馬尼の軍を碭の東に撃ちて之を破り、碭・狐父・祁の善置を取る。又下邑を攻めて以て西し、虞に至り、章邯の車騎を撃ち、爰戚及び亢父を攻めて先登し、遷りて五大夫と爲る。北して東阿を救ひ、章邯の軍を撃ち、陳を陥れ、追うて濮陽に至り、定陶を攻め、臨濟を取り、南して雍丘を救ひ、

與。方與反爲魏。擊之。豐反爲魏。攻之。賜爵七大夫。擊秦司馬尼軍。碭東破之。取碭。狐父。祁善置。又攻下邑。以四。至虞。擊章邯車騎。攻爰戚。及亢父。先登。遷爲五大夫。北救東。由。虜秦侯一人。秦將章邯破殺項梁也。沛公與項羽引而東。楚懷王以沛公爲碭郡長。將碭郡兵。於是乃封參爲執帛。號曰建成君。遷爲成公。屬碭郡。

李由の軍を撃つて之を破り、李由を殺して秦の侯一人を虜にす。秦の將章邯が、破りて項梁を殺すや、沛公は項羽と引いて東す。楚の懷王は、沛公を以て碭郡の長と爲し、碭郡の兵に將たらしむ。是に於て、乃ち參を封じて執帛と爲し、號して建成君と曰ふ。遷りて成公と爲り、碭郡に屬す。

- 山西平陽府 ● 主要なる官吏 ● 侍從の類 ● 共に山東兗州府 ● 郡監の軍 ● 田齊世家參照 ● 位なり ● 江蘇徐州府碭山縣 ● 共に碭の近縣 ● 良縣に同じ ● 碭の東方 ● 河南歸德府碭城縣
- 山東濟寧州嘉祥縣なり、亢父は其接近地 ● 五大夫の位に進む ● 山東泰安府東阿縣 ● 陳に同じ
- 山東曹州府濮州 ● 濮陽の近郷地 ● 山東曹州府高苑縣 ● 河南開封府 ● 楚の爵位

其後從攻東碭郡。破之。成武南。擊之王

離軍成陽南。復攻之。杠里一
大破之。追北
四至。開封。擊
趙軍。破之。
圍趙軍。開封
城中。西擊秦
將楊熊軍於
曲遇。破之。處
秦司馬及御
史各一人。遷
爲執珪。從攻
陽武。下轅轅
緜氏。絕河津。
還擊趙軍。
戶北。破之。從
南攻。擊與。南
陽守。騎戰。陽
城郭東。陷。陳
取宛。虜。盡

に至り、趙賁の軍を撃つて之を破り、趙賁を開封城中に圍む。西して秦將楊熊の軍を曲遇に撃つて之を破り、秦の司馬及び御史各一人を虜にす。遷りて執珪と爲る。從つて陽武を攻め、轅轅・緜氏を下し、河津を絶ち、還りて趙賁の軍を戸北に撃つて之を破る。從つて南して雒陽を攻め、南陽の守騎と陽城の郭東に戦ひ、陳を陥れ宛を取り、騎を虜にし、盡く南陽郡を定む。從つて西し、武關・峽關を攻めて之を取り、前んで秦軍を藍田の南に攻め、又夜其北を撃つ。秦軍大いに破る。遂に咸陽に至りて秦を滅す。項羽至るや、沛公を以て漢王と爲す、漢王は參を封じて建成侯と爲す。從つて漢中に至り、遷りて將軍と爲る。從つて還り、三秦を定む。

- 山東曹州府城武縣
- 咸武附近なり濼州に屬す
- 河南開封府中牟縣
- 執珪の上位なる官爵
- 河南懷慶府四武縣
- 緜氏は河南懷慶府懷慶縣に其南方
- 河南孟津縣の渡口
- 緜氏縣の縣
- 河南汝州府魯山縣
- 南陽郡に屬す
- 陽城の縣
- 陝西商州にあり、峽關は又藍田關と稱す、今の藍田縣に在り
- 前出
- 河南歸德府水城縣
- 陝西漢中府南鄭縣
- 前出

定南陽郡。從西攻武關。峽關。取之。前攻秦軍藍田南。又夜擊其北。秦軍大破。遂至咸陽。滅秦。項羽至。以沛公爲漢王。漢王封參爲建成侯。從至漢中。遷爲將軍。從還定三秦。

初攻下辯。故道。雍。擊章平軍於好時。南破之。圍好時。取。鄠。擊三秦軍。壞東。及高櫟。破之。復圍章平。章平出好時。走。因擊趙賁。內史保軍破之。東取新城。更命曰新城。參將兵守景陵。二十日。三秦使章平等攻

初め下辯の故道・雍・藍田を攻め、章平の軍を好時の南に撃ち、之を破り、好時を圍み、鄠郷を取り、三秦の軍を壞東及び高櫟に撃ちて之を破り、復章平を圍む。章平は好時を出でて走る。因りて趙賁の内史保が軍を撃つて之を破り、東して咸陽を取り、更め命じて新城と曰ふ。參は兵に將として景陵を守ること二十日、三秦は章平等をして參を攻めしむるに、參は出でて撃つて大いに之を破りぬ。食邑を寧秦に賜ふ。參は將軍を以て兵を引いて、章邯を廢丘に圍み、中尉を以て漢王に從ひ、臨晉關より出でて河内に至り、修武を下し、圍津を渡り、東して龍且・項他を定陶に撃つて之を破り、東して陽・蕭・彭城を取り、項籍の軍を撃つに、漢軍大いに敗走せり。參は中尉を以て、圍んで雍丘を取る。王武は黃に反し、程處は燕に反す。往き撃つて盡く之を破る。柱天侯は衍氏に反す、又進んで破り、

參。參出擊大破之。賜食邑於寧秦。參以將軍引兵圍章邯於廢丘。以中尉從漢王。出臨晉關。至河內。下修武。渡圃津。東擊龍且。項他定陶破之。東取鄆蕭彭城。擊項籍軍。漢軍大敗走。參以中尉圍取雍丘。王武反於黃。程處反於燕。往擊盡破之。柱天侯反於衍氏。又進破。取衍氏。擊羽嬰於昆陽。追至葉。還攻武彊。因至滎陽。參自漢中。爲將軍中尉。從擊諸侯及項羽。收還至滎陽。凡二歲。

衍氏を取り、羽嬰を昆陽に撃ち、追うて葉に至り、還りて武彊を攻め、因りて滎陽に至る。參は漢中より將軍中尉と爲り、從つて諸侯及び項羽を撃ち、敗れ還りて滎陽に至りぬ。凡そ二歲。

- 漢中より咸陽に至る道筋に三縣あり
- 陝西乾州
- 嶺高樓共に好時縣中に在り
- 武帝に至り謂城と稱せり
- 新城の近縣
- 陝西漢中府沔縣
- 陝西西安府興平縣
- 山西鄆州
- 河南懷慶府武陟縣
- 所謂白馬津なり河南滑縣に在り
- 項羽本紀參照
- 同上
- 河南開封府杞縣
- 雍丘附近の地
- 同上
- 河南開封府
- 衍氏に近し
- 河南開封府封丘府に在る要地
- 同上

高祖三年。拜爲假左丞相。入屯兵關中。月餘。魏王豹反。以假左丞相別與韓信。東攻魏將軍孫遼軍。東張大破之。因攻安邑。得魏將王襄。擊魏王於曲陽。追至武垣。生得魏王豹。取平陽。得魏王母妻。子盡定魏地。凡五十二城。賜食邑平陽。因從韓信。擊趙相國夏說軍於鄆東。大破之。斬夏說。韓信與故常山王張耳。引兵下井陘。擊戚安君。而令參還圍趙別將戚將軍於鄆城中。戚將軍將出走。追斬之。乃引兵詣敖倉。漢王之所。

高祖の三年、拜して假左丞相と爲り、入りて兵を關中に屯す。月餘にして魏王豹反す。假左丞相を以て、別に韓信と、東して魏將軍孫遼の軍を東張に攻め、大いに之を破り、因りて安邑を攻め、魏將軍襄を得て、魏王を曲陽に撃ち、追

うて武垣に至り、魏王豹を生得し、平陽を取り、魏王の母妻子を得て、盡く魏の地を定む。凡そ五十二城なり。食邑を平陽に賜ふ。因りて韓信に従ひ、趙の相國夏說の軍を鄆の東に撃ち、大いに之を破り、夏說を斬る。韓信は故の常山王張耳と、兵を引いて井陘を下り、戚安君を撃ち、而して參をして還つて趙の別將戚將軍を鄆城の中に圍ましむ。戚將軍出で走るに、追うて之を斬り、乃ち兵を引いて、敖倉の漢王の所に詣りぬ。

- 假の左丞相
- 山西鄆州襄縣
- 以下數地皆魏の要地なり、魏豹彭越の列傳參看
- 山西汾州府介休縣東
- 張耳陳餘列傳參看
- 陳餘なり
- 河南成皋に在り、米穀を貯藏せる要地

反。以假左丞相別與韓信。東攻魏將軍孫遼軍。東張大破之。因攻安邑。得魏將王襄。擊魏王於曲陽。追至武垣。生得魏王豹。取平陽。得魏王母妻。子盡定魏地。凡五十二城。賜食邑平陽。因從韓信。擊趙相國夏說軍於鄆東。大破之。斬夏說。韓信與故常山王張耳。引兵下井陘。擊戚安君。而令參還圍趙別將戚將軍於鄆城中。戚將軍將出走。追斬之。乃引兵詣敖倉。漢王之所。

韓信已破趙

韓信已に趙を破つて相國と爲り、東して齊を撃つや、參は右丞相を以て韓信に

爲相國。東擊齊。參以右丞相。屬韓信。攻破齊。歷下軍。遂取臨菑。還定濟北郡。攻著。深陰平原。爾盧。已而從韓信。擊龍且。軍於上假密。大破之。斬龍且。虜其將軍周蘭。定齊。凡得七十餘縣。得故齊王田廣相田光。其守相許章。及故齊膠將軍田既。韓信爲齊王。引兵詣

屬し、攻めて齊の歴下の軍を破り、遂に臨菑を取り、還りて濟北郡を定め、著・深陰・平原・爾盧を攻む。已にして韓信に従ひ、龍且の軍を上假密に撃つて大いに之を破り、龍且を斬り、其將軍周蘭を虜にし、齊を定む。凡そ七十餘縣を得たり。故の齊王田廣と相田光と、其守相の許章、及び故の齊の膠東將軍田既とを得たり。韓信は齊王と爲り、兵を引いて陳に詣り、漢王と共に項羽を破るや、參は留りて齊の未だ服せざる者を平けたり。項籍已に死して天下定るや、漢王は皇帝と爲り、韓信は徙りて楚王と爲り、齊は郡と爲り、參は漢の相印を歸せり。高帝は長子肥を以て齊王と爲し、而して參を以て齊の相國と爲す。高祖の六年を以て、爵を列侯に賜ひ、諸侯と符を剖き、世世絶ゆる勿らしめ、邑を平陽萬六百三十戸に食み、號して平陽侯と曰ふ。前に食みし所の邑は除けり。齊の相國を以ては、陳稀の將張春の軍を撃ちて之を破り、黥布の反するや、參は齊の相國を以て悼惠王に従ひ、兵車騎十二萬人に將とし、高祖と會して、黥布

陳。與漢王共破項羽。而參留平齊。未服者。項籍已死。天下定。漢王

爲皇帝。韓信徙爲楚王。齊爲郡。參歸漢相印。高帝以長子肥爲齊王。而以參爲齊相國。以高祖六年。賜符列侯。與諸侯剖符。世世勿絶。食邑平陽萬六百三十戸。號曰平陽侯。除前所食邑。以齊相國。擊陳稀。將張春。軍破之。黥布反。參以齊相國。從悼惠王。將兵車騎十二萬人。與高祖會擊黥布。軍大破之。南至嶺。還定竹邑。相蕭留。

參功凡下十二國。縣一百二十。得王二人。相三人。將軍六人。大莫敖。郡守。司馬。侯。御史。各一人。孝惠帝元年。除諸侯相

參の功は、凡そ二國の縣一百二十二を下し、王二人・相三人・將軍六人、大莫敖・郡守・司馬侯・御史各一人を得たるなり。孝惠帝の元年、諸侯相國の法を除き、更に參を以て齊の丞相と爲す。參の齊に相たる時、齊は七十城あり。天下初めて定り、悼惠王は春秋に富めり。參は盡く長老諸生を召し、百姓を安集して、齊の故俗に如ふ所以を問ふ。諸儒百を以て數へ、言ふこと人人殊なり。參未だ定むる所を知らず。膠西に蓋公といふもの有り、善く黃老の言を治むと聞

の軍を撃ち、大いに之を破り、南して嶺に至り、還りて竹邑・相・蕭・留を定めき。

● 山東濟南縣城の下 ● 濟北の五縣の名 ● 山東東州府 ● 符を剖いて一は王の所に留め他は封侯に授與するなり ● 山西平陽府臨汾縣南西の地 ● 前出 ● 共に新の近縣なり

國法。更以參爲齊丞相。參之相齊。齊七十城。天下初定。悼惠王富。於春秋。參盡召長老諸生。問所以安集百姓。如齊故俗。諸儒以百數。言人人殊。參未知所定。聞膠西有蓋公。善治黃老言。使二人厚幣請之。既見蓋公。蓋公爲言。治道貴清靜而民自定。推此類一具言之。參於是避正堂。舍蓋公焉。其治要。用黃老術。故相齊九年。齊國安集。大稱賢相。

● 魏と齊と ● 楚の官名なり、卿位に相當す ● 制度を改む ● 黃帝老子の風術 ● 上誥の如き類の意義を推明す ● 政治の要領

き、人をして幣を厚うして之を請へしむ。既に蓋公を見るに、蓋公は爲に言ふらく、治道は清靜を貴んで、民自ら定ると。此類を推して具に之を言ふ。參は是に於て正堂を避け、蓋公を舍く。其治要は黃老の術を用ふ。故に齊に相たること九年、齊國安集し、大いに賢相と稱す。

惠帝二年。蕭何卒。參聞之。告舍人趣治。行。吾將入相。居無何使者

惠帝の二年、蕭何卒す。參之を聞いて舍人に告ぐらく、趣に行を治めよ、吾將に入りて相たらんとすと。居ること何も無くして、使者果して參を召す。參去るとき、其後相に屬して曰く、齊の獄市を以て寄と爲す、慎みて擾すこと勿

果召參。參去。屬其後相曰。以齊獄市爲寄。慎勿擾也。後相曰。治無大於此者乎。參曰。不然。夫獄市者。所以并容也。今君擾之。姦人安所容也。吾是以先之。參始微時。與蕭何善。及爲將相。有郤。至何且死。所推賢唯參。參代何爲漢相國。舉事無所變更。一遵蕭何約束。

れと。後相曰く、治は此より大なる者無きかと。參曰く、然らず、夫れ獄市は并せ容るゝ所以なり、今君之を擾さば、姦人安ぞ容るゝ所あらん。吾是を以て之を先とすと。參が始め微なりし時は、蕭何と善し。將相と爲るに及んで郤有り。何が且に死せんとするに至り、推しし所の賢は唯參のみ。參は何に代りて漢の相國と爲り、事を舉ぐるに變更する所無く、一に蕭何の約束に遵ふ。郡國の吏の、文辭に木訥にして、重厚の長者なるを擇び、即ち召し除して丞相の史と爲し、吏の文を言ふこと深刻に、聲名を務めんと欲する者は、輒ち之を斥け去る。日夜醇酒を飲む。卿大夫已下の吏及び賓客、參が事を事とせざるを見て、來る者は皆言ふこと有らんと欲するに、至れば參は輒ち飲ましむるに醇酒を以てし、之を間して言ふこと有らんと欲すれば、復之を飲ましめ、醉はせて後に去らしむ。終に説を開くを得るもの莫し、以て常と爲せり。

● 執事の殺人 ● 急ぎ旅裝を贅へよ ● 申訴の訴訟事件を以て寄托す ● 大小の姦邪を皆こゝに入る ●

擲_レ郡國吏木_二 踴_レ於文辭_一。重厚長者_一。即召除爲_二丞相_一。史之言_レ文刻深。欲_レ務_二聲名_一者。輒斥_二去之_一。日夜飲_二醇酒_一。卿大夫已下吏及賓客。見_二參不_レ事_一。來者皆欲_レ有_レ言。至者參輒飲_二以_二醇酒_一。問_レ之。欲_レ有_レ所言。復飲_レ之。醉而後去。終莫_レ得_レ開_レ說。以爲_レ常。

醜問なり、不和に同し ① 辯拙く飾無き者 ② 徳厚き者 ③ 任命す ④ 稅書官の類 ⑤ 法律なり ⑥ 願上の酒 ⑦ 政務を勤めざるなり ⑧ 説を立てて議を爲す

相舍後園近_二 史舍_一。史舍日飲_レ呼_レ。從_レ史惡_レ之。無_レ如_レ之。何_レ乃_レ請_レ參游_二 園中_一。聞_二史醉_一。歌呼_レ。從_レ史幸_二 相國_一。召_レ按_レ之。乃_レ反_レ取_レ酒_レ。張_レ坐_レ飲_レ。亦歌呼_レ。與_レ相應_レ和_レ。參見_二入_レ之_一。有_二細_一。相舍の後園は史舎に近し、史舎日に飲んで歌呼す、從史之を惡めども、之を如何ともすること無し。乃ち參に請うて園中に遊び、史の酔うて歌呼するを聞かむ。從史は相國の召して之を按せんことを幸へるに、乃ち反つて酒を取り、坐を張りて飲み、亦歌呼して與に相應和せり。參は人の細過有るを見れば、専ら掩匿して之を覆蓋し、府中事無し。參の子窟は中大夫と爲る。惠帝は相國が事を治せざるを怪み、以爲らく、豈朕を少しとするかと。乃ち窟に謂つて曰く、若歸らば、試に私に従容として、而の父に問うて曰へ、高帝新に羣臣を棄て、帝

は春秋に富めり。君は相と爲りて、日に飲みて事を請ふ所無し、何を以て天下を憂へんやと。然れども吾が若に告げしと言ふこと無れと。窟既に洗沐して歸り、間に侍し、自ら其所に従つて參を諫む。參怒りて窟を答つこと二百なり。曰く、趣に入り侍せよ、天下の事は若が常に言ふべき所に非ざるなりと。

● 檢問調査 ● 施ひかくす ● 少年なりとして輕視するか ● 休暇を得るなり

過_レ專掩匿_二 覆_二蓋_一之。府中無_レ事。參子窟爲_二 中大夫_一。惠帝怪_二 相國_一不_レ治_レ事。以爲_レ豈少_レ朕與_レ。乃謂_レ窟曰。若歸_レ試_レ私_レ從_レ容_レ問_レ而_レ父_レ曰。高帝新棄_二 羣臣_一。帝富_二 於春秋_一。君爲_レ相。日飲_レ無_レ所_レ請_レ事。何以憂_二 天下_一乎。然無_レ言_レ吾_レ告_レ若_レ也。窟既洗沐歸_レ。問_レ侍。自從_二 其所_一諫_レ參。參怒_レ而_レ答_レ窟_二 二百_一。曰。趣_レ入_レ侍。天下事非_二 若_レ所_レ當_レ言_レ也。

至_二 朝時_一。惠帝讓_レ參_レ曰。與_レ窟胡治_レ乎。乃者我使_レ諫_レ君_レ也。參免_レ冠_レ謝_レ曰。陛下自_レ察_二 聖武_一孰_レ與_レ高帝_一。朝する時に至つて、惠帝は參を讓めて曰く、窟と胡をか治するぞ、乃者我は君を諫めしめきと。參は冠を免ぎて謝して曰く、陛下自ら聖武を察するに、高帝に孰與ぞやと。上曰く、朕は乃ち安ぞ敢て先帝を望まんやと。曰く、陛下の臣を觀る、能く蕭何の賢なるに孰與ぞやと。上曰く、君は及ばざるに似たりと。參曰く、陛下

上曰。朕乃安敢望先帝之手。曰。陛下觀臣。能孰與蕭何賢。上曰。君似不及也。參曰。陛下言之是也。且高帝與蕭何定天下。法令既明。今陛下垂拱。參等守職。遵而勿失。不亦可乎。惠帝曰。善。君休矣。參爲漢相國。出入三年卒。謚懿侯。子宙代侯。百姓歌之曰。蕭何爲法。觀

の之を言ふことは是なり、且ふに高帝と蕭何と天下を定めて、法令既に明なり。今陛下は垂拱し、參等は職を守り、遵うて失ふこと勿き、亦可からずやと。惠帝曰く、善し、君休せよと。參は漢の相國と爲り、出入三年にして卒す。懿侯と謚す。子宙代り候たり。百姓之を歌うて曰く、蕭何法を爲る、觀なること一を畫するが若し。曹參之に代り、守りて失ふ勿し。其清淨を載うて、民以て寧一なりと。平陽侯宙は、高后の時に御史大夫と爲る。孝文帝立ち、免じて候と爲る。立つこと二十九年にして卒す。謚して靜侯と爲す。子奇代り候たり。立つの七年に卒し、謚して簡侯と爲す。子時代り候たり。時は平陽公主を尙し、子襄を生む。時は疾を病んで國に歸り、立つの二十三年に卒す、夷侯と謚す。子襄代り候たり。襄は衛長公主を尙し、子宗を生む。立つの十六年に卒す。謚して共侯と爲す。子宗代り候たり。征和二年中、宗は太子の死に坐して國除かれき。

- 總分したるぞ
- 如かんやの義
- 衣を垂れ手を拱して安坐するなり
- 明白の義
- 安軍靜和
- 天子の女を妻とするなり
- 獨りなり
- 孝武帝の年號
- 太子宙が驕反に邪累す

若し畫一。曹參代之。守而勿失。載其清淨。民以寧一。平陽侯宙。高后時爲御史大夫。孝文帝立。免爲侯。立二十九年卒。謚爲靜侯。子奇代侯。立七年卒。謚爲簡侯。子時代侯。時尙平陽公主。生子襄。時病。歸國。立二十三年卒。謚爲夷侯。子襄代侯。襄尙衛長公主。生子宗。立十六年卒。謚爲共侯。子宗代侯。征和二年中。宗坐太子死。國除。

太史公曰く、曹相國參は、攻城野戰の功、能く多きこと此の若き所以の者は、淮陰侯と俱にせしを以てなり。信已に滅するに及びて、列侯の成功は、唯獨り參のみ其名を擅にせり。參は漢の相國と爲り、清靜にして極めて言ふこと道に合へり。然れども百姓は秦の酷に離れるに、後に參は與に無爲に休息せり。故に天下俱に其美を稱するなり。

- 稱るなり
- 休息を蒙る天下の希望と一致し、清淨無爲の政事を行へるを言ふ

太史公曰。曹相國參。攻城野戰之功。所以能多若此者。以下與淮陰侯俱。及信已滅。而列侯咸功。唯獨參擅其名。參爲漢相國。清靜極。言合道。然百姓離秦之酷。後參與休息無爲。故天下俱稱其美矣。

卷五十五

留侯世家第二十五

留侯張良者。其先韓人也。大父開地。相韓昭侯。宣惠王。襄哀王。父平相。蓋王。悼惠王。悼惠王二十三年。平卒。卒二十歲。秦滅韓。良年少。未嘗事韓。韓破。良家僮三百人。弟死不葬。悉以家財求刺客。刺秦

留侯張良は、其先は韓人なり。大父開地は韓の昭侯・宣惠王・襄哀王に相たり。父平は蓋王・悼惠王に相たり。悼惠王の二十三年、平卒す。卒して二十歳、秦は韓を滅せり。良は年少く、未だ韓に官事せず。韓破るゝとき、良の家僮三百人あり。弟死せしも葬らず、悉く家財を以て、客の秦王を刺して、韓の爲に仇を報ずるものを求む。大父と父と、五世韓に相たりしを以ての故なり。良嘗て禮を淮陽に學び、東して倉海君を見、力士を得たり。鐵椎を爲るに、重さ百二十斤なり。秦皇帝東游す。良は客と狙ひ、秦皇帝を博浪沙中に撃ち、誤つて副車に中つ。秦皇帝大いに怒り、大いに天下に索め、賊を求むる甚だ急なり。張良が爲の故なり。

- 江蘇沛縣の東南方
- 祖父
- 殺人としては仕へず
- 習所ある人物
- 河南陳州
- 東列の君長
- 河南陽武縣南方の地

王。爲韓報仇。以大父父五世相韓故。良嘗學禮淮陽。東見倉海君。得力士。爲鐵椎。重百二十斤。秦皇帝東游。良與客狙擊秦皇帝。博浪沙中。誤中副車。秦皇帝大怒。大索天下。求賊甚急。爲張良故也。

良乃更名姓。亡匿下邳。良嘗間從容步游下邳圯上。有老父衣褐。至良所。直墮其履圯下。顧謂良曰。孺子下取履。良愕然。欲飲之。爲其老。強忍。下取履。父曰。履我。良業爲

良乃ち名姓を更へ、亡けて下邳に匿る。良嘗て間に從容し、下邳の圯上に歩遊せしに、一老父有り、褐を衣て良の所に至り、直に其履を圯下に墮し、顧みて良に謂つて曰く、孺子下りて履を取れと。良愕然たり、之を殿たんと欲す。其老の爲に強忍し、下りて履を取りき。父曰く、我に履かせよと。良は業に爲に履を取る、因りて長跪して之を履かしむ。父は足を以て受け、笑つて去る。良殊に大いに驚き、隨つて之を目す。父去ること里所、復還りて曰く、孺子教ふべし、後五日の平明、我と此に會せよと。良因りて之を怪み、跪いて曰く、諾と。五日の平明、良往く。父已に先づ在り。怒つて曰く、老人と期して、後るゝは何ぞやと。

取履。因長跪履之。父以足受。笑而去。良殊大驚。隨目之。父去里所。復還曰。孺子可教矣。後五日。平明。與我會此。良因怪之。跪曰。諾。五日。平明。良往。父已先在。怒曰。與老人期。後何也。去曰。後五日早會。五日雞鳴。良往。父又先在。復怒曰。後何也。去曰。後五日復早來。五日良夜未半往。有頃。父亦來。喜曰。當如是。出一編書。曰。讀此則爲王者師矣。後十年興。十三年孺子見我。濟北穀城山下黃石。卽我矣。遂去。無他言。不復

去るときに曰く、後五日に早く會せよと。五日雞鳴に良往くに、父又先づ在り。復怒つて曰く、後るゝは何ぞやと。去るときに曰く、後五日復早く來れと。五日に良は夜未だ半ならずるに往く。頃く有りて父亦來り、喜びて曰く、當に是の如くなるべしと。一編の書を出して曰く、此を讀まば則ち王者の師と爲らん。後十年にして興らん。十三年に孺子我を見ん、濟北の穀城山下の黃石は卽ち我なりと。遂に去りて他の言無し、復見えず。旦日其書を視るに、乃ち太公の兵法なり。良因りて之を異とし、常に習うて之を誦讀す。下邳に居りて任俠を爲す。項伯常て人を殺すや、良に従つて匿れき。

- 江蘇徐州府邳州
- 土もて造れる編
- 國者の衣る服
- 年少者を呼ぶ稱
- 撰たんとす
- 強ひて忍耐す
- 誰か過ぐ
- 一里内外
- 早朝
- 山東泰安府東阿縣に在り黃石と稱す
- 明朝
- 太公望
- 不思議なりとす

見。且日親其書。乃太公兵法也。良因異之。常習誦讀之。居下邳。爲任俠。項伯常殺人。從良。

後十年。陳涉等起兵。良亦聚少年百餘人。景駒自立爲楚假王。在留。良欲從之。往之。道遇沛公。沛公將數千人。略地。下邳。西。遂屬焉。沛公拜良爲副將。良數以太公兵法說沛公。沛公善之。常用其策。良爲他人言。皆

後十年、陳涉等兵を起す、良も亦少年百餘人を聚む。景駒は自立して楚の假王と爲り、留に在り。良も往いて之に従はんと欲す。道に沛公に遇ふに、沛公は數千人に將として、地を下邳の西に略せり。遂に屬す。沛公は良を拜して副將と爲す。良は數々太公の兵法を以て沛公に説くに、沛公は之を善しとし、常に其策を用ふ。良が他人の爲に言ふや、皆省みられず。良曰く、沛公は殆んど天授なりと。故に遂に之に従ひ、去つて景駒を見ず。沛公の薛に之きて項梁に見え、項梁が楚の懷王を立つるに及び、良乃ち項梁に説いて曰く、君已に楚の後を立つ、而して韓の諸公子横陽君成は賢なり、立てて王と爲し、益々黨を樹つべしと。項梁は良をして韓成を求めしめ、立てて以て韓王と爲し、良を以て韓の司徒と爲す。韓王と千餘人に將とし、西して韓の地を略し、數城を得たり、秦軫ち復

不省。良曰。沛公殆天授。故遂從之。不三去見。景駒。及沛公之薛。見。項梁。項梁立楚懷王。良乃說項梁曰。君已立楚後。而韓諸公子橫陽君成賢。可立爲王。益樹黨。項梁使良求韓成。立以爲韓王。以良爲韓申徒。與韓王將二千餘人。四略韓地。得數城。秦輒復取之。往來爲游兵。潁川。

之を取。往來して遊兵を潁川に爲す。

● 楚の武官の名 ● 天與の智將 ● 司徒に同じ大臣なり ● 河南開封府

沛公之從。從。陽。南。出。轅。轅。良。引。兵。從。沛。公。下。韓。十。餘。城。擊。破。楊。熊。軍。沛。公。乃。令。韓。王。成。留。守。陽。翟。與。良。俱。南。攻。下。宛。西。入。武。關。沛。公。欲。以。兵。二。萬。人。擊。秦。曉。下。

沛公の雒陽より南し、轅轅に出づるや、良は兵を引き、沛公に從つて韓の十餘城を下し、撃つて楊熊の軍を破る。沛公乃ち韓王成をして陽翟に留守せしめ、良と俱に南して、宛を攻め下し、西して武關に入る。沛公は兵二萬人を以て、秦の曉下の軍を撃たんと欲す。良説いて曰く、秦の兵尙強し、未だ輕んずべからず。臣聞く其將は屠者の子なりと。賈豎は動すに利を以てし易し。願くは沛公且く留りて壁し、人をして先づ行き、五萬人の爲に食を具へしめ、益々爲に旗幟を諸山の上に張り、疑兵を爲し、郟食其をして重寶を持せしめ、秦將に昭は

しめよと。秦の將は果して畔き、連和して俱に西し、咸陽を襲はんと欲す。沛公之を聽かんと欲す。良曰く、此れ獨り其將叛かんと欲するのみなり、恐らく士卒は從はざらん。從はずんば必ず危し、其解に因りて之を撃つに如かずと。

● 洛陽 ● 河南開封府州 ● 轅關の下 ● 商人 ● 城を堅守す ● 敵を誑せしむる兵法 ● 良と連和調す ● 宛宛に同じ

軍。良説曰。秦兵尙強。未可輕。臣聞其將屠者子。買豎。易動。以利。願沛公且留壁。使人先行。爲五萬人。具食。益爲張旗幟。諸山上。爲疑兵。令郟食其持重寶。唱秦將。秦將果畔。欲連和。俱西襲咸陽。沛公欲聽之。良曰。此獨其將欲叛耳。恐士卒不從。不從必危。不如因其解擊之。

沛公乃引兵擊秦軍。大破之。遂北至藍田。再戰。秦兵竟敗。遂至咸陽。秦王子嬰降沛公。沛公入秦宮。宮室

沛公乃ち兵を引き、秦軍を撃つて大いに之を破り、遂に北して藍田に至り、再び戰ふ。秦兵竟に敗る。遂に咸陽に至るに、秦王子嬰は沛公に降りぬ。沛公は秦宮に入るに、宮室帷帳狗馬重寶婦女、千を以て數ふ。意之に留り居らんと欲す。樊噲は沛公を諫めて出で舍せしむれども、沛公聽かず。良曰く、夫れ秦は無道を爲す、故に沛公は此に至るを得たり。夫れ天下の爲に殘賊を除く、宜しく縞素

帷帳。狗馬重寶。婦女以千數。意欲留居之。樊噲諫沛公。出舍。沛公不聽。良曰。夫秦爲無道。故沛公得至此。夫爲天下除殘賊。宜緝素爲資。今始入秦。即安其樂。此所謂助桀爲虐。且忠言逆耳。利於行。毒藥苦口。利於病。願沛公聽樊噲言。沛公乃還軍霸上。

もて資と爲すべし。今始めて秦に入り、即ち其樂に安んずるは、此れ所謂桀を助けて虐を爲すなり。且忠言は耳に逆ふも、行に利あり、毒藥は口に苦きも病に利あり。願くは沛公、樊噲が言に聽けと。沛公乃ち還りて霸上に軍す。

● 害毒する賂人 ● 質素檢校 ● 陝西西安府臨潼縣

項羽至鴻門。下。欲擊沛公。項伯乃夜馳入沛公軍。私見張良。欲與俱去。良曰。臣死且不避。今事有急。亡去不義。乃

項羽は鴻門の下に至り、沛公を撃たんと欲す。項伯乃ち夜馳せて沛公の軍に入り、私に張良に見え、與に俱に去らんと欲す。良曰く、臣は韓王の爲に沛公を送るに、今事の急なる有るに、亡け去るは不義なりと。乃ち具に以て沛公に語る。沛公大いに驚いて曰く、爲すこと將奈何せん。良曰く、沛公誠に項羽に倍かんと欲するかと。沛公曰く、願生我に教ふるく、關を距きて諸侯を内るゝ無れ。秦の地は盡く王たるべしと。故に之を聽けりと。良曰く、沛公自ら度るに、能

具以語沛公。沛公大驚曰。爲將奈何。良曰。沛公誠欲倍項羽耶。沛公曰。願生教我。距關無內沛侯。秦地可盡王。故聽之。良曰。沛公自度能却項羽乎。沛公默然。良久曰。固不能也。今爲奈何。良乃固要項伯。項伯見沛公。沛公與飲。爲壽。結賓婚。令項伯具言沛公不敢倍項羽。所以距關者。備他盜也。及見項羽。後解。語在項羽事

く項羽を却けんかと。沛公默然たること良久。久しうして曰く、固に能はざるなり、今は奈何にか爲んと。良乃ち固く項伯を要し、項伯をして沛公に見えしむ。沛公與に飲んで壽を爲し、賓婚を結び、項伯をして具に沛公が敢て項羽に倍かす、關を距きし所以の者は、他の盜に備へしのみなるを言はしむ。項羽を見るに及んで後に解けき。語は項羽の事の中に在り。

● 霸上の東方 ● 願は小飲なり、賄しき客の義 ● 要關す ● 兄弟の約と子弟婚嫁の約と ● 和解

漢元年正月。沛公爲漢王。王巴蜀。漢王賜良金百鎰。

漢の元年正月、沛公は漢王と爲りて巴蜀に王たり。漢王は良に金百鎰と珠二斗とを賜ふ。良具に以て項伯に獻す。漢王亦因りて良に厚く項伯に遺らしめ、漢中の地を請はしむ。項王乃ち之を許す。遂に漢中の地を得たり。漢王の國に之

珠二斗。良具以獻項伯。漢王亦因令良厚遺項伯。使請漢中地。項王乃許之。遂得漢中地。漢王之國。良送至褒中。遣良歸韓。良因說漢王曰。王何不燒絕所過棧道。示天下無還心。以固項王意。乃使良還行燒絕棧道。良至韓。韓王成以良從漢王。故項王不遺成之。

くや、良は送りて褒中に至りぬ。良をして韓に歸らしめき。良因りて漢王に説いて曰く、王何ぞ過ぐる所の棧道を燒絶して、天下に還心無きを示し、以て項王の意を固めざると。乃ち良をして還つて行くく棧道を燒絶せしむ。良は韓に至りぬ。韓王成は、良が漢王に從ふを以ての故に、項王は成をして國に之かしめず、從つて與に俱に東す。良は項王に説いて曰く、漢王は棧道を燒絶して還心無しと。乃ち齊王田榮の反書を以て項王に告ぐ。項王此を以て西のかた漢を憂ふるの心無く、兵を發して北のかた齊を撃つ。項王竟に韓王を遣るを肯んぜず。乃ち以て侯と爲し、又之を彭城に殺す。良亡けて間行し、漢王に歸す。漢王亦已に還りて三秦を定め、復良を以て成信侯と爲す。從つて東して楚を撃ち、彭城に至るに、漢は敗れて還り、下邑に至りぬ。

- 絶は二十四兩なり
- 陝西漢中府
- 漢中府褒中縣
- 東師の心無きを表明す
- 安んぜしむべし
- 河南開封府夏邑縣

國。從與俱東。良說項王曰。漢王燒絕棧道。無還心矣。乃以齊王田榮反書告項王。項王以此無西憂。漢心而發兵北擊齊。項王竟不肯遣韓王。乃以爲侯。又殺之。彭城。良亡間行。歸漢王。漢王亦已還定三秦矣。復以良爲成信侯。從東擊楚。至彭城。漢敗而還。至下邑。

漢王下馬。踞鞍而問曰。吾欲捐關以東。與共功者。良曰。九江王黥布。楚將。與項主有郤。彭越。張敖。田榮。反梁地。此兩人可急使。而漢王之將。獨韓信可。屬大事。當一而。即欲捐之。捐之。此三人。

漢王馬を下り、鞍に踞して問うて曰く、吾は關以東を捐てんと欲す、等しく之を棄つ、誰か與に功を共にすべき者ぞと。良進んで曰く、九江王黥布は楚の將なり、項王と郤有り。彭越は齊王田榮と梁の地に反せり。此兩人は急に使ふべし。而も漢王の將は、獨り韓信のみ大事を屬して一面に當らしむべし。即し之を捐てんと欲して、之を此三人に捐てば、則ち楚は破るべしと。漢王乃ち隨何をして九江王布に説かしめ、而して人をして彭越に連ねしむ。魏王豹の反するに及び、韓信をして兵に將として之を撃たしめ、因りて燕・代・齊・趙を擧ぐ。然れども卒に楚を破りし者は、此三人の力なり。張良は多病なり、未だ嘗て特に將たらず、常に畫策の臣と爲り、時時漢王に從へり。

- 自己の手に取り取テして他人に授與す
- 區區なる將軍
- 委屬す
- 連和

則楚可破也。漢王乃遣隨何說九江王布。而使三人連彭越。及魏王豹。反使韓信將兵擊之。因舉燕代齊趙。然卒破楚者。此三人力也。張良多病。未嘗特將也。常爲畫策臣。時時從漢王。

漢三年。項羽急圍漢王。陽。漢王恐憂。與鄒食其謀。撓楚權。食其曰。昔湯伐桀。封其後於杞。武王伐紂。封其後於宋。今秦失德。棄義。伐諸侯。社稷滅六國之。使無立錐之地。陛下誠能復立六國。

漢の三年、項羽は急に漢王を滎陽に圍む。漢王恐れ憂へ、鄒食其と楚權を撓まささんどを謀る。食其曰く、昔湯は桀を伐つて、其後を杞に封じ、武王は紂を伐つて、其後を宋に封ず。今秦は徳を失ひ義を棄て、諸侯の社稷を侵伐し、六國の後を滅して、立錐の地だも無からしめたり。陛下誠に能く六國の後世を復立し、畢く己に印を受けしめば、此れ其君臣百姓は、必ず皆陛下の徳を戴かん。風に郷ひ義を慕ひ、臣妾爲るを願はざるは莫からん。徳義已に行はれば、陛下南郷して霸を稱せんに、楚は必ず枉を斂めて朝せんと。漢王曰く、善し、趣に印を刻して、先生因りて行いて之を佩びしめよと。食其未だ行かず。張良外より來り調す。漢王方に食す。曰く、子房前め、客の我が爲に楚權を撓ますを計る者有り

後世。早已受印。此其君臣百姓。必皆戴陛下之徳。莫不。下之。風慕義。願爲臣妾。徳義已行。陛下南郷稱覇。楚必斂枉而朝。漢王曰。善。趣刻印。先生因行。佩之矣。食其未行。張良從外來。調。漢王方食。曰。子房前。客有爲我計。撓楚權者。具以鄒生語告於子房。曰。何如。良曰。誰爲陛下畫此計者。陛下事去矣。漢王曰。何哉。張良對曰。臣請藉前箸。爲大王籌之。

と。具に鄒生の語を以て子房に告げて曰く、何如と。良曰く、誰か陛下の爲に此計を畫する者ぞ、陛下の事去らんと。漢王曰く、何ぞやと。張良對へて曰く、臣請ふ前の箸を藉りて、大王の爲に之を籌らん。

● 楚の權勢を撓折せんとす ● 趙魏韓齊燕楚 ● 願めて小なる地 ● 國王たる信印 ● 衣を整へて腹を正す ● 大事全く失はれん ● 食席の箸を借るなり

曰。昔者湯伐桀。而封其後於杞者。度能制桀之死命也。今陛下能制項籍之死

曰く、昔は湯は桀を伐つて、其後を杞に封せし者は、能く桀の死命を制するを度ればなり。今陛下は、能く項籍の死命を制するか。曰く、未だ能はざるなり。其不可一なり。武王は紂を伐ち、其後を宋に封せし者は、能く紂の頭を得るを度ればなり。今陛下は、能く項籍の頭を得るか。曰く、未だ能はざるなり。其不可二

命乎。曰。未。能也。其不可一也。武王伐紂。封其後於宋。者。度能得紂之頭也。今陛下能得項籍之頭乎。曰。未也。其不可二也。武王入殷。表商容之闕。釋箕子之拘。封比干之墓。今陛下能封聖人之墓。表賢者之闕。式智者之門乎。曰。未也。其不可三也。發鉅橋之粟。散鹿臺之錢。以賜貧窮。今陛下能散府庫。以賜貧窮乎。曰。未也。其不可四矣。殷事已畢。偃革爲軒。倒置干戈。覆以虎皮。以示天下。不復用兵。今陛下能偃武行文。不復用兵乎。曰。未也。其不可五矣。

なり。武王の殷に入るや、商容の闕に表し、箕子の拘を釋き、比干の墓に封じたり。今陛下は、能く聖人の墓を封じ、賢者の闕を表し、智者の門に式したるか。曰く、未だ能はざるなり。其不可三なり。鉅橋の粟を發し、鹿臺の錢を散じ、以て貧窮に賜ひたり。今陛下は能く府庫を散じて以て貧窮に賜へりや。曰く未だ能はざるなり。其不可四なり。殷の事已に畢るや、革を偃せて軒と爲し、干戈を倒置し、覆ふに虎皮を以てし、以て天下に復兵を用ひざるを示せり。今陛下は、能く武を偃せ文を行ひ、復兵を用ひざるか。曰く、未だ能はざるなり。其不可五なり。

- 賢人なり、武王は其里闕を旌表したり
- 項ちし細ふ
- 車上より禮すること、賦に同じ
- 殷の穀物倉
- 同金玉の庫
- 兵車を罷めて平常の車とす

休馬華山之陽。示以無所爲。今陛下能休馬無所用乎。曰。未也。其不可六矣。放牛桃林之陰。以示不復輪積。今陛下能放牛。不復輪積乎。曰。未也。其不可七矣。且天下游士。離其親戚。棄墳墓。去故舊。從陛下。游者。徒欲日夜望咫尺之地。今復六國。立韓魏燕趙

馬を華山の陽に休めて以て、爲す所無きを示す。今は陛下、能く馬を休めて用ふる所無きか。曰く、未だ能はざるなり。其不可六なり。牛を桃林の陰に放つて、以て復輪積せざるを示す。今陛下は、能く牛を放つて復輪積せざるか。曰く、未だ能はざるなり。其不可七なり。且天下の游士、其親戚を離れ墳墓を棄て、故舊を去つて、陛下に従つて遊ぶ者は、徒日夜に咫尺の地を望まんと欲するのみ。今六國を復して、韓・魏・燕・趙・齊・楚の後を立てば、天下の游士は各々歸りて其主に事へ、其親戚に従ひ、其故舊墳墓に反らん。陛下誰と與にか天下を取らんや。其不可八なり。且つ夫れ楚より唯強きは無し。六國の立つ者、復撓みて之に従はば、陛下焉んぞ得て之を臣とせん。誠し客の謀を用ひなば、陛下の事去らんと。漢王食を輟めて哺を吐き、罵つて曰く、豎儒幾ど而公の事を敗ると。趣に印を銷せしめき。

- 戰役用の馬
- 糧食運搬用の牛
- 多少なりとも其封土を賜せざる者のみ
- 是より強きは無しの際

齊楚之後。天下游士各歸。事其主。從其親戚。反其故舊墳墓。陛下與誰取天下乎。其不可八矣。且夫楚唯無疆。六國立者。復撓而從之。陛下焉得而臣之。誠用客之謀。陛下事去矣。漢王轅食吐哺。罵曰。豎儒殺敗而公事。今趣銷印。

● 口中に含めたる食物を吐き出す ● 乃公

漢四年。韓信破齊。而欲自立爲齊王。漢王怒。張良說漢王。漢王使良授齊王信印。詔在淮陰事中。其秋。漢王追楚至陽夏南。戰不利。而壁固陵。諸侯期不至。良說漢王。漢王

漢の四年、韓信は齊を破りて、自立して齊王と爲らんと欲す。漢王怒る。張良漢王に説く。漢王は良をして齊王信に印を授けしめき。語は淮陰の事の中に在り。其秋、漢王楚を追うて陽夏の南に至り、戦つて利あらずして、固陵に壁す。諸侯期すれども至らず。良漢王に説く。漢王其計を用ふるに、諸侯皆至れり。語は項籍の事の中に在り。漢の六年正月、功臣を封す。良は未だ嘗て戰鬪の功有らざるに、高帝は曰く、籌策を帷帳の中に運らし、勝つことを千里の外に決せしは子房の功なりと。自りて齊の三萬戸を擇ぶ。良曰く、始め臣は下邳より起り、上と留に會せり。此れ天が臣を以て陛下に授けしなり。陛下は臣が計を用ひ、幸

にして時に中れり。臣願くは留に封せらるれば足れり、敢て三萬戸に當らずと。乃ち張良を封じて留侯と爲す。蕭何等と俱に封せらる。

● 淮陰侯列傳 ● 河南陳州府太康縣 ● 同淮軍縣 ● 來り會合する約 ● 項羽本紀 ● 計謀策略 ● 時々效果を發せり

用其計。諸侯皆至。詔在項籍事中。漢六年正月。封功臣。良未嘗有戰鬪功。高帝曰。運籌策帷帳中。決勝千里外。子房功也。自擇齊三萬戸。良曰。始臣起下邳。與上會留。此天以臣授陛下。陛下用臣計。幸而時中。臣願封留足矣。不取當三萬戸。乃封張良爲留侯。與蕭何等俱封。

六年。上已封大功臣二十餘人。其餘日夜爭功不決。未得行封。上在雒陽南宮。從復道望見諸將往相

六年、上已に大功臣二十餘人を封すれども、其餘は日夜功を争うて決せず、未だ封を行ふことを得ず。上雒陽の南宮に在りて、復道より望見するに、諸將往往相與に沙中に坐して語るあり。上曰く、此れ何をか語ると。留侯曰く、陛下知らずや、此れ反を謀ると。上曰く、天下屬ろ安定せり、何が故に反するかと。留侯曰く、陛下は布衣より起り、此屬を以て天下を取れり。今陛下は天子と爲り、

與坐沙中語。上曰。此何語。留侯曰。陛下不知乎。此謀反耳。上曰。天下屬安定。何故反乎。留侯曰。陛下起布衣。以天下屬取天下。今陛下封皆蕭曹故人。所親愛。而平所仇怨。今軍吏計功。以天下不足。封此屬。長下。恐下又見疑。平

而も封する所は皆蕭曹故人、親愛する所なり。而して誅する所の者は、皆生平の仇怨する所たり。今は軍吏の功を計るや、以ふに天下は徧く封するに足らざらんと。此屬は陛下が盡く封する能はざるを畏れ、又平生の過失を疑はれて誅に及ばんことを恐る。故に即ち相聚りて反を謀るのみと。上乃ち憂へて曰く、之を爲すこと奈何と。留侯曰く、上の平生憎む所、羣臣の共に知る所は、誰か最も甚しき者ぞと。上曰く、雍齒は我と故あり、數々嘗て我を窘辱せり、我之を殺さんと欲するも、其功多きが爲に、故に忍びずと。留侯曰く、今急に先づ雍齒を封じて、以て羣臣に示せ。羣臣は雍齒の封を見れば、則ち人人自ら堅うせん。是に於て、上乃ち置酒し、雍齒を封じて什方侯と爲し、急に丞相御史を趣し、功を定め封を行はしむ。羣臣酒を罷め、皆喜びて曰く、雍齒すら尙侯爲り、我風は患無し。

● 權關の上下にある二重の壁下なり ● 宮廷中の關上なり ● 新に安定せる義 ● 沙上偶語の連中 ● 雷何曹參等の如き舊友 ● 古きよりの怨恨 ● 苦しめ恥ぢしめたり ● 安心すべし ● 四川成都府に屬す

生過失及誅。故即相聚謀反耳。上乃憂曰。爲之奈何。留侯曰。上平生所憎。羣臣所共知。誰最甚者。上曰。雍齒與我故。數嘗辱我。我欲殺之。爲其功多。故不忍。留侯曰。今急先封雍齒。以示羣臣。羣臣見雍齒封。則人人自堅矣。於是上乃置酒。封雍齒爲什方侯。而急趣丞相御史。定功。行封。羣臣罷酒。皆喜曰。雍齒尙爲侯。我屬無患矣。

劉敬說高帝曰。都關中。上疑之。左右大臣皆山東人。多勸上都雒陽。雒陽東有城。皋西有穀。阻倍河。向伊雒。其固亦足恃。留侯曰。雒陽雖有此固。其中少。不過數百里。田地薄。四面受敵。此非用武之

劉敬は高帝に説いて曰く、關中に都せよと。上之を疑ふ。左右大臣は皆山東の人なり、多く上が雒陽に都せんことを勸む。雒陽は東に成阜有り、西に穀阻有り、河に倍き、伊雒に向ふ、其固亦恃むに足ると。留侯曰く、雒陽は此固有りと雖も、其中は小なり、數百里に過ぎず、田地薄く、四面敵を受く。此れ武を用ふるの國に非ざるなり。夫れ關中は、殺函を左にし、隴蜀を右にし、沃野千里。南に巴蜀の饒有り、北に胡苑の利有り。三面を阻てて守り、獨り一面を以て東して諸侯を制すべし。諸侯安定せば、河渭もて天下に漕輓し、西のかた京師に給せん。諸侯變有らば、流に順つて下らん、以て委輸するに足るべし。此れ所謂金城千里、天府の國なりと。劉敬の説是なりと。是に於て高帝は即日駕し、西

國也。夫關中左二轂。函。右二隴。蜀。沃野千里。南有巴蜀之饒。北有胡苑之利。阻三函而守。獨以一面。東制諸侯。安定。河渭漕輓天下。西給京師。諸侯有變。順流而下。足以委輸。此所謂金城千里。天府之國也。劉敬說是也。於是高帝即日駕。四都關中。留侯從入關。留侯性多病。即道引不食穀。杜門不出歲餘。

して關中に都す。留侯從つて關に入りぬ。留侯は性多病なり、即ち道引して穀を食はず、門を杜ちて出でざることを歲餘なり。

- 山名 ● 水名 ● 穀山と函谷關 ● 隴山と蜀山 ● 巴蜀二郡の豐饒なる物産 ● 胡人の牧場 ● 黃河と渭水とを利用す ● 戰時用品を輸送す ● 天威の費庫 ● 道家にて養生の法とする一種の深呼吸法

上欲廢太子。立戚夫人子趙王如意。大臣多諫爭。未能得。堅決者一也。呂后恐不。知所爲。人或謂呂后曰。留侯善畫計策。上信用之。呂

上は太子を廢して、戚夫人の子趙王如意を立てんと欲す。大臣多く諫爭すれども、未だ堅決する者を得る能はず。呂后恐れて、爲す所を知らず。人或は呂后に謂つて曰く、留侯は善く計策を畫す、上之を信用すと。呂后は乃ち建成侯呂澤をして、留侯を劫せしめて曰く、君常に上の謀臣と爲れり。今上は太子を易へんと欲す、君安ぞ枕を高うして臥するを得んやと。留侯曰く、始め上は數々困急の中に在りて、幸に臣が策を用ひたり。今は天下安定し、愛を以て太子を易へんと欲

后乃使三健成侯呂澤劫留侯曰。君常爲上謀臣。今上欲易太子。君安得高枕而臥乎。留侯曰。始上數在困急之中。幸用臣策。今天下安定。以愛欲易太子。骨肉之間。雖臣等百餘人。何益。呂澤盍要曰。爲我畫計。留侯曰。此難。以口舌爭也。願上有不能致者。天下有四

す。骨肉の間は、臣等百餘人ありと雖も、何の益かあらんと。呂澤は強要して曰く、我爲に畫計せよと。留侯曰く、此れ口舌を以て争ひ難し。願ふに上の致すこと能はざる者有り、天下に四人有り、四人は年老いたり。皆以爲らく、上は人を慢侮すと。故に山中に逃匿して、義、漢の臣と爲らさず。然も上は此四人を高しとせり。今は公誠に能く金玉璧帛を愛む無く、太子をして書を爲らしめ、辭を卑うし車を安うし、囚りて辯士をして固く請はしめよ、來るべし。來らば以て客と爲し、時時從へて朝に入り、上をして之を見しめば、則ち必ず異みて之を問はん。之を問はば、上は此四人の賢を知れり、則ち一助ならんと。是に於て、呂后は呂澤をして、人を使として太子の書を奉じ、辭を卑うし禮を厚うして、此四人を迎へしむ。四人至り、建成侯の所に客たり。

- 堅き決定 ● 計策に同じ ● 齊如す ● 招致する能はざる人物 ● 義として高臣たるを悦ばず ● 高尙偉大の人物 ● 四賢を従ふ

人。四人者年老矣。皆以爲上慢侮人。故逃匿山中。戰不爲漢臣。然上高此四人。今公誠能無愛金玉璧帛。令太子爲書。卑辭安車。因使辯士固請。宜來。來以爲客。時從入朝。令上見之。則必異而問之。問之上。知此四人賢。則一助也。於是呂后令呂澤使人奉太子書。卑辭厚禮。迎此四人。四人至。客建成侯所。

漢十一年。上病。欲使太子將往擊之。四人相謂曰。凡來者。將以存太子。太子將兵。事危矣。乃說建成侯曰。太子將兵有功。則位不益。太子無功還。則從此受禍矣。且太子所與俱諸將。皆皆與

漢の十一年、上病み、太子をして將とし往いて之を撃たしめんと欲す。四人相謂つて曰く、凡そ來りし者は、將に以て太子を存せんとするなり。太子兵に將たらば、事危からんと。乃ち建成侯に説いて曰く、太子兵に將たるは、功有るも則ち位は益さず、太子功無くして還らば、則ち此從り禍を受けん。且太子の與に俱にする所の諸將は、皆皆て上と天下を定めしの梟將なり。今太子をして之に將たらしむるは、此れ羊をして狼に將たらしむるに異なる無し、皆爲に力を盡すを肯んぜず、其の功無きや必せり。臣聞く、母愛せらるれば子抱かると。今戚夫人は日夜に侍御し、趙王如意は常に抱かれて前に居り、上は曰く、終に不肖の子をして愛子の上に居らしめじと。明なるかな其の太子の位を

上定天下。今使太子將之。此無異也。使羊將狼也。皆不肯爲盡力。其無功必矣。臣聞母愛者子抱。今戚夫人日夜侍御。趙王如意常抱居前。上曰。終不使不肖子居愛子之上。明乎其代太子位必矣。君何不急請呂后。承間爲上泣言。願布天下猛將也。善用兵。

代ふるや、必せり。君何ぞ急に呂后に請ひ、間を承けて上の爲に泣いて言はしめざる。黥布は天下の猛將なり、善く兵を用ふ。今諸將は皆陛下の故の等夷なり。乃ち太子をして此屬に將たらしむるは、羊をして狼に將たらしむるに異なる無し、肯て用を爲すこと莫けん。且布をして之を聞かしめば、則ち鼓行して西せんのみ。上病めりと雖も、強ひて輜車に載り、臥して之を護らしめば、諸將敢て力を盡さずんばあらず。上苦しと雖も、妻子の爲に自ら強めよと。是に於て、呂澤は立どころに夜呂后に見ゆ。呂后間を承け、上の爲に泣涕して言ふこと、四人の意の如くす。上曰く、吾惟ふに、豎子は固に遣るに足らじ、而公自ら行かんと。是に於て、上自ら兵に將として東す、羣臣居守するもの、皆送りて瀾上に至る。

- 我々の來りし理由 ● 帝の間暇を伺ふ ● 同輩 ● 輜重の車 ● 帝は車中に臥し諸將をして之を守護せしめば ● 瀾上に同じ

今諸將皆陛下故等夷。乃令太子將此屬。無異使羊將狼。莫肯爲用。且使布聞之。則鼓行而西耳。上雖病。彊載輜車。臥而護之。諸將不敢不盡力。上雖苦。爲妻子自彊。於是呂澤立。夜見呂后。呂后承間。爲上泣涕而言。如四人意。上曰。吾惟豎子。固不足遣。而公自行耳。於是上自將兵而東。羣臣居守。皆送至灞上。

留侯病。自彊起至曲郵。見上曰。臣宜從病甚。楚人劉病。願上無與楚人爭鋒。因說上曰。令太子爲將軍。監關中兵。上曰。子房雖病。彊臥而傅太子。是時叔孫通爲太傅。留侯行少傅事。漢十二年。上從

留侯は病めり、自ら強ひて起ち、曲郵に至りて上に見えて曰く、臣は宜しく從ふべきも、病甚し。楚人は劉疾なり、願くは上、楚人と鋒を争ふこと無れと。因りて上に説いて曰く、太子をして將軍と爲り、關中の兵を監せしめよと。上曰く、子房病むと雖も、強ひ臥して太子に傅たれと。是時に叔孫通は太傅爲り、留侯は少傅の事を行ふ。漢の十二年、上は布が軍を擊破するより歸る。疾益甚し、愈々太子を易へんと欲す。留侯諫むれども聽かず。疾に因りて事を視ず。叔孫太傅は稱説し、古今を引いて、死を以て太子を争ふ。上詳りて之を許すも、猶之を易へんと欲す。燕に及んで置酒するに、太子侍す、四人太子に從ふ。年皆八十有餘、鬚眉皓白、衣冠甚だ偉なり。上之を怪み問うて曰く、

彼は何爲る者ぞと。四人前み對へて各々名姓を言ふ、曰く東園公・用里先生・綺里季・夏黃公と。上乃ち大いに驚いて曰く、吾は公を求むること數歲なるに、公は我を辟逃せり。今は公何に自りて吾が兒に從つて遊ぶかと。

● 長安の東方 ● 強悍にして性急なり ● つとめて臨床しながらも太子の守役たれ ● 高皇帝政を視ず ● 宴飲 ● 東園公は姓唐字は宣明、夏黃公は姓廣字は少道、用里先生は周術字は元道 ● 避け逃れ去る

擊破布軍。歸。疾益甚。愈欲易太子。留侯諫不聽。因疾不視事。叔孫太傅稱說引古今。以死爭太子。上詳許之。猶欲易之。及燕置酒。太子侍。四人從太子。年皆八十有餘。鬚眉皓白。衣冠甚偉。上怪之。問曰。彼何爲者。四人前對。各言名姓。曰。東園公。用里先生。綺里季。夏黃公。上乃大驚曰。吾求公數歲。公辟逃我。今公何自從吾兒游乎。

四人皆曰。陛下輕士善罵。臣等義不受辱。故恐而亡匿。竊聞太子爲人仁孝恭

四人皆曰く、陛下は士を輕んじて善く罵る。臣等義として辱を受けず、故に恐れて亡け匿れき。竊に聞く太子の人と爲り、仁孝恭敬、士を愛す。天下頸を延べて太子の爲に死せんと欲せざる者莫しと。故に臣等來りしのみと。上曰く、公を煩はす、幸に卒に太子を調護せよと。四人壽を爲し、已に畢く趨り去る。

敬愛士。天下莫不延頸。欲爲太子死上者。故臣等來耳。上曰。煩公。幸卒調護太子。四人爲壽。已畢。趨去。上曰。送之。召戚夫人。指示四人。者曰。我欲易之。彼四人輔之。羽翼已成。難動矣。呂后真而主矣。戚夫人泣。上曰。爲我楚舞。吾爲若楚歌。狀曰。鴻鵠高飛。一舉千里。羽翮已就。橫絕四海。橫絕四海。當可奈何。雖有矰繳。尙安所施。歌數闕。戚夫人嘔唏流涕。上起去。罷酒。竟不易太子者。留侯本招此四人之力也。

上之を目送し、戚夫人を召し、四人の者を指示して曰く、我之を易へんと欲するも、彼四人之を輔く。羽翼已に成る、動かし難し。呂后は眞に而の主なりと。戚夫人泣く。上曰く、我爲に楚舞せよ、吾若が爲に楚歌せんと。歌に曰く、鴻鵠高く飛ぶ、一舉千里。羽翮已に就り、四海を横絶す。四海に横絶せる當に奈何かすべき。矰繳有りりと雖も、尙安ぞ施す所あらんと。歌ふこと數闕、戚夫人嘔唏流涕す。上起ち去りて、酒を罷めき。竟に太子を易へざりし者は、留侯が本此四人を招きたるの力なり。

● 恥辱を受くるを欲せず ● 御侍折を願ふ ● 守り助けよ ● 楚國の舞曲 ● 羽翼に同じ ● 箭に鋒つけて射るなり ● 曲に同じ

留侯は上に從ひ、代を撃ち、奇計を馬邑の下に出せり。蕭何を相國に立つるに

代。出奇計。馬邑下。及立蕭何相國。所與上從容言。天下事甚衆。非亡。故不著。留侯乃稱曰。家世相韓。及韓滅。不愛萬金之資。爲韓報讐。彊秦天下振動。今以三寸舌。爲帝者師。封萬戶。位列侯。此布衣之極。於良足矣。願棄人間事。欲從赤松子游耳。乃學

及び、上と從容として天下の事を言ひし所甚だ衆きも。天下の存亡する所以には非ず、故に著さず。留侯乃ち稱して曰く、家は世々韓に相たり、韓滅するに及び、萬金の資を愛まずして、韓の爲に讐を彊秦に報するに、天下振動せり。今は三寸の舌を以て、帝者の師と爲り、萬戸に封せられて列侯に位す。此れ布衣の極なり。良に於て足れり。願くは人間の事を棄て、赤松子に從つて遊ばんと欲すと。乃ち穀を辟けて道引し、身を輕うすることを學ぶ。高帝の崩するに會ふや、呂后は留侯を徳とし、乃ち之に彊ひ食はしめて曰く、人生一世の間、白駒の隙を過ぐるが如し、何ぞ自ら苦むこと此の如きに至るか。留侯已むを得ずして、彊ひて聽いて食ふ。後八年に卒す。謚して文成侯と爲す。子不疑代り候たり。子房が始め下邳の圯上に見し所の老父、太公の書を與へし者は、後十三年、高帝に從つて濟北を過ぐるとき、果して穀城山下の黄石を見取りて葆として之を祠りき。留侯死し、并に黄石の塚に葬り、上塚の伏臘毎に、黄石を祠

りき。留侯不疑は、孝文帝の五年、不敬に坐して國除かる。

- 山西朔平府朔州 ● 存亡に關する大事には非ず ● 神農時代の仙人 ● 無理強に食はしむ ● 寶物
- 夏冬六月十二月の條を記るべき日

辟殺道引輕身。會高帝崩。呂后德留侯。乃彊食之。曰。人生一世間。如白駒過隙。何至自苦如此乎。留侯不待已。彊聽而食。後八年卒。諡爲文成侯。子不疑代侯。子房始所見下邳圯上老父。與太公書者。後十三年。從高帝過濟北。果見穀城山下黃石。取而葆祠之。留侯死。并葬黃石冢。每上冢。伏臘祠黃石。留侯不疑。孝文帝五年。坐不敬國除。

太史公曰。學者多言無鬼神。然言有物。至如留侯所見。老父子書。亦可怪矣。高祖離困者數矣。而留侯常有功力焉。豈可謂非天乎。

太史公曰く、學者は多く鬼神無しと言ふ。然れども物有りと云ふ。留侯が見し所の老父が書を予へしが如きに至りては、亦怪むべし。高祖は困に離りしこと數なるに、留侯は常に功力有りき。豈天に非ずと謂ふべけんや。上曰く、夫れ籌策を帷帳の中に運らし、勝つことを千里の外に決するは、吾子房に如かずと。余は以爲らく、其人計るに魁梧奇偉かと。其圖を見るに至れば、狀貌婦人好女の如し。蓋し孔子曰く、貌を以て人を取れば、之を子羽に失すと。留侯にも亦云ふ。

- 怪物なり ● 困厄に罹る ● 偉大にして奇異なり ● 論語に見ゆ、子羽は魯國の賢明なり

上曰。夫運籌。英帷帳之中。決勝千里外。吾不如此子房。余以爲其人。計魁梧奇偉。至見其圖。狀貌如婦人好女。蓋孔子曰。以貌取人。失之子羽。留侯亦云。

卷五十六

陳丞相世家第二十六

陳丞相平者。陽武戶牖鄉人也。少時家貧。好讀書。有田三十畝。獨與兄伯居。伯常耕田。縱平使游學。平為人長美色。人或謂陳平曰。貧何食而肥若。是其嫂嫉平之不視家生產。曰。亦食

陳丞相平は、陽武の戶牖郷の人なり。少時家貧し、好みて書を讀む。田三十畝有り。獨り兄伯と居る。伯は常に田を耕し、平を縱にして游學せしむ。平は人と爲り長く、美色なり。人或は陳平に謂つて曰く、貧なるに何を食うて肥ゆることは是の若きかと。其嫂は平が家の生産を視ざるを嫉みて曰く、亦糠粃を食ふのみ、叔有る此の如きは、有ること無きに如かずと。伯之を聞き、其婦を逐うて之を棄つ。平が長ずるに及びて、妻を娶るべきも、富人の肯て與ふる者莫く、貧者は平亦之を恥づ、之を久しうして、戶牖の富人張負といふもの有り。張負の女孫、五たび嫁して夫輒ち死す、人敢て娶るもの莫し。平は之を得んと欲す。

● 河南郡陽武縣東南方 ● 一畝は百歩なり ● 陳府 ● 弟に同じ ● 張氏の老婦人

糠粃二耳。有叔如此。不如無有。伯聞之。逐其婦。而夫輒死。人莫敢娶。平欲得之。

邑中有喪。平貧侍喪。以先往。後罷爲助。張負既見之。喪所。獨視偉。平亦以故去。負隨平至其家。家乃負郭窮巷。以弊席爲門。然門外多有長者車轍。張負歸謂其子仲曰。吾欲以女孫予陳平。張

邑中に喪有り、平貧なり、喪に侍するに、先に往き後れて罷むるを以て助と爲す。張負既に之を喪の所に見、獨り視て平を偉とす。平も亦故を以て後れ去る。負は平に隨つて其家に至るに家は乃ち負郭の窮巷なり。弊席を以て門と爲す。然れども門外に多く長者の車轍有り。張負歸りて其子の仲に謂つて曰く、吾は女孫を以て陳平に予へんと欲すと。張仲曰く、平は貧しく、事を事とせず、一縣の中盡く其の爲す所を笑ふ。獨り奈何ぞ女を予へんやと。負曰く、人固に好美なること陳平の如くにして、而も長く貧賤なる者有らんやと。卒に女を與へき。平が貧なるの爲に、乃ち幣を假貸して以て聘せしめ、酒肉の資を予へて、以て婦を内る。負は其孫を誠めて曰く、貧を以ての故に、人に事ふること謹まざる毋

仲曰。平貧不事。一縣中盡笑其所爲。獨奈何予女乎。負曰。人固有下好美如陳平而長貧賤者乎。卒與女。爲平貧。乃假貸幣以聘。予酒肉之資。以內婦。負誠其孫曰。毋以貧故事。人不謹。事兄伯如事父。事嫂如事母。

● 家貧にして養を助くべき代物なきが故なり ● 此の理由 ● 郊外の村 ● 德行有る有福者の車の跡 ● 牛車を力めず ● 貨幣を貸與す ● 女を迎ふ

平既娶張氏女。齋用益饒。游道日廣。里中社平爲宰。分肉食甚均。父老曰。善。陳孺子之爲宰。平曰。嗟乎。使平得宰天下。亦如是肉矣。

平既に張氏の女を娶るや、齋用益々饒かに、游道日に廣し、里中の社に、平は宰と爲れるに、肉食を分つこと甚だ均し、父老曰く、善し陳孺子の宰爲ることと。平曰く、嗟乎平をして天下に宰たるを得しめば、亦是肉の如くならんのみと。陳涉起りて陳に王たるや、周市をして魏の地を略定せしめ、魏咎を立てて魏王と爲し、秦軍と臨済に相攻む。陳平固に已に前に其兄伯に謝し、少年を従へて、往いて魏王咎に臨済に事ふ。魏王以て太僕と爲す。魏王に説けども聽かれず。

陳涉起而王陳。使周市略定魏地。立魏咎爲魏王。與秦軍相攻於臨済。陳平固已前謝其兄伯。從少年往事魏王咎於臨済。魏王以爲太僕。說魏王不聽。人或譏之。陳平亡去。久之。項羽略地至河上。陳平往歸之。從入破秦。賜平爵卿。項羽之東。王彭城也。漢王還定秦。而東。殷王反楚。項羽乃以平爲信武君。將魏王咎。客在楚者。以往擊。降殷王。而還項王。使項悍拜平爲都尉。賜金二十鎰。

人或は之を譏す。陳平亡け去る。久しうして項羽は地を略して河上に至る。陳平往いて之に歸し、從ひ入りて秦を破る。平に爵卿を賜ふ。項羽の東して彭城に王たるや、漢王は還りて三秦を定めて東せり。殷王は楚に反す、項羽乃ち平を以て信武君と爲し、魏王咎の客の楚に在る者に將として、以て往いて撃たしむ。殷王を降して還れり。項王は項悍をして、平を拜して都尉と爲さしめ、金二十鎰を賜ふ。

● 仕送りの物品 ● 交際 ● 春秋の祭日 ● 主學者、世話人 ● 祭の餘肉 ● 公平 ● 山東青州府 高苑縣 ● 辭謝し暇乞す ● 近侍の官 ● 卿位のを予ふ ● 將軍の次位なる官名

居無何。漢王居ると何も無くして、漢王は攻めて殷王を下す。項王怒り、將に殷を定めたる

攻下_二殷王_一項
 王怒_レ將_レ誅_二定_レ
 殷者_レ將_レ吏_一陳
 平懼_レ誅_一乃封_二
 其金_一與_レ印_一使_二
 使歸_二項王_一而
 平身_レ間行_一杖_レ
 劔亡_レ渡_レ河_一船
 人見_レ其_レ美_レ丈
 夫獨行_一疑_レ其
 亡將_一要_レ中當_レ
 有_二金玉_一寶器_一
 目_レ之_レ欲_レ殺_レ平_一
 平恐_レ乃解_レ衣
 裸而_レ佐_レ刺_レ船
 船人_レ知_レ其_レ無_レ
 有_レ乃止_一平遂
 至_レ修武_一降_レ漢
 因_レ魏_レ無_レ知_レ求_レ
 見_レ漢王_一漢王

者將吏を誅せんとす。陳平は誅を懼れ、乃ち其金と印とを封じ、使をして項王に歸さしめ、而して平は身づから間行し、劔を杖つき亡けて河を渡るに、船人は其美丈夫の獨行を見て、其亡將なるかを疑ひ、要中當に金玉寶器有るべしとし、之を目して平を殺さんと欲す。平恐れ、乃ち衣を解き、裸にして佐けて船を刺す。船人は其の有する無きを知りて乃ち止めき。平遂に修武に至りて漢に降り、魏無知に因りて、漢王に見えんことを求む。漢王召し入る。是時萬石君奮は、漢王の中涓と爲り、平の謁を受けて、平を入り見えしめき。平等七人俱に進み、食を賜ふ。王曰く、罷いて舍に就けと。平曰く、臣は事の爲に來れり、言ふ所は以て今日を過すべからずと。是に於て漢王は與に語りて之を説ぶ。問うて曰く、子の楚に居りしときは何の官ぞと。曰く、都尉爲りきと。是日乃ち平を拜して都尉と爲し、參乗と爲りて軍を典護せしむ。諸將盡く謹いで曰く、大王は一日に楚の亡卒を得て、未だ其高下を知らざるに、而るに即ち與に同じく載せ、反

召入。是時萬
 石君奮爲漢
 王中涓。受平
 謁入見平。平
 等七人俱進
 賜食。王曰。罷
 就舍矣。平曰。
 臣爲事來。所
 言不可。以過今日。於是漢王與語而説之。問曰。子之居楚何官。曰。爲都尉。是日乃拜平爲都尉。使爲參乘。典護軍。諸將盡讓曰。大王一日得楚之亡卒。未其高下。而即與同載。反使監護軍。長者漢王聞之。愈益幸平。遂與東伐項王。至彭城。爲楚所敗。引而還。收散兵。至滎陽。以平爲亞將。屬於韓王信。軍廣武。

つて軍の長者を監護せしむと。漢王之を聞き、愈々益々平を幸す。遂に與に東して項王を伐ち、彭城に至り、楚の敗る所と爲りて、引いて還り、散兵を收めて滎陽に至り、平を以て亞將と爲し、韓王信に屬せしめて廣武に軍す。

● 殷王司馬印を降せしむ ● 逃亡の將軍 ● 腹を執つて船を助く ● 許は石氏 ● 侍從の小官 ● 副將者 ● 監察官に當る ● 才能の高下 ● 功勞ある人々

絳侯灌嬰等。
 咸讓陳平曰。
 平雖美丈夫。
 如冠玉耳。其
 中未必有也。
 臣聞平居家

絳侯灌嬰等、咸陳平を讓して曰く、平は美丈夫なりと雖も、冠玉の如きのみ、其中未だ必ずしも有らざるなり。臣聞く、平が家に居る時は其嫂を盗み、魏に事へて容れられず、亡けて楚に歸す。楚に歸せしも中らず、又亡けて漢に歸せり。今日大王は尊く之を官して、軍を護せしむ。臣聞く、平は諸將の金を受け、金

時盜其嫂。事魏不容。亡歸楚。歸楚不中。又亡歸漢。今日大王尊官之。令護軍。臣聞平受諸將金。金多者得善處。金少者得惡處。平反覆亂臣也。願王察之。漢王疑之。召讓魏無知。無知曰。臣所言之乎。楚漢相距。臣進奇謀之士。願其計誠。足以利國家。不耳。且盜嫂受金。又何足疑乎。

漢王召讓平

多き者は善處を得、金少き者は惡處を得と。平は反覆の亂臣なり。願くは王之を察せよと。漢王之を疑ひ、召して魏無知を讓む。無知曰く、臣が言ふ所の者は能なり、陛下が問ふ所の者は行なり。今尾生孝己の行有るも、而も勝負の數に益無くんば、陛下何ぞ之を用ふるに暇あらんや、楚漢相距ぐ、臣は奇謀の士を進む。其計誠に以て國家を利するに足るか不かを願ふのみ。且嫂を盗み金を受くるは、又何ぞ疑ふに足らんやと。

- 周勃なり ● 冠を飾る玉は中空なり ● 成功せず ● 浮薄にして一定の操守なし ● 信を守りて身を亡したる愚直の人 ● 殷の高宗の子なり、孝を以て名高し ● 勝敗の術 ● あるべき理なきを指し言ふ

漢王は召して平を讓めて曰く、先生魏に事へて中らず、遂に楚に事へて去り、今

曰。先生事魏不中。遂事楚而去。今又從吾游。信者固多心乎。平曰。臣事魏王。魏王不能任用。臣說故去。事項王。項王不能信人。其所任愛。非諸項。即妻之昆弟。雖有奇士。不能任用。平乃去。楚聞漢王之能用人。故歸大王。封輪官。得請骸骨。漢王乃謝厚賜。拜爲護軍中尉。盡護諸將。諸將乃不敢復言。

其後楚急攻

又吾に從つて遊ぶ。信ある者は固に心多きかと。平曰く、臣魏王に事へしに、魏王は臣の説を用ふる能はず、故に去りて項王に事へしに、項王も人を信する能はず。其の任愛する所は、諸項に非ずんば、即ち妻の昆弟のみ、奇士有りと雖も用ふる能はざりき。平乃ち楚を去りぬ。漢王の能く人を用ふるを聞く、故に大王に歸せしなり。臣は裸身にて來れり、金を受けざれば、以て資を爲す無し。誠し臣の計畫に采るべき者有らば、願ふに大王之を用ひん、用ふべき者無からしめば、金は具に在り、請ふ封じて官に輪さん、骸骨を請ふを得んと。漢王乃ち謝して厚く賜ひ、拜して護軍中尉と爲し、盡く諸將を護せしむ。諸將乃ち敢て復言はず。

- 裸體 ● 資料の義 ● 官を賜めて引き去る

其後、楚は急に攻めて、漢の甬道を絶ち、漢王を滎陽城に圍むこと之を久しうす。

絶漢而道。漢王於秦陽。漢王之請。割秦陽以四以和。漢王不聽。漢王謂陳平曰。天下紛紛。何時定乎。陳平曰。項王爲人。恭敬愛人。士之廉節好禮者。多歸之。至三於行。功爵邑。重之。士亦以此不附。今大王慢而少禮。士廉節者不來。然大王能使人以爵邑。

漢王之患へ、秦陽以西を割いて以て和せんと請ふ。項王聽かず。漢王陳平に謂つて曰く、天下紛紛たり、何の時にか定まらんと。陳平曰く、項王の人と爲り、恭敬人を愛す。士の廉節禮を好む者は、多く之に歸するも、功爵邑を行ふに至つては之を重る。士も亦此を以て附かず。今大王は慢にして禮少く、士の廉節たる者來らず、然れども大王は能く人を饒にするに爵邑を以てす。士の頑鈍利を嗜んで恥無き者、亦多く漢に歸す。誠し各々其兩短を去り、其兩長を襲ねて天下指麾せば則ち定らん。然も大王は恣に人を侮り、廉節の士を得る能はず。願ふに楚は亂すべきもの有り。彼の項王の骨鯁の臣は、亞父・鍾離・昧・龍且・周殷の屬、數人に過ぎざるのみ。大王誠し能く數萬斤の金を出し捐てば、反間を行つて其君臣を間し、以て其心を疑はしめん。項王は人と爲り意思みて讒を信ず、必ず内相誅せん。漢因りて兵を擧げて之を攻めば、楚を破らんこと必せりと。漢王以て然りと爲し、乃ち黄金四萬斤を出し、陳平に與へて爲す所を恣

にせしめ、其出入を問はず。

- 兩側を高うして糧食を運搬する道路
- 廉直にして禮節有る人物
- 功は實の謀か、功を實し爵祿封土を與ふるなり
- 傲慢
- 指圖に同じ
- 硬骨にして剛直なる人物
- 范增なり
- 問議を放ち行ふ
- 内に於て相誅殺せん

士之頑鈍嗜利無恥者。亦多歸漢。誠各去其兩短。襲其兩長。天下指應則定矣。然大王恣侮人。不能得廉節之士。願楚有可亂者。彼項王骨鯁之臣。亞父鍾離昧龍且周殷之屬。不過數人耳。大王誠能出捐數萬斤金。行反間。問其君臣。以疑其心。項王爲人意忌信讒。必内相誅。漢因舉兵而攻之。破楚必矣。漢王以爲然。乃出黄金四萬斤。與陳平。恣所爲。不問其出入。

陳平既多以金縱反間於楚軍。宣言諸將離離味等。爲項王將功多矣。然而終不得裂地而王。欲與漢爲

陳平既に多く金を以て反間を楚軍に縱つて、宣言すらく、諸將鍾離味等は、項王の將と爲りて功多し。然るに終に地を裂いて王たるを得ず。漢と一と爲り、以て項氏を滅して分ちて其地に王たらんと欲すと。項羽果して意に鍾離味等を信ぜず。項王既に之を疑ふや、使をして漢に至らしむ。漢王は太牢の具を爲りて擧げ進ましめ、楚使を見て即ち詳り驚いて曰く、吾は亞父が使かと以爲り、乃ち項王の

一以滅項氏。而分其地。項羽果意不。信鍾離昧等。項王既疑之。使使至漢。漢王爲太牢具。舉進。見楚使。即詳驚曰。吾以爲亞父使。乃項王使。復持去。更以惡草具進楚使。楚使歸。具以報項王。項王果大怒。亞父欲急攻下蔡陽城。項王不信。不肯聽。亞父聞項

使なりしかと。復持ち去り、更ふるに惡草具を以てし、楚の使に進む。楚の使歸り、具に以て項王に報ず。項王果して大いに亞父を疑へり。亞父は急に攻めて蔡陽城を下さんと欲す。項王信ぜず、聽くを肯んぜず。亞父は項王が之を疑ふを聞き、乃ち怒つて曰く、天下の事大いに定れり、君王自ら之を爲せ。願くは骸骨を請うて歸らんと。歸つて未だ彭城に至らざるに、疽背に發して死せり。陳平乃ち夜女子二千人を蔡陽城の東門より出す、楚因りて、之を撃つ。陳平乃ち漢王と、城の西門より夜出で去り、遂に關に入り、散兵を收めて復東す。其明年、淮陰侯は齊を破りて自立し、齊王と爲り、使をして之を漢王に言はしむ。漢王大いに怒りて罵る。陳平漢王を踏む、漢王亦悟る。乃ち厚く齊使を遇し、張子房をして卒に信を立てて齊王と爲さしむ。平を封するに戶牖郷を以てし、其奇なる計策を用ひて、卒に楚を滅せり。常に護軍中尉を以てし、從つて燕王臧荼を定めき。

● 最も難なる馳走 ● 粗末なる下等料理 ● 大體に於て既に決定せり ● 腹背背部に生じ ● 函谷關、
● 注意するなり ● 漢王に従ふ

王疑之。乃怒曰。天下事大定矣。君王自爲之。願請骸骨歸。歸未至彭城。疽發背而死。彭平乃夜出女子二千人。蔡陽城東門。楚因擊之。陳平乃與漢王從城西門夜出去。遂入關。收散兵復東。其明年。淮陰侯破齊自立。爲齊王。使使言之。漢王大怒。而罵陳平。躡漢王。漢王亦悟。乃厚遇齊使。使張子房卒立信爲齊王。封平以戶牖郷。用其奇計策。卒滅楚。常以護軍中尉。從定燕王臧荼。

漢六年。人有上書告楚王。韓信反。高帝問諸將。諸將曰。亟發兵坑豎子耳。高帝默然。問陳平。平固辭謝曰。諸將云何。上具告之。陳平曰。人之上書

漢の六年、人の上書して楚王韓信反すと告ぐるもの有り、高帝諸將に問ふに、諸將曰く、亟に兵を發して豎子を坑にせんのみと。高帝默然たり。陳平に問ふに、平は固く辭謝して曰く、諸將は何とか云へると。上具に之を告ぐ。陳平曰く、人の上書して信の反を言ふは、之を知る者有りやと。曰く、未だ有らずと。曰く、信は之を知れりやと。曰く知らずと。陳平曰く、陛下の精兵は楚に孰與ぞと上曰く、過ぐる能はずと。平曰く、陛下の將が兵を用ふるは、能く韓信に過ぐる者有るか。上曰く、及ぶもの莫しと。平曰く、今兵は楚の精に如かずして、將は及ぶ

言信反。有知者乎。曰。未。有。曰。信知之乎。曰。不知。陳平曰。陛下精兵孰與楚。上曰。不能過。平曰。陛下將用兵。有能過韓信者乎。上曰。莫及也。平曰。今兵不如楚。精而將不能及。而舉兵攻之。是趣之戰也。竊爲陛下危之。上曰。爲之奈何。平曰。古者天子巡狩會諸侯。南方有雲夢。陛下第出僞游雲夢。會諸侯於陳。陳楚之四界。信聞天子以好出游。其勢必無事。而郊迎謁。謁而陛下因禽之。此特一力士之事耳。高帝以爲然。

乃發使告諸侯。會陳。吾將南游雲夢。上

能はず。而るに兵を擧げて之を攻めんは、是れ之に戰を趣すなり、竊に陛下の爲に之を危むと。上曰く、之を爲すこと奈何と。平曰く、古は天子は巡狩して諸侯を會せり。南方に雲夢有り。陛下第出でて僞りて雲夢に遊び、諸侯を陳に會せよ。陳は楚の西界なり。信は天子が好を以て出游すと聞かば、其勢必ず事無くして、郊迎して謁せん。謁せんとき陛下因りて之を禽にせんは、此れ特一力士の事のみと。高帝以て然りと爲す。

- 圖殺して坑埋にす ● 催促す ● 地方を巡幸するなり ● 郡の名なり ● 平和の親好

乃ち使を發して諸侯に告ぐらく、陳に會せよ、吾將に南のかた雲夢に遊ばんとすと。上因りて擬つて以て行く。行いて未だ陳に至らざるに、楚王信は果して道中

因隨以行。行未至陳。楚王信果郊迎。道中。高帝豫具武士。見信至。即執縛之。載後車。信呼曰。天下已定。我固當烹。高帝顧謂信曰。若毋聲。而反明矣。武士反接之。遂會諸侯于陳。盡定楚地。還至雒陽。赦信以爲淮陰侯。而與功臣剖符定封。於是與平剖符。世世勿絕。

に郊迎せり。高帝は豫め武士を具へ、信の至るを見て即ち執へて之を縛して、後車に載す。信呼びて曰く、天下已に定まる、我固に當に烹らるべしと。高帝顧みて信に謂つて曰く、若聲すること毋れ、而の反は明けしと。武士之を反接す。遂に諸侯を陳に會し、盡く楚の地を定めて、還りて淮陽に至り、信を赦して以て淮陰侯と爲し、而して功臣の與に符を剖いて封を定めき。是に於て、平の與に符を剖いて、世世絶ゆること勿らしめ、戸牖侯と爲す。平は辭して曰く、此れ臣の功に非ざるなりと。上曰く、吾は先生の謀計を用ひ、戦ひ勝つて敵に冠てり、功に非ずして何ぞと。平曰く、魏無知に非ずんば、臣安んぞ進むを得ん。と。上曰く、子の若きは本に背かずと謂ふべしと。乃ち復魏無知を賞せり。其明年、護軍中尉を以て、従つて反者韓王信を代に攻め、卒に平城に至り、匈奴の圍む所と爲り、七日食を得ず。高帝は陳平の奇計を用ひ、單于を閼氏に使せしめ、圍以て開くを得たり。高帝既に出づ、其計は秘す、世に聞くを得るもの

莫し。

● 使にツマいて出發す ● 兩手を背後にて縛す ● 山西大同府大同縣 ● 匈奴王の妻なり

爲二戸。屬侯。平
辭曰。此非二臣
之功也。上曰。
吾用二先生謀
計。戰勝。越。敵。非
功而何。平曰。非
二魏無知。臣安
得。進。上曰。若。子
可。謂。不。背。本。矣。
乃。復。賞。二魏無
知。其。明年。以。護
軍。中。尉。從。攻。二
反。者。韓。王。信。於
代。卒。至。平。城。爲
二匈奴所圍。七
日。不。得。食。高。帝
用。二陳平奇計。使
二軍于。關。氏。圍。以
得。開。高。帝。既。出。
其。計。秘。世。莫。得
聞。

高帝南過二曲
逆。上。其。城。望。二
見。其。屋。室。甚
大。曰。壯哉。縣。
吾。行。二天下。獨
見。洛陽。與。是
耳。顧。問。二御史
曰。曲逆。戶。口
幾。何。對。曰。始
秦。時。三。萬。餘
戶。間。者。兵。數

高帝は南して曲逆を過り、其城に上り、其屋室甚だ大なるを望見して曰く、壯なる哉縣、吾天下を行るに、獨り洛陽と是とを見るのみと。顧みて御史に問うて曰く、曲逆の戶口は幾何ぞと。對へて曰く、始め秦の時は三萬餘戸あり、間者兵數、起り、多く亡置せり。今は見に五千戸のみと。是に於て乃ち御史に詔し、更めて陳平を以て曲逆侯と爲し、盡く之を食ましめ、前の食む所の戸牖を除く。其後は常に護軍中尉を以て、從つて陳稀及び黥布を攻め、凡そ六たび奇計を出して、輒ち邑を益し、凡そ六たび封を益せり。奇計或は頗る秘す、世能く

聞くもの莫し。

● 直隸保定府定縣の東南方 ● 執法の長官 ● 昔前に出でたり

起。多。亡。匿。今
見。五。千。戶。於
是。乃。詔。二御史
更。以。二陳平爲
曲逆侯。盡。食。之。
除。前。所。食。戶。牖。
其。後。常。以。二護
軍。中。尉。從。攻。二
陳。稀。及。黥。布。凡
六。出。奇。計。輒。益

高帝が布の軍を破るより還るや、劍を病んで徐行し、長安に至るに、燕王盧縮反す。上は樊噲をして、相國を以て兵に將として之を攻めしむ。既に行く、人の噲を短惡する者有り。高帝怒りて曰く、噲は吾病を見て、乃ち我死を冀ふかと。陳平の謀を用ひて、絳侯周勃を召し、詔を牀下に受けしめて曰く、陳平は

高帝從破二布
軍。還。病。創。徐
行。至。長。安。燕
王。盧。縮。反。上
使。樊。噲。以。二相
國。將。兵。攻。之。
既。行。人。有。短
惡。噲。者。高。帝
怒。曰。噲。見。吾
病。乃。冀。我。死
也。用。二陳平謀。
而。召。二絳侯周
勃。受。詔。牀。下

詔に傳を馳せ、勃を載せて噲に代りて將たらしめよ、平は軍中に至らば、即ち噲の頭を斬れと。二人既に詔を受け、傳を馳せて、未だ軍に至らざるに、行くゆく之を計つて曰く、樊噲は帝の故人なり。功多し。且又乃ち呂后の弟呂頰の夫なり、親有りて且つ貴し。帝は忿怒の故を以て之を斬らんと欲するも、

曰。陳平亟馳傳載勃代噲將。平至軍中。即斬噲頭。二人既受詔。馳傳未至軍。行計之曰。樊噲帝之故人。功多。且又乃呂后弟呂類之夫。有親且貴。帝以忿怒。故欲斬之。則恐後悔。寧因面致上。上自誅之。未至軍。爲壇以節召樊噲。噲受詔。即反接。載二轎車。傳詣安長。

則ち恐くは後悔せん。寧ろ囚へて上に致さんに、上自ら之を誅せんと。未だ軍に至らずして、壇を爲り、節を以て樊噲を召す、噲は詔を受く。即ち反接して檻車に載せ、傳へて長安に詣らしめ、而して絳侯勃をして代り將たらしむ。兵に將として燕の反縣を定めき。平は行くく、高帝崩すと聞き、平は呂太后及び呂類の讒怒を恐れ、乃ち傳を馳せて先づ去る。使者に逢ふに、平に詔して、灌嬰と漿陽に屯せよと。平は詔を受け、立どころに復馳せて宮に至り、哭すること甚だ哀し。因りて事を喪前に奏す。呂太后之を哀みて曰く、君勞せり、出で休せよと。平は讒の就るを畏れ、因りて固く請うて中に宿衛するを得たり。太后乃ち以て郎中令と爲して曰く、傳として孝惠に教へよと。是後呂類の讒は乃ち行はるゝを得ざりき。樊噲至るや、則ち赦して爵邑を復せり。

● 請討に同じ ● 病床の下 ● 驛傳の車 ● 古くよりの親交者 ● 近親にして貴寵なり ● 特使の特なる節 ● 兩手を背後に縛して四人の車に載す ● 使事の頭末を怒前に言上す ● 侍從長の類

而令絳侯勃代將。將兵定燕反縣。平行。聞高帝崩。平恐呂太后及呂類讒怒。乃馳傳先去。遣使者詔平與灌嬰屯於漿陽。平受詔。立復馳至宮。哭甚哀。因奏事喪前。呂太后哀之曰。君勞。出休矣。平畏讒之就。因固請得宿衛中。太后乃以爲郎中令。曰。傳教孝惠。是後呂類讒乃不得行。樊噲至。則赦復爵邑。

孝惠帝六年。相國曹參卒。以安國侯王陵爲右丞相。陳平爲左丞相。王陵者。故沛人。始爲縣豪。高祖微時。兄事陵。陵少文。任氣好直言。及高祖起。沛入至咸陽。陵亦自聚黨數千人。居南陽。不肯從沛。

孝惠帝の六年、相國曹參卒す。安國侯王陵を以て右丞相と爲し、陳平を左丞相と爲す。王陵は故の沛の人なり、始め縣豪爲り。高祖の微なる時、陵に兄事せり。陵は文少く氣に任じて直言を好めり。高祖が沛より起り、入りて咸陽に至るに及び、陵も亦自ら黨數千人を聚めて南陽に居り、沛公に従ふを肯んぜず。漢王の還りて項籍を攻むるに及び、陵は乃ち兵を以て漢に屬しき。項羽は陵の母を取りて軍中に置き、陵の使至れば則ち東郷して陵の母を坐せしめ以て陵を招かんと欲す。陵の母は既に私に使者を送り、泣いて曰く、老妾の爲に陵に語れ。謹みて漢王に事へよ、漢王は長者なり。老妾を以ての故に二心を持する無れ。妾は死を以て使者を送らんと。遂に劍に伏して死せり。項王怒り

公。及漢王之還攻項籍。陵乃以兵屬漢。項羽取陵母。置軍中。陵使至。則東鄉坐。陵母欲以招。陵。陵母既私送使者。泣曰。爲老妾語。謹事漢王。漢王長者也。無以老妾故持。二心。妾以死送使者。遂伏劍而死。項王怒。烹陵母。陵卒從漢王。定天下。以善雍齒。雍齒高帝之仇。而陵本無意從高帝。以故晚封爲安國侯。既爲右丞相。二歲。孝惠帝崩。高后欲立諸呂爲王。問王陵曰。不可。問陳平。陳平曰。可。呂太后怒。乃詳遷陵爲帝太傅。實不用。陵怒。謝疾。免。杜門。竟不朝請。七年而卒。

陵の母を烹る。陵卒に漢王に従つて天下を定めき。以だ雍齒と善し、雍齒は高帝の仇なり。而も陵は本高帝に従ふに意無し、故を以て晩く封ぜられて安國侯と爲りき。安國侯既に右丞相と爲るや、二歳にして孝惠帝崩す。高后は諸呂を立てて王と爲さんと欲して、王陵に問ふに、王陵曰く、不可なりと。陳平に問ふに、陳平曰く、可なりと。呂太后怒り、乃ち詳りて陵を遷して帝の太傅と爲す、實は陵を用ひざるなり。陵怒り、疾と謝して免じ、門を杜ちて竟に朝請せず、七年にして卒せり。

- 雍齒の善し
- 意氣を向ふ
- 河南南陽
- 寤は覺、向ふ也、女の東面は覺なり
- 王陵の使者
- 伴に同じ
- 官を辭し去る
- 春秋の朝禮にも出仕せざるなり

陵之免丞相。呂太后乃徙平爲右丞相。以辟陽侯審食其爲左丞相。左丞相不治。常給事於中。食其亦沛人。漢王之敗。鼓城。西。楚取太上皇。呂后。爲質。食其以舍人侍呂后。其後從敗項籍。爲侯。幸於呂太后。及爲相。居中。百官皆因決事。呂平爲高帝謀。

陵の丞相を免するや、呂太后は乃ち平を徙して右丞相と爲し、辟陽侯審食其を以て左丞相と爲す。左丞相は治せず。常に中に給事す。食其も亦沛の人なり。漢王の彭城に敗れて西するや、楚は太上皇、呂后を取りて質と爲す。食其は舍人を以て呂后に侍せり。其後從つて項籍を敗りて侯と爲り、呂太后に幸せらる。相と爲るに及びて中に居るに、百官皆因りて事を決せり。呂類は常に前に陳平が高帝の爲に謀りて、樊噲を執へしを以て、數々讒して曰く、陳平の相爲るや、事を治するに非ず、日に醇酒を飲んで婦女に戯ると。陳平聞いて日に益々甚しくす。呂太后之を聞き、私に獨り喜び、呂類を陳平に面質して曰く、鄙語に曰く、兒婦人の口は用ふべからずと。君と我と何如なるかを願はんのみ、呂類の讒を畏るゝこと無れと。呂太后は、諸呂を立てて王と爲すに、陳平は偽りて之を聴けり。呂太后崩するに及び、平は太尉勃と謀を合せて、卒に諸呂を誅して孝文皇帝を立てき。陳平の本謀なり。審食其は相を免せり。孝文帝立つや、以爲らく太

執中笑喻。數讒曰。陳平爲相。非治事。日飲醇酒。戲婦女。陳平聞。日益甚。呂太后聞之。私獨喜。而置呂類於陳平。曰。鄙語曰。兒婦人口不可用。願君與我何如。耳。無長呂類之讒也。呂太后召立諸帝。陳平本謀也。審食其免相。孝文帝立。以爲太尉。勃親以兵誅呂氏。功多。陳平欲讓勃。勃乃病。謝。孝文帝初立。怪平病。問之。平曰。高祖時。勃功不如臣。平及誅諸呂。臣功亦不如勃。願以右丞相讓勃。於是孝文帝乃以絳侯勃爲右丞相。位次第一。平徙爲左丞相。位次第二。賜平金千斤。益封三千戶。

居頃之孝文

尉勃は、親ら兵を以て呂氏を誅せり、功多しと。陳平は勃に尊位を譲らんと欲し、乃ち病謝す。孝文帝初めて立ち、平の病を怪しみて之を問ふ。平曰く、高祖の時、勃の功は臣平に如かず、諸呂を誅するに及んでは、臣の功は亦勃に如かず、願くは右丞相を以て勃に譲らんと。是に於て、孝文帝は乃ち絳侯勃を以て右丞相と爲す、位次第一なり。平は徙りて左丞相と爲り、位次第二たり。平に金千斤を賜ひ、三千戸を益封す。

● 事務を視ず ● 宮中にて呂後の使令に因與す ● 面會して問ひ質す ● 意思如何によるのみ ● 本來の腹計 ● 病氣かりとして官を辭す ● 十六兩を斤とす

居ること頃之にして孝文皇帝は、既に益々國家の事に明習し、朝にして右丞相勃

皇帝既益明習國家事。朝而問右丞相勃曰。天下一歲決獄幾何。勃謝曰。不知。問天下一歲錢穀出入幾何。勃又謝曰。不知。汗出沾背。愧不能對。於是上亦問左丞相平。平曰。有主者。上曰。主者謂誰。平曰。陛下。即問決獄貴廷尉。問錢穀貴治粟內史。上曰。苟各有主者。

陳丞相世家第二十六

に問うて曰く、天下一歳の獄を決する幾何ぞと。勃謝して曰く、知らずと。問ふ天下一歳の錢穀出入は幾何ぞと。勃又知らずと謝し、汗出でて背を沾し、對ふる能はざるを愧づ。是に於て上亦左丞相平に問ふに、平曰く、主者有り。上曰く、主者は誰とか謂ふと。平曰く、陛下即し決獄を問はば廷尉を責めよ、錢穀を問はば治粟内史を責めよと。上曰く、苟も各々主る者有り、而して君の主たる所の者は何事ぞと。平謝して曰く、主臣なり、陛下は其驚下なるを知らずして、罪を宰相に待たしむ。宰相は上は天子を佐け、陰陽を理し、四時に順ひ、下は萬物の宜を育し、外は四夷諸將を鎮撫し、内は百姓を親附せしめ、卿大夫をして各々其職に任ふるを得しむと。孝文帝乃ち善しと稱す。右丞相大いに慙ぢ、出でて陳平を讓めて曰く、君獨素より我に對を教へずと。陳平笑つて曰く、君其位に居て、其任を知らざるか。且つ陛下即し長安中の盜賊の數を問はば、君強ひて對へんと欲するかと。是に於て絳侯は自ら其能の平に如かざること遠きを知れり。

而君所主者何事也。平謝曰。主臣。陛下不知其驚下。使待罪宰相。宰相者上佐

居ること頃之して、絳侯は病を謝けて相を免せんと請ふ。陳平専ら一丞相と爲れり。

● 租税の設計 ● 主任の者 ● 群臣指擧の取締役 ● 下愚頑鈍 ● 宰相として立つを言ふ ● 陰謀の大業を調和す ● 答ふべき言辭を教へず

天子。理陰陽。順四時。下育萬物之宜。外鎮撫四夷諸侯。內親附百姓。使卿大夫各得任其職焉。孝文帝乃稱善。右丞相大慙。出而讓陳平曰。君獨不素教我對陳平笑曰。君居其位。不知其任邪。且陛下即問長安中盜賊數。君欲彊對邪。於是絳侯自知其能不如平遠矣。居頃之絳侯謝病請免相。陳平專爲一丞相。

孝文帝二年。丞相陳平卒。諡爲獻侯。子共侯買代侯。二年卒。子簡侯恢代侯。二十三年卒。子何代侯。三十

孝文帝の二年、丞相陳平卒す、諡して獻公と爲す。子共侯買は代り候たり。二年に卒し、子簡侯恢代り候たり。二十三年に卒し、子何は代り候たり。三十三年に、何は人の妻を略したるに坐して棄市せられ、國除かれき。始め陳平曰く、我は陰謀多し、是れ道家の禁する所たり、吾世即ち廢せば、亦已まん。終に復起つ能はざらんは、吾陰禍多きを以てなりと。然も其後、曾孫陳掌は、衛氏の親

三年。何坐略人妻。棄市。國除。始陳平曰。我多陰謀。是道家之所禁。吾世即廢亦已矣。終不能復起。以吾多陰禍也。然其後曾孫陳掌以衛氏親貴。成願得續封陳氏。然終不得。

にして貴戚なるを以て、封を陳氏に續くるを得るを願へり。然れども終に得ざりき。

● 探奪す ● 屍を市に晒す ● 子孫廢絶せば繼りを告げん ● 陰謀の禍患 ● 衛青の女婿

太史公曰。陳丞相平。少時本好黃帝老子之術。方其割肉俎上之時。其意固已遠矣。傾側擾攘。楚魏之間。卒歸高帝。常出奇計。救紛糾之難。振國

太史公曰く、陳丞相平は、少時本黃帝老子の術を好み。其の肉を俎上に割くの時の方にて、其意固に己に遠かりき。楚魏の間に傾側擾攘して、卒に高帝に歸し、常に奇計を出して紛糾の難を救ひ、國家の患を振へり。呂后の時に及んで、事多故なり。然も平は竟に自ら脱して、宗廟を定め、榮名を以て終りき。賢相なりと稱せらる。豈始を善くし終を善くせざらんや。知謀なるに非ずんば、孰か能く此に當る者あらんや。

● 里社の祭肉を分ちしを指す ● 還大なり ● 立つ能はずして不安定なりし狀態 ● 國事多端

家之患。及呂后時。事多故矣。然平竟自脫定宗廟。以榮名終。稱賢相。豈不善乎。始善終哉。非知謀。孰能當此者乎。

絳侯周勃世家第二十七

卷五十七

絳侯周勃世家第二十七

絳侯周勃者。沛人也。其先卷人。徙沛。勃以織薄曲爲生。常爲人吹簫。給喪事。材官引彊。高祖之爲沛公。初起。勃以中涓從攻胡陵。下方與方與反。與戰却。適攻豐。擊秦軍。碭東。還軍留及

絳侯周勃は沛の人なり、其先は卷の人なり。沛に徙る。勃は薄曲を織るを以て生と爲し、常に人の爲に簫を吹いて喪事に給す。材官引彊なり。高祖の沛公と爲りて初めて起るや、勃は中涓を以て、従つて胡陵を攻め方與を下し、方與の反するや、與に戦ひ適を却け、豊を攻め、秦軍を碭の東に撃ち、還りて留及び簫に軍し、復碭を攻めて之を破り、下邑を下すに先登たり、爵五大夫を賜ふ。蒙虞を攻めて之を取り、章邯の車騎を撃つに殿たり。魏の地を定めて、爰用東繒を攻めて以て往き、栗に至りて之を取り、鬲桑を攻めて先登し、秦軍を阿下に撃つて之を破り、追うて濮陽に至り、甄城を下し、都關定陶を攻め、宛胸を襲取し、單父の令を得たり。夜臨濟を襲取し、張を攻めて以て前んで卷に至りて之を破

蕭復攻傷破之。下邑先登。賜爵五大夫。攻蒙取之。擊章邯車騎。殿定魏地。攻爰戚東。緡以。往。至。栗。取。之。攻。留。桑。先登。擊。秦。軍。阿。下。破。之。迫。至。濮。陽。下。甄。城。攻。郡。關。定。陶。嬰。取。宛。胸。得。單。父。令。夜。襲。取。臨。濟。攻。張。以前。至。卷。破之。擊。李。由。軍。雍。丘。下。攻。開封。先。至。城。下。

り、李由の軍を雍丘の下に撃ち、開封を攻め、先づ城下に至れり。多と爲す。後章邯は破りて項梁を殺すや、沛公は項羽と兵を引いて東して碭に如けり。初め沛に起りしより、還つて碭に至るまで、一歳二月なりき。楚の懷王は沛公を封じて安武侯と號し、碭郡の長と爲す。沛公は勃を拜して虎賁の令と爲す。令を以て沛公に従ひて魏の地を定め、東郡の尉を城武に攻めて之を破り、王離の軍を撃つて之を破り、長社を攻めて先登し、潁陽の緡氏を攻め、河津を絶ち、趙賁の軍を戸の北に撃ち、南して南陽の守騎を攻め、武關・峽關を破り、秦軍を藍田に破り、咸陽に至り、秦を滅しき。

- 河南の蒙陽附近 ● 襄を養ふ跡なり、秦を以て造る ● 從事す ● 武官としてよく強弓を挽く ● 以下邑まで皆沛郡に屬す ● 河南歸德府の二縣名 ● 上功を最とし、下功を殿とす ● 山東濟寧府の二縣名 ● 河南歸德府夏邑縣 ● 碭と彭城との中間地 ● 野の東阿の城下 ● 以下六縣は皆山東曹州に府屬す ● 山東曹州府 ● 山東泰安府臨沂縣 ● 河南開封府 ● 功力甚だ優良なり ● 武安を正とす ● 縣名なり ● 河南許州 ● 共に長社に近し、此邊の文は曹參世家を參照すべし

爲多。後章邯破殺項梁。沛公與項羽引兵東如碭。自初起沛還至碭。一歳二月。楚懷王封沛公爲安武侯。爲碭郡長。沛公拜勃爲虎賁令。以令從沛公。定魏地。攻東郡尉於城武。破之。擊王離軍。破之。攻長社。先登。攻潁陽。緡氏。絶河津。擊趙賁軍。戶北。南攻南陽。守騎破。武關。峽關。破。秦軍於藍田。至咸陽。滅秦。

項羽至。以沛公爲漢王。漢王賜勃爵爲威武侯。從入漢中。拜爲將軍。還定三秦。至秦。賜食邑懷德。攻槐里。好時最。擊趙賁。內史保於咸陽。最北。攻漆。擊章平。姚卬軍。西定汧。還下郡。廢丘。圍章邯。廢丘。

項羽至るや、沛公を以て漢王と爲す。漢王は勃に爵を賜うて威武侯と爲せり。從つて漢中に入り、拜して將軍と爲る。還つて三秦を定め、秦に至り、食邑を懷德に賜ふ。槐里・好時を攻めて最たり。趙賁の内史保を咸陽に撃つに最たり。北は漆を攻め、章平・姚卬の軍を撃ち、西は汧を定め、還りて郡・潁陽を下し、章邯を廢丘に圍み、西の丞を破り、盜巴の軍を撃ちて之を破り、上邽を攻め、東して峽關を守り、轉じて項籍を撃ち、曲逆を攻めて最たり。還つて敖倉を守り、項籍を追ふ。籍已に死するや、囚りて東のかた楚の地泗川・東海の郡を定め、凡て十二縣を得たり。還りて雒陽・櫟陽を守り、緡陰侯と共に鍾離に食むことを賜ふ。將軍を以て高帝に従ひ、反者燕王臧荼を撃つて之を易下に破る。將るる所

破四丞。擊之。攻上邽。東守二峽。關。擊二項。籍。攻二曲。逆。最。還。守。放。倉。道。項。籍。已。死。因。東。定。楚。地。泗。川。東。海。郡。凡。得。二。十。二。縣。還。守。三。維。陽。櫟。陽。賜。與。二。穎。陰。侯。共。食。中。鍾。離。以。二。將。軍。從。高。帝。擊。反。者。燕。王。臧。荼。破。之。易。下。所。將。卒。當。馳。道。爲。多。賜。爵。列。侯。剖。符。世。世。勿。絕。食。絳。八。千。一。百。八。十。戶。一。號。絳。侯。

● 陝西同州府朝邑縣 ● 陝西西安府在在、秦の廢丘なり ● 陝西乾州の地 ● 第一等の功あり ● 以下皆陝西に屬す ● 安徵鳳陽府 ● 易水の上に臧荼の居城あり ● 天子行幸の道筋 ● 山西平陽府曲沃縣

以二將軍從高帝。擊反者韓王信於代。降下霍人以前。至武泉。擊胡騎破之。武泉北。韓攻韓信軍。綱破之。還降太原六城。擊韓信胡將軍。以て高帝に從ひ、反者韓王信を代に擊ち、霍人を降下せしめて以て前み、武泉に至り、胡騎を撃つて之を武泉の北に破り、轉じて韓信の軍を綱に攻めて之を破り、還りて太原六城を降し、韓信の胡騎を晉陽の下に撃つて之を破り、晉陽を下す。後韓信の軍を碛石に撃つて之を破り、北ぐるを追ふこと八十里、還りて樓煩三城を攻め、因りて胡騎を平城の下に撃つ。將るる所の卒は馳道に當り、多と爲す。勃遣りて太尉と爲り、陳稀を撃つて馬邑を屠る。將るる所の卒は、稀

將軍の乘馬稀を斬り、韓信・陳稀・趙利の軍を樓煩に擊ちて之を破り、稀の將宋最と鴈門の守圜とを得たり。因りて轉じて攻め、雲中の守遼と、丞相箕肆、將の勳とを得、鴈門郡十七縣雲中郡十二縣を定め、因りて復稀を張丘に撃つて之を破り、稀を斬り、稀の丞相程縱、將軍陳武、都尉高肆を得て、代郡九縣を定めき。燕王盧綰の反するや、勃は相國を以て、樊噲に代り將たり。撃つて薊を下し、縮の大將抵・丞相偃・守陘・太尉弱・御史大夫施を得、渾都を屠り、縮の軍を上蘭に破り、復撃つて縮の軍を沮陽に破り、追つて長城に至り、上谷十一縣、右北平十六縣、遼西遼東二十九縣、漁陽二十二縣を定む。最へて高帝に從つて、相國一人・丞相二人・將軍二千石各々三人を得、別に軍二を破り、城三を下し、郡五と縣七十九とを定め、丞相・大將各々一人を得たり。

● 太原の魯人縣に同じ ● 山西朔平府に屬す、高平郡の縣名 ● 山西朔州、西南方所關上黨郡地方なり ● 山西代州崞縣に樓煩あり其西北方なり ● 雁門郡の縣名なり、山西朔平府に屬す ● 部將の名なり ● 山西大同府靈丘縣 ● 薊の國都なり、直隸順天府薊州 ● 上谷郡の縣名なり、直隸順天府昌平州 ● 直隸宣化

府領來縣 上陽近傍の地

將勳。定二虜門。郡十七縣。雲。中郡十二縣。因復擊二豨。靈丘。破之。斬豨。得二豨。丞相程縱。將軍陳武。都尉高肆。定二代郡九縣。燕王盧綰反。勃以二相國。代二樊噲。將。擊。下。薊。得二綰。大將抵。丞相儼。守。陘。太尉弱。御史大夫施。屠。二。邯鄲。破。二。綰。軍。上。蘭。復。擊。破。二。綰。軍。沮。陽。追。至。長。城。定。二。上。谷。十一。縣。右。北。平。十六。縣。遼。西。遼。東。二十九。縣。漁。陽。二十二。縣。最。從。高。帝。得。二。相。國。一。人。丞。相。二。人。將。軍。二。千。石。各。三。人。別。破。二。軍。二。下。城。三。定。二。郡。五。縣。七。十九。得。丞。相。大。將。各。一。人。

勃爲人木彊。敦厚。高帝以爲可屬。大事。勃不好文學。每召諸生。說士。東鄉坐而責之。趣爲我語。其椎少。文如此。勃既定。燕而歸。高祖已崩矣。以二列

勃は人と爲り、木強敦厚なり。高帝以爲らく大事を屬すべしと。勃は文學を好まず。諸生説士を召す毎に、東に郷つて坐して之を責むらく、趣に我爲に語れと。其椎にして文少きこと此の如し。勃既に燕を定めて歸るや、高祖已に崩せり。列侯を以て孝惠帝に事へき。孝惠帝の六年、太尉の官を置き、勃を以て太尉と爲す。十歳に呂后崩す。呂祿は趙王を以て漢の上將軍と爲り、呂産は呂王を以て漢の相國と爲り、漢の權を乗りて劉氏を危くせんと欲す。勃太尉爲るも、軍門に入るを得ず、陳平丞相爲るも、事に任するを得ず、是に於て勃は平と謀り

侯二事。孝惠帝。孝惠帝六年。置二太尉官。以二勃爲二太尉。十歳。呂后崩。呂祿。以二趙王。爲二漢上將軍。呂産。以二呂王。爲二漢相國。乘二漢。懼。欲。危。劉氏。勃爲二太尉。不。得。入。二。軍。門。陳。平。爲二丞相。不。得。任。事。於。是。勃。與。平。謀。卒。誅。二。諸。呂。而。立。二。孝。文。皇。帝。其。語。在。二。呂。后。孝。文。事。中。文。帝。既。立。以。勃。爲。二。右。丞。相。賜。金。五。千。斤。食。邑。萬。戶。居。月。餘。人。或。説。勃。曰。君。既。誅。二。諸。呂。立。二。代。王。威。震。二。天。下。而。君。受。二。厚。賞。處。二。尊。位。以。寵。久。之。即。禍。及。身。矣。勃。懼。亦。自。危。乃。謝。請。歸。二。相。印。上。許。之。

歳餘。丞相平卒。上復以勃爲二丞相。十餘

歳餘にして丞相平卒す。上復勃を以て丞相と爲す。十餘月にして上曰く、前日吾は列侯に詔して國に就かしめしに、或ものは未だ行く能はず。丞相は吾の

● 素樸にして人に屈せず人朝に厚く重々し ● 簡明なり ● 素樸にして飾無し ● 一本記に出づ

月。上曰。前日。吾詔列侯。就。或。未。能。行。丞。相。吾。所。重。其。半。先。之。乃。免。相。就。國。歲。餘。每。河。東。守。尉。行。縣。至。絳。絳。侯。勃。自。畏。恐。誅。常。被。甲。令。家。人。持。兵。以。見。之。其。後。人。有。上。書。告。勃。欲。反。下。廷。尉。廷。尉。下。其。事。長。安。逮。捕。勃。治。之。勃。恐。不。知。置。辭。吏。稍。侵。辱。之。勃。以。二。千。金。與。獄

重んずる所なり、其れ率ゐて之に先んぜよと。乃ち相を免じて國に就かしむ。歲餘に、河東の守尉が縣を行きて絳に至る毎に、絳侯勃は自ら畏れ、誅を恐れて常に甲を被り、家人をして兵を持せしめて以て之を見き。其後人の上書して、勃が反せんと言ふを告ぐる有り。廷尉に下す。廷尉は其事を長安に下して、勃を逮捕して之を治す。勃は恐れて辭を置くを知らず、吏稍之を侵辱す。勃は千金を以て獄吏に與ふ。獄吏乃ち牘の背に書し、之を示して曰く、公主を以て證と爲せと。公主とは孝文帝の女なり、勃が太子勝之を尙せり。故に獄吏は引いて證と爲すを教へしなり。勃の封を益し賜を受くるや、盡く以て薄昭に予へき。繫の急なるに及んで、薄昭爲に薄太后に言ふ。太后亦以爲らく反事無しと。文帝朝す、太后は冒絮を以て文帝に提つて曰く、絳侯は皇帝の璽を縮き、兵に北軍に將たりき。此時を以て反せずして、今一小縣に居るとき、願つて反を欲せんやと。文帝は既に絳侯の獄辭を見たり。乃ち謝して曰く、吏事方に職あり、

吏。獄。吏。乃。書。牘。背。示。之。曰。以。公。主。爲。證。公。主。者。孝。文。帝。女。也。勃。太。子。勝。之。尙。之。故。獄。吏。教。引。爲。證。勃。之。益。封。受。賜。盡。以。予。薄。昭。及。繫。急。薄。昭。爲。言。薄。太。后。太。后。亦。以。爲。無。反。事。文。帝。朝。太。后。以。冒。絮。提。文。帝。曰。絳。侯。縮。皇。帝。璽。將。兵。於。北。軍。不。以。此。時。反。今。居。一。小。縣。願。欲。反。邪。文。帝。既。見。絳。侯。獄。辭。乃。謝。曰。吏。事。方。職。而。出。之。於。是。使。使。持。節。赦。絳。侯。復。爵。邑。絳。既。出。曰。吾。嘗。將。三。百。萬。軍。然。安。知。獄。吏。之。貴。乎。

之を出さんと。是に於て使をして節を持して絳侯を赦し、爵邑を復せしむ。絳侯既に出でて曰く、吾嘗て百萬の軍に將たりき。然れども安ぞ獄吏の貴きを知らんやと。

● 率先して節を作れ ● 河東郡の守尉が各縣を巡察する場合 ● 司法裁判の長官 ● 辯解の辭 ● 獄吏の所持する木札 ● 薄太后の弟なり ● 頭巾を取つて帝に擲つ ● 玉印を手に持する義、天子未だ立たず玉印は相將に在り ● 獄吏の調査も其無罪を證せり

絳侯復就國。孝文帝十一年卒。謚爲武侯。子勝之代侯。六歲尙公

絳侯復國に就き、孝文帝の十一年に卒す。謚して武侯と爲す。子勝之代り侯たり、六歳のとき公主を尙せしも、相中らず。人を殺すに坐して國除かる。絶ゆること一歲、文帝は乃ち絳侯勃の子、賢者河内の守亞夫を擇び、封じて條侯と

主不相中。坐殺一人。國除。絶一歲。文帝乃擇絳侯勃子。賢者河內守。亞夫封爲二條侯。續絳侯後。條侯亞夫自守。未侯爲河內守。時許負相之曰。君後三歲而侯。侯八歲爲將相。持國乘二貴重矣。於二人臣無兩。其後九歲而君餓死。亞夫笑曰。臣之兄已代父侯矣。有

爲して、絳侯の後を續がしむ。條侯亞夫は、未だ侯たらずして河内の守爲りし時より、許負之を相て曰く、君は後三歳にして侯たらん、侯たる八歳にして將相と爲り、國乘を保持して貴重せられん。人臣に於て兩び無けん。其後九歳にして君は餓死せんと。亞夫笑つて曰く、臣の兄は已に父に代つて侯たり、如し卒する有らば子當に代るべし、亞夫何ぞ侯を説かんや。然れども既に已に貴きこと負の言の如くんば、又何ぞ餓死を説かんや。我に指示せよと。許負其口を指して曰く、從理の口に入れる有り、此れ餓死の法なりと。居ること三歳、其兄絳侯勝之は罪有り、孝文帝は絳侯の子の賢なる者を選ぶに、皆亞夫を推しき。乃ち亞夫を封じて條侯と爲し、絳侯の後を續がしめたり。

● 相和合せず ● 直隸河内府許州の南方 ● 許氏の老婦人 ● 國の政柄 ● 言み説話す ● 理由を示せ ● 條侯の口の中に入れるあり ● 象なり

指其口曰。有從理入口。此餓死法也。居三歲。其兄絳侯勝之有罪。孝文帝擇絳侯子賢者。

皆推亞夫。乃封亞夫爲二條侯。續絳侯後。

文帝之後六年。匈奴大入邊。乃以宗正劉禮爲將軍。軍霸上。祝茲侯徐厲爲將軍。軍棘門。以河內守亞夫爲將軍。軍細柳。備胡。上自勞軍至霸上及棘門軍。直馳入。將以下騎送迎。已而之細柳軍。軍士吏被甲。銳兵刃。發矜弩。持滿。天子

文帝の後六年、匈奴大いに邊に入る。乃ち宗正劉禮を以て將軍と爲し、霸上に軍し、祝茲侯徐厲を將軍と爲し、棘門に軍し、河内の守亞夫を以て將軍と爲し、細柳に軍せしめ、以て胡に備ふ。上自ら軍を勞ひ、霸上及び棘門の軍に至り、直ちに馳せ入る。將以下の騎送迎す。已にして細柳の軍に之くに、軍士吏は甲を被り、兵刃を鋭くし、矜弩を發りて滿を持せり。天子の先驅至るも、入るを得ず。先驅曰く、天子且に至らんとすと。軍門の都尉曰く、將軍令あり、曰く、軍中將軍の令を聞くのみ、天子の詔を聞かずと。居ると何も無くして、上至る、又入るを得ず。是に於て上は乃ち使をして節を持せしめ、將軍に詔すらく、吾入りて軍を勞はんと欲すと。亞夫乃ち言を傳へて壁門を開くに、壁門の士吏、從屬の車騎に謂つて曰く、將軍約あり、軍中に驅馳するを得ずと。是に於て天子乃ち轡を按じて徐行し、營に至るに、將軍亞夫は兵を持し、揖して曰く、介冑の

先驅至。不得入。先驅曰。天子且至。軍門都尉曰。將軍令曰。軍中聞將軍令。不聞天子之詔。居無何。上至。又不復得入。於是上乃使使持節。詔將軍。吾欲入勞軍。亞夫乃傳言。閉壁門。壁門士吏謂從屬車騎曰。將軍約。軍中不得驅馳。於是天子乃按轡徐行至營。將軍亞夫持兵揖曰。介冑之士不拜。請以軍禮見。天子為動。改容式車。使人稱謝。皇帝敬勞將軍。成禮而去。既出軍門。羣臣皆驚。文帝曰。嗟乎。此真將軍矣。曩者關上棘門軍。若兒戲耳。其將固可襲而虜也。至於亞夫。可得而犯邪。稱善者久之。

月餘。三軍皆

月餘にして三軍皆罷む。乃ち亞夫を拜して中尉と爲す。孝文且に崩せんとする

士は拜せず、請ふ軍禮を以て見えんと。天子爲に動き、容を改めて車に式し、人をして謝を稱せしむらく、皇帝敬んで將軍を勞ふと。禮を成して去る。既に軍門を出づるや、羣臣皆驚く。文帝曰く、嗟乎此れ眞の將軍なり、曩の關上棘門の軍は兒戲の若きのみ、其將固に襲うて虜にすべし。亞夫に至りては、得て犯すべけんやと。善と稱する者之を久しうす。

- 皇族取給の官人
- 長安城の東に在り
- 長安城の西に在り
- 長安城の北に在り
- 驅勞す
- 軍士軍吏
- 弓に矢を注いで滿を持するなり
- 使者たるしるしの節
- 命令を設す
- 手調を押ふ
- 武器を手にする
- 立禮
- 感動して形を改む

謂。乃拜亞夫爲中尉。孝文且崩時。誠太子曰。即有緩急。周亞夫眞可任將兵。文帝崩。拜亞夫爲車騎將軍。孝景三年。吳楚反。亞夫以中尉爲太尉。東擊吳楚。因自請上曰。楚兵剽輕。難與爭鋒。願以梁委之。絕其糧道。乃可制。上許之。太尉既會兵滎陽。吳方攻梁。梁急。

時、太子を誠めて曰く、即し緩急有らば、周亞夫は眞に任じて兵に將とすべしと。文帝崩するや、亞夫を拜して車騎將軍と爲す。孝景の三年、吳楚反す。亞夫は中尉を以て太尉と爲り、東して吳楚を撃ち、因りて自ら上に請うて曰く、楚兵は剽輕なり、與に鋒を争ひ難し、願くは梁を以て之に委し、其糧道を絶たば乃ち制すべしと。上之を許す。太尉既に兵を滎陽に會す。吳方に梁を攻む、梁急なり、救を請ふ。太尉兵を引いて東北して昌邑に走り、壁を深くして守る。梁は日に使をして太尉に請はしむれども、太尉は便宜を守り、肯て往かず。梁は上書して景帝に言ふ。景帝使をして詔して梁を救はしむれども、太尉は詔を奉ぜず、壁を堅くして出でず。而して輕騎兵弓高侯等をして、吳楚の兵後の食道を絶たしむ。吳兵は糧に乏しく、飢ゑ、數々挑戰を欲すれども、終に出でず。夜軍中驚き、内相攻撃援亂して、太尉の帳下に至れども、太尉は終に臥して起たず。頃之して復定まる。後吳は壁の東南陬に奔る。太尉西北に備へしむるに、已にして其精兵

請教。太尉引兵東北走昌邑。深壁而守。梁日使使請太尉。太尉守便宜不肯往。梁上書言景帝。景帝使使詔救梁。太尉不肯。詔。堅壁不出。而使輕騎兵弓高侯等絕吳楚兵後食道。吳兵乏糧。飢數欲挑戰。終不出。夜軍中驚。內相攻擊擾亂。至於太尉帳下。太尉終臥不起。頃之復定。後吳奔壁東南。太尉使備西北。已而其精兵果奔西北。不得入。吳兵既餓。乃引而去。太尉出精兵追擊。大破之。

● 京師守衛の武官 ● 急難に同じ ● 中尉の官に在りながら太尉と爲るなり、太尉は陸軍長官なり ● 強悍にして性急なり ● 楚の手に委棄す ● 山東萊州府昌邑縣 ● 兵略上の便宜をはかり守る ● 魏類富の爵邑なり、省直隸河間府に在り ● 城壁の東南側

吳王濞奔其軍。而與壯士數千人亡走。保於江南丹徒。漢兵因乘勝。遂盡虜之。

吳王濞は其軍を奔て壯士數千人と亡け走り、江南の丹徒を保つ。漢兵因りて勝に乗じ、遂に盡く之を虜にし、其兵を降らしめ、吳王を千金に購ふ。月餘にして越人は吳王の頭を斬り、以て告げき。凡そ相攻守すること三月にして、吳楚破れ平ぎぬ。是に於て、諸將は乃ち太尉の計謀を以て是と爲す。此に由りて

降其兵。購吳王千金。月餘。越人斬吳王頭以告。凡相攻守三月。而吳楚破平。於是諸將乃以是計謀爲是。由此梁孝王與太尉有郤。歸復置太尉官。五歲。遷爲丞相。景帝甚重之。景帝廢栗太子。丞相固爭之。不

得。景帝由此疏之。而梁孝王每朝。常與太后言條侯梁の孝王と太尉と郤有り。歸るや、復太尉の官を置く。五歲に遷りて丞相と爲る。景帝甚だ之を重んず。景帝の栗太子を廢するや、丞相固より之を争へども得ず。景帝此由り之を疏んず。而も梁の孝王は、朝する毎に常に太后と條侯の短を言へり。竇太后曰く、皇后の兄王信は侯とすべしと。景帝讓りて曰く、始め南皮と章武との侯は、先帝侯とせず。臣が位に即くに及びて、乃ち之を侯とせり。信は未だ封を得ざるなりと。竇太后曰く、人主各々時を以て行はんのみ。竇長君が在りし時より、竟に侯を得ず、死後乃ち其子を封するに、彭祖は順つて侯を得たり。吾甚だ之を恨む。帝趣に信を侯とせよと。景帝曰く、請ふ丞相と之を議するを得んと。丞相と之を議す。亞夫曰く、高皇帝は、劉氏に非ざれば王たるを得ず、功有るに非ざれば侯たるを得ず、約の如くならずんば、天下共に之を撃てと約せり。今信は皇后の兄なりと雖も、功無し。之を侯とするは約に非ざるなりと。景帝默然として止みき。

● 江蘇鎮江府丹徒縣 ● 周亞夫たり ● 缺語 ● 外戚世家參照

之短。賈太后曰。皇后兄王信可侯也。景帝讓曰。始南皮章武侯。先帝不侯。及臣即位。乃侯之。信未得封也。賈太后曰。人主各以時行耳。自賈長君在時。竟不得侯。死後乃封其子。彭祖顧得侯。吾甚恨之。帝趣侯信也。景帝曰。請得與丞相議之。丞相曰。高皇帝約非劉氏不得王。非有功不得侯。不如約天下共擊之。今信雖皇后兄。無功。侯之非約也。景帝默然而止。

其後匈奴王徐盧等五人降。景帝欲侯之。以勸後。丞相亞夫曰。彼背其主降陛下。陛下侯之。則何以責人臣不守節者乎。景帝曰。丞相議不可用。

其後匈奴王徐盧等五人降。景帝は之を侯として以て後を勸めんと欲す。丞相亞夫曰く、彼は其主に背いて陛下に降れり。陛下之を侯とせば、則ち何を以て人臣の節を守らざる者を責めんやと。景帝曰く、丞相の議は用ふべからずと。乃ち悉く徐盧等を封じて列侯と爲せり。亞夫は因りて病を謝し、景帝の三年に病を以て相を免ぜり。頃之して、景帝は禁中に居り、條侯を召して食を賜ふに、獨り大載を置くのみ、切肉無く、又樽を置かず。條侯心に不平なり。顧みて尚席に謂つて樽を取らしむ。景帝視て笑つて曰く、此れ君の所に足らざるなり

乃悉封徐盧等爲列侯。亞夫因謝病。景帝中三年。以病免相。頃之。景帝居禁中。召條侯賜食。獨置大載。無切肉。又不置樽。條侯心不平。顧謂尚席取樽。景帝視而笑曰。此不足君所乎。條侯免冠謝。上起。條侯因趨出。景帝以目送之曰。此怏怏者非少主臣也。居無何。條侯子爲父買工官尚方甲楯五百。被。可以葬者。取庸苦之。不予錢。庸知其盜買官器。怒而上變告子。事連汗條侯。書既聞上。上下吏。吏簿責條侯。條侯不對。

と。條侯は冠を免して謝す。上起つ、條侯因りて趨り出づ。景帝目を以て之を送りて曰く、此の怏怏たる者は、少主の臣に非ざるなりと。居ること何も無くして、條侯の子は父の爲に工官尚方の甲楯五百被の、以て葬るべき者を買ひ、甯を取りて之を苦め、錢を予へず。庸は其の縣官の器を盗買するを知り、怒りて變を上り、子を告ぐ。事は條侯に連汗す。書既に上に聞す、上は吏に下すに吏は簿にして條侯を責む。條侯對へず。

● 後に容城侯と爲れり ● 後以降參する者 ● 病氣なりと謝す ● 孝景の十年なり ● 大切の肉 ● 職なり ● 倉室の事務官 ● 一本此字の下に非字あり、衍也 ● 不平ありて不怏怏なる貌 ● 年若き主君 ● 天子の御物を置く尚方に請むる品を贈する工官 ● 祖の義 ● 人夫を備うて苦役せしむ ● 天子なり、王者は天下を官にする義 ● 亞夫の子を訴ふ ● 連り汚さる ● 記録類

景帝屬之曰。吾不用也。召詣廷尉。廷尉責曰。君侯欲反邪。亞夫曰。臣所買器乃葬器也。何謂反邪。吏曰。君侯縱不反。地上。即欲反。地下。即欲反。之二耳。吏使捕之。益急。初。吏捕條侯。條侯欲自殺。夫人止之。以故不得死。遂入廷尉。囚不食五日。嘔血而死。國除。絕一歲。景帝乃更封絳

景帝之を罵りて曰く、吾は用とせずと。召して廷尉に詣らしむ。廷尉責めて曰く、君侯反せんと欲するかと。亞夫曰く、臣が買ふ所の器は乃ち葬器なり、何ぞ反と謂はんやと。吏曰く、君侯縱ひ地上に反せずとも、即ち地下に反せんと欲するのみと。吏の之を侵すこと益々急なり。初め吏の條侯を捕ふるや、條侯は自殺せんと欲す、夫人之を止む、故を以て死するを得ず。遂に廷尉に入る。因りて食はざること五日、血を嘔いて死す、國除かる。絶ゆること一歲、景帝は乃ち更に絳侯勃の他の子堅を封じて、平曲侯と爲し、絳侯の後を續がしむ。十九年に卒し、諡して共侯と爲す。子建德代り侯たり、十三年に太子太傅と爲る。酎金の善からざるに坐し、元鼎五年に罪有り、國除かる。條侯は果して餓死せり。死する後、景帝乃ち王信を封じて蓋侯と爲しき。

● 吾爾を必要とせず ● 江蘇海州の屬邑 ● 天子の祭祀に用ふる酒の料として諸侯より獻ずる金 ● 山東沂州府沂水縣

侯勃他子堅爲平曲侯。續絳侯後。十九年卒。諡爲共侯。子建德代侯。十三年爲太子太傅。坐酎金不善。元鼎五年。有罪。國除。條侯果餓死。死後。景帝乃封王信爲蓋侯。

太史公曰。絳侯周勃。始爲布衣時。鄙朴人也。才能不過凡庸。及從高祖。定天下。在將相位。諸呂欲作亂。勃匡國家難。復之乎正。雖伊尹周公。何以加哉。亞夫之用兵。持威重。執堅刃。積芻芻。有加焉。足已而不學。守節不遜。終以窮困。悲夫。

太史公曰く、絳侯周勃は、始め布衣爲りし時に、鄙朴の人なり。才能も凡庸に過ぎず。高祖に従つて天下を定むるに及び、將相の位に在り。諸呂が亂を作さんと欲するや、勃は國家の難を匡して、之を正に復せり。伊尹・周公と雖も、何を以て加へんや。亞夫の兵を用ふるや、威重を持し堅刃を執る。積芻も芻ぞ加ふる有らん。己を足るとして學ばず、節を守るに不遜、終に以て窮困せり。悲しいかな。

● 卑しく素樸なる人物 ● 尋常平凡 ● 匡し教ふ ● 齊の司馬穰苴なり ● 自己を以て満足して修むる力めず

卷五十八

梁孝王世家第二十八

梁孝王武者。孝文皇帝子也。而與孝景帝同母。母竇太后也。孝文太子曰太子。是為孝景帝。次子武。次子參。次子勝。孝文帝即位二年。以武為代王。以參為太原王。以勝為梁王。以勝為梁王。

梁の孝王武は、孝文皇帝の子なり。而して孝景帝と同母なり。母は竇太后、孝文帝は凡そ四男あり、長子を太子と曰ふ、是を孝景帝と爲す。次子は武、次子は參、次子は勝。孝文帝位に即くの二年、武を以て代王と爲し、參を以て太原王と爲し、勝を以て梁王と爲し、二歳にして代王を徙して淮陽王と爲し、代を以て盡く太原王に與へ、號して代王と曰ふ。參は立つの十七年、孝文の後の二年に卒す、諡して孝王と爲す。子登嗣ぎ立つ、是を代の共王と爲す。立つの二十九年、元光二年に卒す、子義立つ、是を代王と爲す。十九年、漢は關を廣め、常山を以て限と爲し、代王を徙して清河に王とす。清河王の徙りたるは、元鼎三年を以てせり。

● 泰山より西、河南の陳留縣に至るまで四十餘城あり ● 孝文帝の十八年 ● 孝武帝の年號 ● 郡名 ● 孝武の年號

王二歳徙代王。代王。以代盡與太原王。元光二年卒。子義立。是爲代王。十九年。漢廣關以常山爲限。而徙代王。清河王。徙。以元鼎三年一也。

初武爲淮陽王。十年而梁王勝卒。諡爲梁懷王。懷王最少子。愛幸異於他子。其明年。徙淮陽王武爲梁王。梁王之初王。十二年也。梁

初め武は淮陽王と爲り、十年にして梁王勝卒し、諡して梁の懷王と爲す。懷王は最も少子なり、愛幸他の子に異なり。其明年に淮陽王武を徙して梁王と爲せり。梁王の初めて梁に王たりしは、孝文帝の十二年なり。梁王が初め王たりしより、通歴すれば已に十一年なり。梁王の十四年入朝す。十七年十八年は、比年入朝して留り、其明年は乃ち國に之き、二十一年に入朝せり。二十二年に孝文帝崩す。二十四年入朝し、二十五年復入朝す。是時上未だ太子を置かず。上は梁王と燕飲し、嘗て從容として言つて曰く、千秋萬歳の後は王に傳へんと。王辭

王自初王。而
歷已十一年
矣。梁王十四
年入朝。十七
年。十八年。比
年入朝留。其
明年乃之國。
二十一年。入
朝。二十二年。
孝文帝崩。二
十四年。入朝。
二十五年。復
入朝。是時上
未置太子也。上與梁王燕飲。嘗從容言曰。千秋萬歲後。傳於王。王辭謝。雖知非至言。然心
內喜。太后亦然。其春。吳楚齊趙七國反。吳楚先擊梁。棘壁殺數萬人。梁孝王城守。唯陽而
使韓安國張羽等爲大將軍。以距吳楚。吳楚以梁爲限。不敢過而西。與太尉亞夫等相距。
三月。吳楚破。而梁所破殺虜。略與漢中分。

明年漢立太子

謝す。至言に非ざるを知ると雖も、然も心は内に喜ぶ。太后も亦然りき。其
春、吳楚齊趙の七國反す。吳楚先づ梁の棘壁を撃つて數萬人を殺す。梁の孝
王は唯陽に城守し、而して韓安國張羽等をして大將軍と爲らしめて、以て吳楚
を距ぐに、吳楚は梁を以て限と爲し、敢て過ぎて西せず。太尉亞夫等と相距ぐ。
三月にして吳楚破る。而して梁の破り殺し虜にしたる所は、略々漢と中分なり
き。

● 太子 ● 通算す ● 連年 ● 至國確定の言 ● 河南歸德府に在り ● 同府唯州 ● 相當なるなり、
相尋しきを言ふ

明年漢は太子を立つ、其後梁は最も親しく、功有り、又大國爲り。天下膏腴の

子。其後梁最
親。有功。又爲
大國。居天下
膏腴地。地北
界泰山。西至
高陽。四十餘
城。皆多大縣。
孝王實太后
少子也。愛之。
賞賜不可勝
道。於是孝王
築東苑。方三
百餘里。廣唯
陽城七十里。
大治宮室。爲
複道。自宮連
屬於平臺。三
十餘里。得賜
天子旌旗。出
從二千乘。萬騎。

地に居り、地、北は泰山を界し、西は高陽に至るまで四十餘城、皆大縣多く、孝王
は實太后の少子なり、之を愛す。賞賜は道ふに勝ふべからず。是に於て孝王は東
苑を築くに、方三百餘里あり。唯陽城を廣むること七十里、大いに宮室を治めて
複道を爲り、宮より平臺に連屬すること三十餘里。天子の旌旗を賜ふことを得て、
出でては千乘萬騎を從へ、東西馳獵天子に擬す。出づれば蹕と言ひ、入れば警
と言ひ、四方の豪傑を招延するに、山より以東游説の士、畢く至らざるは莫し。
齊人羊勝・公孫詭・鄒陽の屬あり。公孫詭は奇邪の計多し。初め王に見ゆるに、千
金を賜はり、官は中尉に至りき。梁は之を號して公孫將軍と曰ふ。梁は多く
兵器を作り、弩弓矛數千萬あり、而も府庫の金錢は且に百巨萬ならんとし、珠玉
寶器は京師よりも多し。

● 肥沃の地 ● 河南なり ● 離宮の所在地 ● 天子の出入を規制するを蹕とす ● 華山以東 ● 萬
の萬倍の義、巨國を汎稱す

東西馳獵。擬於天子。出言。彈入言。警。招延四方豪傑。自山以東。游說之士。莫不畢至。齊人羊勝。公孫詭。鄒陽之屬。公孫詭多奇邪計。初見王。賜千金。官至中尉。梁號之曰公孫將軍。梁多作兵器。弩弓矛數十萬。而府庫金錢且二百巨萬。珠玉寶器多於京師。

二十九年十月。梁孝王入朝。景帝使使持節。乘輿駟馬。迎梁王於闕下。既朝。上疏因留。以太后親故。王入則侍。景帝同。出則同車。游獵。射禽獸。上林中。梁之侍中。耶諤者。著籍引出入天子殿門。與

二十九年十月、梁の孝王入朝す。景帝は使をして節を持し、乘輿駟馬もて、梁王を闕下に迎へしむ。既に朝するや、上疏して因りて留る。太后の親なるを以ての故なり。王は入れば則ち景帝に侍して輦を同じうし、出づれば則ち車を同じうして游獵し、禽獸を上林の中に射る。梁の侍中・耶諤者は、籍引を著けて天子の殿門を出入すること、漢の宦官と異なること無し。十一月、上は栗太子を廢す。竇太后は心に孝王を以て後嗣と爲さんと欲す。大臣及び袁盎等は、景帝に關說する所有り、竇太后の義格む。亦遂に復梁王を以て嗣と爲すの事を言はず。此に由りて事の秘なるを以て、世に知るもの莫し。乃ち辭して國に歸る。其夏四月、上は膠東王を立てて太子と爲す。梁王は袁盎及び諸臣を怨み、乃ち羊勝・公孫詭

漢宦官無異。十一月。上廢栗太子。竇太后心欲以孝王爲中後嗣。大臣及袁盎等有所以說於景帝。費太后義格。亦遂不復言。以梁王爲中事。由此。以二事。祕一世莫知。乃辭歸國。其夏四月。上立膠東王爲太子。梁王怨袁盎及諸臣。乃與羊勝公孫詭之屬。陰使人刺殺袁盎及他諸臣十餘人。遂其賊未得也。於是天子意梁王。遂賊果梁使之。乃遣使冠蓋相望於道。覆按梁捕公孫詭羊勝。公孫詭羊勝匿王後宮。使者責二千石急。梁相軒丘豹及內史韓安國進諫。王乃令勝詭皆自殺。出之上。由此怨望於梁王。梁王恐。乃使韓安國因長公主謝罪。太后然後

の屬と、陰に人をして袁盎及び他の諸臣十餘人を刺殺せしむ。其賊を逐へども、未だ得ず。是に於て天子は梁王を意ふ。賊を逐ふに果して梁之を使へるなり。乃ち使をして冠蓋道に相望ましめて、梁を覆按せしめ、公孫詭・羊勝を捕へんとするに、公孫詭・羊勝は王の後宮に匿れき。使者は二千石を責むると急なり。梁の相・軒丘豹及び内史韓安國は、進んで王を諫む。王乃ち勝と詭とをして皆自殺せしめて之を出す。上は此れ由り梁王を怨望す。梁王恐れ、乃ち韓安國をして、長公主に因りて罪を太后に謝せしめ、然して後に釋くるを得たり。上の怒も稍解く。

- 天子の御車と四頭立の馬と
- 親愛する
- 手もて扛く車なり
- 御苑なり、上林苑に同じ
- 入門の儀礼
- 防止して説き諭す
- 罪に同じ
- 思ひ疑ふ
- 捕へて鞠問す
- 前後相接するなり
- 繰返して問訊す
- 比擬、孝王の如きなり

得釋。上怒稍解。

因上書請朝。既至關。茅蘭說王。使乘布車。從兩騎入關。使長公主王。王已入關。車騎盡居外。不知王處。太后泣曰。帝殺吾子。景帝憂恐。於是梁王伏斧質於闕下。謝罪。然後太后景帝大喜相泣。復如故。悉召王從官入關。然景

因りて上書して朝を請ひ、既に關に至るに、茅蘭は王に説き、布車に乗り兩騎を從へ、入りて長公主の園に匿れしむ。漢は使をして王を迎へしむるに、王已に關に入るも、車騎は盡く外に居りて、王の處を知らず。太后泣きて曰く、帝は吾子を殺すと。景帝憂恐す。是に於て梁王は斧質に闕下に伏して罪を謝し、然して後に太后景帝大いに喜んで相泣く。復故の如く、悉く王の從官を召して關に入らしむ。然れども景帝は益々王を疏んじて、車輦を同じうせず。三十五年冬、復朝す。上疏して留らんと欲せしも、上許さず。國に歸る。意忽忽として樂まず。北のかた良山に獵せしに、牛足の背上に出でしを獸せしもの有り。孝王は之を惡めり。六月中に熱を病み、六日にして卒せり。諡して孝王と曰ふ。孝王は慈孝なりき。太后の病を聞く毎に、口に食ふ能はず、居に寢に安んぜず。常に長安に留りて太后に侍せんと欲す。太后も亦之を愛せり。梁王の薨を聞く

帝益疏王。不十五年冬。復朝。上疏欲留。意忽忽不樂。北獵良山。有獻三牛。足出背。上。孝王惡之。六月中。病熱。六日卒。諡曰孝王。孝王慈孝。每聞太后病。口不能食。居不安。寢常欲留。長安侍太后。太后亦愛之。及聞梁王薨。太后哭極哀。不食。曰。帝果殺吾子。景帝哀懼。不知所爲。與長公主計之。乃分梁爲五國。盡立孝王男五人爲王。女五人皆食湯沐邑。於是奏之。太后。太后乃說爲帝加壹食。

に及びて、竇太后の哭する極めて哀しく、食せずして曰く、帝果して吾子を殺すと。景帝哀懼し、爲さん所を知らず。長公主と之を計り、乃ち梁を分つて五國と爲し、盡く孝王の男五人を立てて王と爲し、女五人は皆湯沐の邑を食ましめ、是に於て之を太后に奏するに、太后乃ち説び、帝の爲に壹食を加へき。

● 裝飾なき質素の車 ● 斧と首切器、轉じて死罪に處するなり ● 恍惚として畏心せるが如き貌 ● 一度の食事を増す

梁孝王長子買爲梁王。是爲共王子。明爲濟川王。子彭離爲濟東

梁の孝王の長子買を梁王と爲す、是を共王と爲す。子明を濟川王と爲し、子彭離を濟東王と爲し、子定を山陽王と爲し、子不諫を濟陰王と爲す。孝王未だ死せざる時、財は巨萬を以て計り、數ふるに勝ふべからず。死に及んで藏府に黄金を

王。子定爲山陽王。子不識爲濟陰王。孝王未死時。財以巨萬計。不可勝數。及死。藏府餘黃金。尙四十餘萬斤。他財物稱是。梁共王三年。景帝崩。共王立。七年卒。子襄立。是爲平王。梁平王襄十四年。母曰陳太后。共王母曰李太后。李太后親平王之太母也。而平王之后。姓任。曰任王后。任王后甚有寵於平王襄。

初孝王在時。有疊樽直千金。孝王誠後世善保樽。無得與人。任王后聞而

餘すこと、尙四十餘萬斤、他の財物も是に稱ふ。梁の共王の三年、景帝崩す。共王は立ちて七年に卒し、子襄立つ、是を平王と爲す。梁の平王襄の十四年、母を陳太后と曰ふ。共王の母を李太后と曰ふ。李太后は親に平王の大母なり。而して平王の后は姓は任、任王后と曰ふ。任王后は甚だ平王襄に寵有り。

● 平王の實祖母なり

初め孝王在りし時、疊樽の直千金なるもの有り。孝王後世を誠むらく、善く疊樽を保て、以て人に與ふるを得る無れと。任王后聞いて疊樽を得んと欲す。平王の太母李太后曰く、先王命有り、疊樽を以て人に與ふるを得る無し。他物は百巨萬と雖も、猶自ら恣にせよと。任王后は絶だ之を得んと欲す。平王襄は

欲得疊樽。平王大母李太后曰。先王有命。無得以疊樽與人。他物雖百巨萬。猶自恣也。任王后絶欲得之。平王襄直使人開府取樽。李太后大怒。漢使者來。秋。自言平王襄及食宮長。及郎中尹霸等士。通亂。而王與任王后。以此使人風止李太后。李太后內有淫行。亦已。後病薨。病時。任王后未嘗請病。薨又不持喪。

直に人をして府を開き、疊樽を取りて任王后に賜はしむ。李太后大いに怒り、漢の使者來るや、自ら言はんと欲す。平王襄及び任王后は遮り止めて門を閉づ。李太后は與に門を争ひ指を措み、遂に漢の使者を見るを得ず。李太后も亦私に食宮の長及び郎中尹霸等の士と通じ亂る。而して王と任王后とは、此を以て人をして李太后を風止せしむ。李太后の内に淫行有りしも、亦已めり。後病みて薨す。病める時に任王后は未だ嘗て病を請はず、薨せしに又喪を持せざりき。

● 金もて疊樽を描き之を刺して挿附たる酒樽なり ● 甚だ極めての類 ● 指を門扉にはさみつつある ● 宮内事務官 ● 諷諭して止めしむ ● 請問なり、見舞ふこと ● 喪に服せず

元朔中。唯陽人類。反者。人有辱其父。

元朔中、唯陽の人類反といふ者あり、人の其父を辱しむる有り。而して淮陽の太守の客と出でて車を同じうす。太守の客出でて車を下るに、類反は其仇を

而與淮陽太守客出同車。其仇於車上而去。淮陽太守怒。以讓梁二千石。二千石以下求反。甚急。執反親戚。反知國陰事。乃上變事。具告。知王與大母爭。掾狀。時丞相以下具知之。欲以傷梁長吏。其書聞天子。天子下吏。驗問有之。公卿請廢襄為庶人。天子曰。李太后有淫行。而梁王襄無良師。故陷不義。乃削梁八城。梟任王后首于市。梁餘尚有二十城。襄立三十九年卒。謚為平王。子無傷立為梁王也。

車上に殺して去れり。淮陽の太守怒り、以て梁の二千石を讓む。二千石以下、反を求むること甚だ急に、反の親戚を執ふ。反は國の陰事を知れり、乃ち變事を上り、具に王と大母と樽を爭ひしの状を知るを告ぐ。時に丞相以下も具に之を知り、以て梁の長吏を傷はんと欲す。其書は天子に聞す。天子は吏に下して驗問するに、之れ有り。公卿は襄を廢して庶人を爲さんと請ふに、天子曰く、李太后に淫行有り、而も梁王襄に良師傳無し、故に不義に陥れりと。乃ち梁の八城を削りて、任王后の首を市に梟す。梁の餘尚十城有り。襄は立つの三十九年に卒す、謚して平王と爲す。子無傷、立ちて梁王と爲りき。

● 孝武の年號 ● 郡守の稱、從にては郡守長官 ● 祕密の事情 ● 吟味して證據だつ

濟川王明者。梁孝王子。以中六年爲濟川王。七歲。坐射殺其中尉。漢有司請誅。天子弗忍。誅廢明爲庶人。遷房陵。地入于漢。爲郡。

濟川王明は、梁の孝王の子なり。桓邑侯を以て、孝景の中六年に濟川王と爲る。七歲に其中尉を射殺するに坐し、漢の有司は誅を請ふ。天子は誅するに忍びず、明を廢して庶人と爲し、房陵に遷す。地は漢に入りて郡と爲りき。

● 孝景帝十三年 ● 蜀地なり

濟東王彭離者。梁孝王中六年爲濟東王。二十九年。彭離驕悍。無君禮。昏暮私與其奴亡命。少年數十人。行刺殺入取。

濟東王彭離は梁の孝王の子なり、孝景の中六年を以て濟東王と爲る。二十九年に彭離驕悍なり、人君の禮無し。昏暮に私に其奴と亡命の少年數十人と行刺し、人を殺して財物を取り、以て好と爲す。殺す所の發覺したる者百餘人あり。國皆之を知り、敢て夜行するもの莫し。殺されし者の子上書して言す。漢の有司は誅を請ふ。上忍びず、廢して以て庶人と爲し、上庸に遷す。地は漢に入りて、大河郡と爲りき。

財物以爲好。所殺發覺者百餘人。國皆知之。莫敢夜行。所殺者子。上書言。漢有司請誅。上不忍。廢以爲庶人。遷上庸。地入于漢。爲大河郡。

山陽哀王定者。梁孝王子。以孝景中六年。爲山陽王。九年卒。無子。國除。地入于漢。爲山陽郡。

濟陰之哀王不識。是梁孝王之子。以孝景中六年。爲濟陰王。一歲卒。無子。國除。地入于漢。爲濟陰郡。

太史公曰。梁

太史公曰。梁の孝王は、親愛の故を以て膏腴の地に王たりと雖も、然も漢

孝王。雖以親愛之故。王膏腴之地。然會漢家隆盛。百姓殷富。故能植其財貨。廣宮室。車服擬於天子。然亦僭矣。

家の隆盛と百姓の殷富なるとに會へり。故に能く其財貨を植し、宮室を廣め、車服天子に擬したり。然も亦僭なり。

● 梁り物類 ● 僭越

褚先生曰。臣爲耶時。聞之於宮殿中。老耶史好事者。稱道之一也。竊以爲。今梁孝王怨望。欲爲不善者。事從中。生。今太召。女。主也。以下愛。少。子。故。上。欲。令。

褚先生曰。臣が郎爲りし時、之を宮殿の中の老郎史の事を好める者の之を稱道するを聞けり。竊に以爲らく、今梁の孝王の怨望して、不善を爲さんと欲せし者は、事は中より生ぜりと。今太后は女主なり、少子を愛するの故を以て、梁王をして太子と爲さしめんと欲するに、大臣は時に其不可の狀を正言せず、意に阿り小を治め、私に意を説して、以て賞賜を受く、忠臣に非ざるなり。齊しく魏其侯寶嬰の正言せしが如くせば、何を以てか後禍有らん。景帝は王と燕見し、太后に侍して飲むに、景帝曰く、千秋萬歳の後は王に傳へんと。

梁王爲太子。大臣不三時正。言其不可狀。阿意治小。私說意。以受賞賜。非忠臣也。齊如魏。其侯實嬰之。正言也。何以有後。禍。景帝與王燕見。侍太召飲。景帝曰。千秋萬歲之後。傳王。太后喜說。實嬰在前。據地言曰。漢法之約。傳子適孫。今帝何以得傳弟。擅亂高帝約乎。於是景帝默然無聲。太后意不說。

太后喜說す。實嬰前に在り、地に據りて言つて曰く、漢法の約は、子適孫に傳ふ。今は帝は何を以て弟に傳へて、擅に高帝の約を亂すを得んやと。是に於て景帝は默然として聲無く、太后は意説ばざりき。

● 漢の官廷 ● 小事に没々たるなり ● 太后の意を悦べしむ ● 前に拜伏するなり

故成王與小弱弟立樹下。取一桐葉以與之。曰。吾用封汝。周公聞之。進見曰。天之王弟甚善。成王曰。吾直

故に成王が小弱弟と樹下に立つや、一桐葉を取りて以て之に與へて曰く、吾用つて汝を封せんと。周公之を聞き、進み見えて曰く、天王の弟を封する甚だ善しと。成王曰く、吾は直與に戯れしのみと。周公曰く、人主に過舉無し、當に戲言有るべからず、之を言へば必ず之を行ふと。是に於て乃ち小弟を封するに應縣を以てせり。是後成王は齒を没ふるまで、敢て戲言有らず、言へば

必ず之を行へり。孝經に曰く、法に非ずんば言はず、道に非ずんば行はずと。此れ聖人の法言なり。今主上は宜しく好言を梁王に出すべからず、梁王は上に太后の重有りて、驕蹇日に久しく、數々景帝の好言、千秋萬歳の後は王に傳へんといふを聞けり。而も實は行はず。

● 帝王は戲言すべからずとの語を加へて見るべし ● 唐叔虞なり ● 過つて人を舉用すること無し ● 河陽汝州なり、晉世家の文と小異あり ● 終生の禍 ● 金言と云ふに同じ ● 坐坐の巧言 ● 驕蹇なり

與戲耳。周公曰。人主無過舉。不當有戲言。言之必行之。於是以乃封小弟。以應縣。是後成王沒齒。齒不取有戲言。言必行之。孝經曰。非道不行。日久。數聞景帝好言。千秋萬世之後。傳王。而實不行。

又諸侯王朝。見天子。漢法凡當四見耳。始到入小見。到正月朔旦。奉皮薦璧玉。

又諸侯王の朝して天子に見ゆる、漢法は凡て四見に當る。始め到り入りて小見す。正月朔旦に到り、皮薦璧玉を奉じて正月を賀し、法見す。後三日、王の爲に置酒し、金錢財物を賜ふ。後二日、復入りて小見し、辭し去る。凡そ長安に留るは二十日に過ぎず。小見は禁門の内に燕見し、省中に飲む、士人の得て入

實正月法見。後三日爲王置酒。賜金錢財物。後二日復入小見。辭去。凡留長安不過二十日。小見者燕見于禁門內。飲於省中。非士人所得入也。今梁王西朝。因留且半歲。入與主同。輦出與同車。示風以大言。而實不與。令出。怨言謀。逆乃隨面愛之。不亦遠乎。非大賢人不知退讓。今漢之儀法。朝見賀正月者。常一王與四侯俱。朝見十餘歲一至。今梁王常比年入朝。見久留。鄙語曰。驕子不孝。非惡言也。故諸侯王當爲置良師傅。相忠言之士。如汲黯韓長孺等。敢直言極諫。安得有惡言也。

●皮としきものと玉と ● 願し示す ● 反逆に同じ ● 驕りて慢心したる子

蓋聞。梁王西入朝。謁寶太后。燕見與景帝俱。侍坐於太后前。語言私說。太后謂帝曰。吾聞殷道親親。周道尊尊。其義一也。安車大駕。用梁孝王爲寄。景帝跪席舉身曰。請罷酒。出帝召袁盎諸大臣。通經術者曰。大后言如是。何謂也。皆對曰。太后意欲立梁王爲中帝。太

蓋し聞く、梁王西して入朝し、寶太后に謁し、燕見は景帝と俱にし、太后の前に侍坐して、語言私説す。太后は帝に謂つて曰く、吾聞く殷道は親を親とし、周道は尊を尊とすと。其義は一なり。安車大駕せば、梁の孝王を用て寄と爲せと。景帝は席に跪き身を舉げて曰く、諾と。酒を罷めて出づ。帝は袁盎と諸大臣との經術に通ずる者を召して曰く、太后の言は是の如し、何の謂ぞやと。皆對へて曰く、太后は意に梁王を立てて、帝の太子と爲さんと欲すと。帝は其狀を問ふに、袁盎對へて曰く、殷道の親を親とすとは弟を立てるなり、周道の尊を尊とすとは子を立てるなり。殷道は質なり、質は天に法る。其の親とする所を親とす、故に弟を立て。周道は文なり、文は地に法る。尊は敬なり、其本始を敬す、故に長子を立て。周道は太子死すれば適孫を立て、殷道は太子死すれば其弟を立てつと。帝曰く、公に於ては何如と。皆對へて曰く、方今漢家は周に法れり。周道は弟を立てるを得ず、當に子を立てつべし。故に春秋の宋の

子帝問其狀。袁盎對曰。殷道親親者。立弟。周道尊尊者。立子。殷道質。質者法天。親其所親。故立弟。周道文。文者法地。尊者敬也。敬其本始。故立長子。周道太子死。立適孫。殷道立子。故春秋所爭之。以爲我公爲之。臣請見太后。白之。

宣公を非りし所以なり。宋の宣公死するや、子を立てずして弟に與へき。弟の國を受けて死するや、復之を反して、兄の子に與ふるに、弟の子之を争ひ、以爲らく、我當に父の後に代るべしと。即ち兄の子を刺殺せり。故を以て國亂れて、禍絶えざりき。故に春秋に曰く、君子は正に居るを大とす。宋の禍は宣公之を爲すと。臣請ふ太后に見えて之を白さんと。

● 下文參照 ● 周帝の崩時に曰ふ ● 國家委託の人物 ● 實質なり ● 祖先を敬す ● 袁盎を指す ● 宋世家參照 ● 正道に順ひ居るを美とする意

袁盎等入りて太后に見ゆ。太后は梁王を立てんと欲するを言ふ。梁王即し終らば誰をか立てんと欲すると。太后曰く、吾復帝の子を立てんとすと。袁盎等、

王即終。欲誰立。太后曰。吾復立帝子。袁盎等以下宋宜公不立。正生禍。禍亂後五世不絶。小不忍。害大。大義一狀上報。太后。太后乃解說。即使梁王歸就國。而梁王聞其議。出子袁盎。請大臣所。望。使人來殺袁盎。袁盎願之。曰。我所謂袁將軍者也。公得毋誤乎。刺者曰。是矣。

宋の宣公が正を立てずして禍を生じ、禍亂は後五世まで絶えず。小忍びざれば大義を害するの狀を以て太后に報ず。太后乃ち解説し、即ち梁王をして歸りて國に就かしめき。而るに梁王は、其議が袁盎と諸大臣との所より出でしを聞きて怨望し、人をして來りて袁盎を殺さしむ。袁盎之を願みて曰く、我は所謂袁將軍といふ者なり、公は誤る毋きを得んやと。刺す者曰く、是なりと。之を刺して其劍を置く。劍は身に著けり。其劍を視れば、新に治せしものなり。長安中の削厲工に問ふに、工曰く、梁の郎某の子、來りて此の劍を治せしめきと。此を以て知りて之を發覺す。使者を發して之を捕逐せしむ。獨梁王の殺さんと欲せし所の大臣は十餘人あり、文吏之を窮本し、謀反の端頗る見はる。太后食はず、日夜泣いて止まず。

● 若し殺せばに同じ ● さとりて理を解す ● 身につきて離れず ● 研ぎ上げたる劍 ● 研師 ● 司法の官吏

刺之。置其劍。劍著身。視其劍。新治。問長安中。劊勵工。工曰。梁耶某子來治。此劍。以。此知而發覺之。發使者捕逐之。聞梁王所欲殺大臣十餘人。文史窮本之。謀反端頗見。太后不食。日夜泣不止。

景帝甚愛之。問公卿大臣。經術吏往治之。乃可解。於是遣田叔。呂季主往治之。此二人皆通經術。知大禮。來還。至霸昌廡。取火悉燒。梁之反詞。但空手來對。景帝曰。何如。對曰。言梁

景帝甚だ之を憂へ、公卿大臣に問ふに、大臣以爲らく、經術の吏を遣り、往いて之を治せしめば乃ち解すべしと。是に於て田叔・呂季主を遣り、往いて之を治せしむ。此二人は皆經術に通じ大禮を知り、來り還つて霸昌廡に至り、火を取りて悉く梁の反詞を燒き、但空手もて來りて景帝に對ふ。景帝曰く、何如と。對へて曰く、梁王は知らずと言ふ。造爲せし者は、獨其幸臣羊勝・公孫詭の屬之を爲ししのみ。謹んで以て誅に伏し死して、梁王は恙無しと。景帝喜説して曰く、急に趨つて太后に調げよと。太后之を聞き、立どころに起坐し、冷氣平復せり。故に曰く、經術に通じ、古今の大禮を知るにあらざれば、以て三公及び左右の近臣と爲すべからず。少見の人は、管中より天を闚ふが

如きのみと。

- 經術に通曉せる士人
- 處置せしむ
- 詢問し得たる調査書類
- 説は悦なり
- 食はんと欲する氣分
- 顯見淺小の人

王不知也。造爲之者。獨其幸臣羊勝公孫詭之屬爲之耳。謹以伏誅死。梁王無恙也。景帝喜説曰。急趨謁太后。太后聞之。立起坐。冷氣平復。故曰。不三三三經術上知古今之大禮。不可三以爲三公及左右近臣。少見之人。如從管中闚天也。

如きのみと。景帝喜説曰。急趨謁太后。太后聞之。立起坐。冷氣平復。故曰。不三三三經術上知古今之大禮。不可三以爲三公及左右近臣。少見之人。如從管中闚天也。

卷五十九

五宗世家第二十九

孝景皇帝の子は凡て十三人王と爲りぬ。而して母は五人あり。同母の者を宗親と爲す。栗姫の子を榮・徳・闕子と曰ひ、程姫の子を餘・非・端と曰ひ、賈夫人の子を彭祖・勝と曰ひ、唐姫の子を發と曰く、王夫人兒姁の子を越・宓・乘・舜と曰へり。

一宗の類

孝景皇帝子凡十三人爲王。而母五人。同母者爲宗親。栗姫子曰榮。徳。闕子。程姫子曰餘。非。端。賈夫人子曰彭祖。勝。唐姫子曰發。王夫人兒姁子曰越。宓。乘。舜。

河間獻王德。以孝景帝前二年。用皇子爲河間王。好儒學。被服造

河間の獻王徳は、孝景帝の前二年を以て、皇子を用つて河間王と爲る。儒學を好み、被服造次に、必ず儒者に於てす。山東の諸儒、多く之に従つて遊ぶ。二十六年に卒し、子共王不害立つ。四年に卒し、子剛王基代り立ち、十二年に卒

し、子項王授代り立つ。

孝景の即位の二年 被服にも暫時の間にも儒者の行に従ふ

次必於儒者。山東諸儒多從之游。二十六年卒。子共王不害立。四年卒。子剛王基代立。

十二年卒。子項王授代立。

臨江の哀王閔子は、孝景帝の前二年を以て、皇子を用つて臨江王と爲り、三年に卒して後無し、國は除かれて郡と爲りぬ。

即位の二年 子孫無し

臨江哀王閔子。以孝景帝前二年。用皇子爲臨江王。三年卒。無後。國除爲郡。臨江閔王榮。以孝景前四年。爲皇太子。四歲廢。用故太子爲臨江王。四年。坐侵廟壙。爲宮。

臨江の閔王榮は、孝景の前四年を以て皇太子と爲り、四歳にして廢せらる。故の太子を用つて臨江王と爲す。四年に、廟の壙垣を侵して宮と爲せるに坐し、上は榮を徵す。榮行いて江陵の北門に祖し、既に已に車に上るに、軸折れて車廢せり。江陵の父老涕を流し、竊に言つて曰く、吾王反らじと。榮至り、中尉府

上徵榮。榮行。祖於江陵北門。既已上車。軸折車廢。江陵父老流涕。竊言曰。吾王不反矣。榮至。詣中尉府簿。中尉郢都貴。訊王。王恐自殺。葬藍田。燕數萬衛土置家。上百姓憐之。榮最長。死無後。國除。地入于漢。爲南郡。右三國本。王皆栗姬之子也。

の簿に詣る。中尉郢都は王を責め訊ふ。王恐れて自殺す、藍田に葬る。燕數萬あり、土を銜んで冢上に置く、百姓之を憐む。榮は最も長ぜり。死して後無し、國除かる。地は漢に入りて、南郡と爲りき。

右三國の本王は、皆栗姬の子なり

- 即位の四年 ● 祖廟増外の垣を廻りて王宮と爲せるなり ● 道路の神を祭りて旅途の平安を祈ること ● 罪狀を録せるれ

魯共王餘。以孝景前二年。用皇子爲淮陽王。二年。吳楚反。破後。以孝景前三年。

魯の共王餘は、孝景の前二年を以て、皇子を用つて淮陽王と爲る。二年に吳楚反す。破れて後、孝景の前三年を以て、徙りて魯王と爲り、好みて宮室苑囿狗馬を治め、季年に音を好み、辭辯を喜まず。人と爲り吃なり。二十六年に卒す。子光は代りて王と爲り、初めは音・輿馬を好み、晩節は奢み、惟財に足らざるを

恐れき。

- 音樂 ● 文辭議論 ● 音節

徙爲魯王。好治宮室苑囿。狗馬。季年好音。不喜辭辯。爲人吃。二十六年卒。子光代爲王。初好音。輿馬。晩節奢。惟恐不足於財。

江都の易王非は、孝景の前二年を以て、皇子を用つて汝南王と爲りき。吳楚反せし時、非は年十五のみ。材力有り、書を上りて吳を撃たんことを願ふ。景帝は非に將軍の印を賜ひ、吳を撃たしむ。吳已に破るゝや、二歳に徙りて江都王と爲り、吳の故國を治む。軍功を以て天子の旌旗を賜ふ。元光五年、匈奴大いに漢に入りて賊を爲す。非は書を上りて、匈奴を撃たんと願へども、上は許さず。非は氣力を好み、宮觀を治め、四方の豪傑を招き、驕奢なること甚し。立ちて二十六年に卒し、子建立ちて王と爲り、七年にして自殺す。淮南・衡山謀反の時、建は頗る其謀を聞き、自ら以爲らく、國は淮南に近し、恐らくは一日發せば并する所と爲らんと。即ち陰に兵器を作り、而も時に其父の賜へる所

江都。易王非。以孝景前二年。用皇子爲汝南王。吳楚反時。非年十五。有材力。上書願擊吳。景帝賜非將軍印。擊吳。吳已破。二歳徙爲江都王。治吳故國。以軍功。元光五年。匈奴大入。漢爲

賊。非上書願
擊。匈奴。上不
許。非好氣力。
治宮觀。招四
方豪傑。驕奢
甚。立二十六
年卒。子建立
爲王。七年自
殺。淮南衛山
謀反時。建頗
聞其謀。自以
爲國近淮南。
恐一日發爲
所并。即除作
兵器。而時佩
其父所賜將
軍印。載天子
旗。以出。易王
死未葬。建有
所說。易王寵
美人淳姬。夜
使人迎。與奸
服舍中。及淮
南事發。治黨
與頗。及九江
都王建。建恐
囚使人多持金
錢。事絕其獄。
而又信巫祝。
使人禱祠。妄
言。建又盡與
其姊弟。

の將軍の印を佩び、天子の旗を載せて以て出づ。易王死して未だ葬らざるに、
建の説ふ所の易王の寵美人淳姬といふもの有り、夜人をして迎へしめて、與に
服舍の中に奸す。淮南の事發するに及び、黨與を治するに、頗る江都王建に及
ぶ。建恐れ、囚りて人をして多く金銭を持ち、其獄を絶つを事とせしむ。而して又
巫祝を信じ、人をして禱祠して妄言せしむ。建又盡く其姊弟と姦す。事既に聞
するや、漢の公卿は捕へて建を治せんと請ふ。天子忍びず。大臣をして即きて王
に訊はしむるに、王は犯す所に服して、遂に自殺せり。國除かれて地は漢に入り、
廣陵郡と爲りぬ。

● 材幹氣力 ● 孝武の年號 ● 宮殿樓閣 ● 淮南王衛山王 ● 兵起ちば併合せられん ● 樂記聖しつ
つある家屋の中 ● 罪跡を埋滅す ● 巫子の類 ● 無罪なることを言はしむ ● 姉妹に同じ ● 罪に
服す

姦。事既聞。漢公卿請捕治建。天子不忍。使大臣即訊王。王服所犯。遂自殺。國除地入于漢。爲廣陵郡。

膠西子王端。
以孝景前三
年。吳楚七國
反破後。端用
皇子爲膠西
王。端爲人賊
戾。又陰獲一
近婦人。病之
數月。而有愛
幸少年爲郎。
爲郎者頃之
與後宮亂。端
禽滅之。及殺
其子母。數犯
上法。漢公卿
數請誅端。天

膠西の于王端は、孝景の前三年を以て、吳楚七國の反して破れたる後に、端は
皇子を用つて膠西王と爲れり。端は人と爲り賊戾に、又陰獲なり。一たび婦人を
近づぐれば、之を病むこと數月なり。而も愛幸する少年の郎と爲れる有り。郎と
爲れる者、頃之して後宮と亂る。端は之を禽滅し、及び其子母を殺す。數々上の
法を犯す。漢の公卿數々端を誅せんと請ふ。天子は兄弟の故の爲に忍びず。而も
端の爲す所は滋々甚し。有司再び請ひ、其國を削つて大半を去る。端は心に慍
り、遂に嘗省無きを爲し、府庫壞れ漏れ、盡く財物を腐すること、巨萬を以て計
るも、終に收め徙すことを得ず。吏をして租賦を收むるを得る毋らしめ、端は皆
衛を去り、其宮門を封じ、一門より出で遊び、數々名姓を變じて布衣と爲り、他
の郡國に之く。相二千石の往く者、漢法を奉じて以て治む。端輒ち其罪を求

姦。事既聞。漢公卿請捕治建。天子不忍。使大臣即訊王。王服所犯。遂自殺。國除地入于漢。爲廣陵郡。

子爲兄弟之
故不忍而端
所爲滋甚有
司再請削其
國去大半端
心慍遂爲無
警省府庫壞
漏盡腐財物
以巨萬計終
不得收徙令
吏毋得收租
賦端皆去衛
封其宮門從
一門出游數
罪者詐藥殺
故膠西小國
而所殺傷二
千石甚衆立
四十七年卒
竟無男代後
國除地入于
漢爲膠西

めて之を告げ、罪無き者は詐りて之を殺す。詐を設け變を究むる所以なり。
疆は以て諫を距むに足り、智は以て非を飾るに足る。相・二千石は、王に従つ
て治すれば、則ち漢は繩すに法を以てす。故に膠西は小國なるも、殺傷する所
の二千石甚だ衆し。立つの四十七年に卒し、竟に男の後に代るもの無し。國除か
れ、地は漢に入り、膠西郡と爲りき。

右三國の本王は皆程姫の子なり。

- 道に悖り人を傷害するを好む
- 生殖器官要顯す
- 捕へ諷して其母と子とに及ぶ
- 金錢財物を記録せず整理せず
- 出遊巡遊するなり
- 毒殺なり
- 剛強

趙王彭祖。以二

趙王彭祖は、孝景の前二年を以て、皇子を用つて廣川王と爲る。趙王遂反して

孝景前二年。
川皇子爲廣
川王。趙王遂
反破後。彭祖
王廣川四年。
徙爲趙王。十
五年孝景帝
崩。彭祖爲人
巧候卑諂。足
恭而心刻深。
好法律持詭
辯以中入。彭
祖多內寵。姬
及子孫相二
千石欲奉漢
法以治。則害
於王家。是以
每相二千石
至。彭祖衣早
布衣自行迎。

破れし後、彭祖は廣川に王たること四年、徙りて趙王と爲りぬ。十五年に孝景帝
崩す。彭祖は人と爲り巧候にして卑く諂ひ、足恭にして心刻深に、法律を好
み詭辯を持して、以て人に中つ。彭祖に内寵姫及び子孫多し。相・二千石は、漢
法を奉じて以て治せんと欲すれば、則ち王家に害あり。是を以て相・二千石至る
毎に、彭祖は早布の衣を衣て自ら行き迎へ、二千石の舎を除ひ、多く疑事を設け
て以て之を作動す。二千石の失言の忌諱に中るを得れば、輒ち之を書す。二千石
の治せんと欲する者あれば、則ち此を以て迫劫し、聽かざれば乃ち書を上り告
げ、及び汗すに姦利の事を以てす。彭祖は立ちて五十餘年なるに、相・二千石の能
く二歳に滿つるもの無く、輒ち罪を以て去り、大なる者は死し、小なる者は刑せ
らる。故を以て、二千石の敢て治するもの莫し。而して趙王は權を擅にし、使
をして縣に即き、賈人の爲に權會せしむるに、入ること國經の租稅よりも多し。
是を以て趙王の家に金錢多し。然れども賜ふ所の姫諸子は、亦之を盡せり。彭祖

除二千石會。多設疑事。以作動之。得二千石失官中。忌諱。輒書之。二千石欲治者。則以此迫劫。不聽。乃上書告。及汗以姦利事。彭祖立五十餘年。相二千石無能。滿二歲。輒以罪去。大者死。小者刑。以故二千石莫敢治。而趙王擅權。使使卽縣爲買人。推會入多。於國經租稅。以是趙王家多金錢。然所賜姬諸子亦盡之矣。彭祖取故江都易王寵姬王建所盜與姦。璋姬者爲姬。甚愛之。彭祖不好治宮室。譏祥好爲吏事。上書願晉國中盜賊。常夜從走卒。行微邯鄲中。諸使過客以彭祖險險。莫敢留邯鄲。其太子丹與其女及同產姊姦。與其客江充有郤。充告丹。丹以故廢。廢せられ、趙は更に太子を立てたり。

中山靖王勝は、孝景の前三年を以て、皇子を用つて中山王と爲る。十四年孝景帝崩す。勝は人と爲り、酒を樂しみ内を好み、子枝屬百二十餘人有り。常に兄の趙王と相非つて曰く、兄の王爲るや、専ら吏に代りて事を治むるのみ。王者は常に日に音樂聲色を聽くべしと。趙王亦之を非りて曰く、中山王は徒日に淫するのみ、天子を佐けて百姓を拊循せず、何を以て稱して藩臣と爲さんと。立つの四十二年に卒す。子哀王昌立ち、一年に卒し、子昆侈代りて中山王と爲りき。右二國の本王は皆賈夫人の子なり。

趙更立太子。

中山の靖王勝は、孝景の前三年を以て、皇子を用つて中山王と爲る。十四年孝景帝崩す。勝は人と爲り、酒を樂しみ内を好み、子枝屬百二十餘人有り。常に兄の趙王と相非つて曰く、兄の王爲るや、専ら吏に代りて事を治むるのみ。王者は常に日に音樂聲色を聽くべしと。趙王亦之を非りて曰く、中山王は徒日に淫するのみ、天子を佐けて百姓を拊循せず、何を以て稱して藩臣と爲さんと。立つの四十二年に卒す。子哀王昌立ち、一年に卒し、子昆侈代りて中山王と爲りき。右二國の本王は皆賈夫人の子なり。

- 色を好み
- 子孫管版
- 撫育す
- 蕃屏の臣

長沙定王發。發の母は唐姬、故の程姬の侍者なり。景帝程姬を召すに、程姬

發之母唐姬。故程姬侍者。景帝召程姬。程姬有所辟。不願進。而飾侍者唐兒。使夜進。上醉不知。以爲程姬。而幸之。遂有身。已乃覺。非程姬也。及生子。因命曰發。以孝景前二年。用皇子爲長沙王。以母微無寵。故王卑濕貧國。立二十七年卒。子康王庸立。二十八年卒。子鮒立。爲長沙王。右一國本唐姬之子也。

右一國の本王は唐姬の子なり。

● 月野なり ● 湖南長沙府に屬する地方

は辟くる所有り、進むを願はず。而して侍者唐兒を飾りて夜進ましむ。上醉うて知らず、以て程姬と爲して之を幸せり。遂に身む有り、已にして乃ち程姬に非ざるを覺りき。子を生むに及びて、因りて命じて發と曰ふ。孝景の前二年を以て、皇子を用つて長沙王と爲る。其母が微にして寵無きの故を以て、卑濕の貧國に王たり。立つの二十七年に卒し、子康王庸立ち、二十八年に卒し、子鮒立ちて、長沙王と爲りき。

廣川惠王越。以孝景中二年。用皇子爲長沙王。右一國本唐姬之子也。

廣川の惠王越は、孝惠の中二年を以て、皇子を用つて廣川王と爲り、十二年に卒す。子齊立ちて王と爲りき。齊に幸臣桑距といふ有り。已にして罪有り、距

廣川王。十二年卒。子齊立爲王。齊有幸臣桑距。已而有罪。欲誅距。距亡。王因食其宗族。距怨王。乃上書告齊。齊與同產姦。自是之後。王齊數上書。告言漢公卿及幸臣所忠等。

を誅せんと欲せしに、距亡けたり。王因りて其宗族を禽にす。距は王を怨み、乃ち書を上りて、王齊が同產と姦するを告ぐ。是より後、王齊は數々書を上り、漢の公卿及び幸臣所忠等を告げ言へり。

● 即位の九年 ● 其罪狀を告げするなり

膠東康王寄。以孝景中二年。用皇子爲膠東王。二十八年卒。淮南主謀反時。寄微聞其事。私作檢車。鐵矢職守備。候淮南之起。及三吏

膠東の康王寄は、孝景の中二年を以て、皇子を用つて膠東王と爲り、二十八年に卒せり。淮南王謀反の時、寄は微に其事を聞き、私に樓車・鐵矢・戰守の備を作して、淮南の起るを候てり。吏が淮南の事を治するに及び、辭之を出す。寄は上に於て最も親し、意に之を傷み、病を發して死せり。敢て後を置かず。是に於て上問ふ。寄に長子なる者有り、名は賢。母に寵無かりき。少子の名は慶。母愛幸せられき。寄は常に之を立てんと欲せしも、不次と爲せり。過有るに因りて、遂

治淮南之事。辭出之。寄於上最親。意傷之。發病而死。不_レ敢_レ置_レ後。於是上問。寄有_レ長子者。名賢。母無_レ寵。少子名慶。母愛幸。寄常欲立之。爲_レ六安王。膠東王賢立。十四年卒。諡爲哀王。子慶爲王。六安王慶以元狩二年用_レ膠東康王子爲_レ六安王。

に言ふ無かりきと。上は之を憐み、乃ち賢を以て膠東王と爲し、康王の嗣を奉ぜしめ、慶を故の衡山の地に封じて六安王と爲す。膠東王賢立ち、十四年に卒す、諡して哀王と爲す、子慶、王と爲れり。六安王慶は、元狩二年を以て、膠東の康王の子を用て、六安王と爲りき。

- 何ひ待つ
- 心中に感傷す
- 後嗣を定めず
- 順序をちらず
- 孝武の年號

清河哀王乘。以_レ孝景中三年用_レ皇子爲_レ清河王。十二年卒。無_レ後。國除。地入_レ于漢。爲_レ清河郡。

清河の哀王乗は、孝景の中三年を以て、皇子を用つて清河王と爲り、十二年に卒せり。後無く、國除かれ、地は漢に入りて、清河郡と爲れり。

- 即位の十年
- 直隸廣平府

常山憲王舜。以_レ孝景中五年用_レ皇子爲_レ常山王。舜最親。景帝少子。驕恣多_レ淫。數犯_レ禁。上常寬_レ釋之。立_レ三十年卒。太子勃代立爲_レ王。初憲王舜有_レ所不_レ愛。姬生_レ長男。稅。稅以_レ母無_レ寵。故亦不得_レ幸。於王。王后修生_レ太子勃。王內多_レ所_レ幸。姬生_レ子平。子商。王后希得_レ幸。及_レ

常山の憲王舜は、孝景の中五年を以て、皇子を用つて常山王と爲れり。舜は最も親し、景帝の少子なり。驕恣淫多く、數々禁を犯す。上常に之を寬釋せり。立つの三十二年に卒し、太子勃代り立ちて王と爲る。初め憲王舜は、愛せざる所の姫有り、長男稅を生めり。稅は母の寵無きを以ての故に、亦王に幸せらるゝを得ず。王后修は太子勃を生めり。王は内に幸する所の姫多く、子平・子商を生む。王后は幸を得ること希なり。憲王の病甚しきに及び、諸幸姬常に病に待す。故に王后も亦姘姘を以て、常に病に待せず、輒ち舍に歸る。醫の藥を進むるに、太子勃は自ら藥を嘗めず、又宿し留りて病に待せず。王薨するに及び、王后太子乃ち至れり。憲王は雅、長子稅を以て人の數と爲さず、薨するに及びて、又財物を分與せず。郎或は太子王后に説き、諸子をして、長子稅と共に財物を分たしむるに、太子王后は聽かず。太子代り立つも、又稅を收恤せず。稅は王后太子を怨めり。

憲王病甚。諸幸姬常侍病。故王后亦以三妬媚。不常侍病。輒歸舍。醫進藥。太子勃不自管。藥又不留。侍病。及王薨。王后太子乃至。憲王推不以長子。稅爲中人。數及薨。又不分與財物。耶或說太子王后。令諸子與長子。稅共分財物。太子王后不聽。太子代立。又不收。稅怨。王后太子。

- 即位の十二年
- 太子
- 賢得し得放す
- 一本に王子無し是なり
- 嫉妬
- 病室に留宿をなさず
- 宮中の事務官
- 常用し救恤す

漢使者視憲王喪。稅自言。憲王病時。王后太子不侍。及薨。六日出舍。太子勃私飲酒博戲。擊筑。與女子載。馳環城。過市。入牢。觀囚。天子遣大行

漢の使者憲王の喪を視るに、稅自ら言ふらく、憲王の病める時、王后太子は侍せず。薨するに及び、六日に舍を出で、太子勃は私に姦し、酒を飲みて博戲し、筑を撃ち、女子と載り、城を馳せ環り、市を過ぎ、牢に入りて囚を視きと。天子は、大行驛をして王后を驗せしめ、及び王勃を問ひ、勃の與に姦する所の諸證左を速せんと請ふに、王又之を匿す。史は捕を求む。勃太だ急に人をして擊答掠を致さしめて、擅に漢の疑ふ所の囚者を出す。有司は憲王后修及び王勃を誅せんと請ふ。上以ふに、修は素より行無し、稅をして之が罪に陥らしめたり。勃には良

憲王后及問王勃。請逮勃所。與姦上諸證左。王又匿之。吏求捕勃。太急。使人致。擊答掠。擅出。漢所疑囚者。有司請誅。憲王后修及王勃。上以修素無行。使稅陷之罪。勃無良

師傳無きなり。誅するに忍びずと。有司は王后修を廢し、王勃を徙し、家屬を以て房陵に處らしめんと請ふ。上之を許す。勃は王たること數月、房陵に遷り、國絶えたり。月餘にして、天子は最親なりしが爲に、乃ち有司に詔して曰く、常山の憲王は蚤く天し、后妾和せず、適孽誣争して不義に陥り、以て國を滅せり。朕甚だ関む。其れ憲王の子平を三萬戸に封じ、眞定王と爲し、子商を三萬戸に封じて泗水王と爲せと。

- 博奕の遊戯
- 尋に似たる類器
- 式部官の刑器
- 證據なり
- 鞭うつ刑罰
- 勝手に漢の疑問とす
- 囚人を亡げ去らしむ
- 蜀の地名
- 楊子と鹿子と相誣ひ申す

眞定王平。元

眞定王平は、元鼎四年を以て、常山憲王の子を用つて眞定王と爲る。泗水思王

鼎四年。用常山憲王子爲眞定王。泗水思王商。以元鼎四年。用常山憲王子爲泗水王。十一年。安世立。十一年。卒。無子。於是上憐泗水王。乃立安世弟賀爲泗水王。二國凡兒姁子孫。於今爲六王。

太史公曰。高祖時。諸侯皆賦。得自除。內史以下。漢獨爲置丞相。黃

商は、元鼎四年を以て、常山憲王の子を用つて泗水王と爲り、十一年に卒し、子哀王安世立ち、十一年に卒し、子無し。是に於て上は泗水王の絶えたるを憐れみ、乃ち安世の弟賀を立てて泗水王と爲しき。

右四國の本王は、皆王夫人兒姁の子なり。其後、漢は其支子を益封して、六安王・泗水王と爲せり。二國は凡て兒姁の子孫なり。今に於て六王と爲れり。

●孝武の年號

太史公曰く、高祖の時、諸侯皆賦し、自ら内史以下を除するを得たり。漢獨り爲に丞相を置く、黄金の印なり。諸侯は自ら御史・廷尉・博士を除して、天子に擬す。吳楚の反してより後、五宗王の世に、漢は爲に二千石を置き、丞相を

金印。諸侯自除。御史廷尉正博士。擬於天子。自吳楚反後。五宗王世。漢爲置二千石。去丞相。曰相。銀印。諸侯獨得食租稅。奪之。楮其後。諸侯貧者。或乘牛車也。

去りて相と曰へり、銀印なり。諸侯は獨り租稅を食むを得るのみ、之が權を奪へるなり。其後諸侯の貧者、或は牛車に乗るものありき。

- 租稅を徵收す
- 任免す
- 五宗十三國の世
- 諸侯の變なり衰の甚しきを言ふ

卷六十

三王世家第三十

大司馬馬去病。味死再拜。上疏。皇帝陛下。使臣去病。待罪行間。宜專邊塞之思慮。以報。乃敢。惟他。以于。用。事者。誠。見。陛下。下。憂。勞。天下。哀。憐。百姓。以。自。忘。虧。辱。臣。

大司馬臣去病、味死再拜して皇帝陛下に上疏す。陛下過つて聽き、臣去病をして罪を行間に待たしむ。宜しく邊塞の思慮を専にして、骸を中野に暴すとも、以て報ゆる無かるべし。乃ち敢て他の議を惟ひ、以て事を用ふる者を干さんや。誠に見る、陛下は天下を憂勞し、百姓を哀憐し、以て自ら忘れ、膝を虧き樂を貶し、郎員を損し、皇子は天に頼り、能く衣に勝へて趨拜するに、今に至るまで號位師傅の官無し。陛下恭讓して恤へず、羣臣私に望むも敢て職を越えて言はず。臣竊に犬馬の心に勝へず、味死して願ふ、陛下有司に詔し、盛夏吉時に因りて、皇子の位を定めんことを。唯陛下幸に察せよ。臣去病味死再拜して以て皇帝陛下に聞す。

● この書は精少孫の補作なりといふ ● 漢去病 ● 上官に同じ ● 人言を聞き聽いて愚臣を安んず ● 軍陣の官に任ぜらる ● 關西の厚恩 ● 軍事以外の事を諫す ● 他の政務官の權限を十犯す ● 食鹽を減じ音楽を損ず ● 士民に恭讓して皇子を憂ふる暇なし ● 皇子の號位を希望す ● 盛夏の吉日良辰

樂。損。郎。員。皇。子。願。天。能。勝。衣。禮。拜。至。今。無。號。位。師。傅。官。陛。下。恭。讓。不。恤。羣。臣。私。望。不。敢。越。職。而。言。臣。竊。不。勝。犬。馬。心。味。死。願。陛。下。詔。有。司。因。盛。夏。吉。時。定。皇。子。位。唯。陛。下。幸。察。臣。去。病。味。死。再。拜。以。聞。皇。帝。陛。下。

三月乙亥、御史臣光、守尚書令、未央宮に奏す。制して曰く、御史に下せと。六年三月戊申朔乙亥、御史臣光、守尚書令、丞非、下御史書到言、丞相大臣青翟、御史大夫湯、太常臣

三月乙亥、御史臣光、守尚書令、未央宮に奏す。制して曰く、御史に下せと。六年三月戊申朔乙亥、御史臣光守尚書令丞非は御史に下す。書到りて言ふ、丞相臣青翟、御史大夫湯、太常臣充、大行令臣息、太子少傅臣安行宗正事は、味死して上言す。大司馬去病、上疏して曰く、陛下過ちて聽く云々と、唯願くは陛下幸に察せよと。制して曰く、御史に下せと。臣謹んで中二千石、二千石、臣等と議するに、古は地を裂き國を立て、諸侯を並び建つるは、以て天子を承けて、宗廟を尊び社稷を重んずる所以なり。今臣去病は疏を上りて其職を忘

充。大行令臣
息太子少傅
臣安行宗正
事。昧死上言。
大司馬去病
上疏曰。陛下
過聽。使臣去
病待罪。行間
宜事邊塞之
思慮。暴骸中
野。無以報。乃
敢惟他職。以
子用事者。誠
見陛下憂勞
天下。哀憐百
姓。以自忘。虧
陛下樂。推
員。皇子。賴天
能。勝衣。趨拜。
至今。無號位。

れず、因りて以て恩を宣べ、乃ち天子の卑く譲り、自ら貶して以て天下を勞す
るを道ひ、皇子の未だ號位有らざるを慮ふ。臣青翟、臣湯等、宜しく義を奉じて
職に違ふべきに、愚童にして事に違はず。方今盛夏の吉時なり。臣青翟、臣湯
等、昧死して、皇子臣閔、臣旦、臣胥を立てて、諸侯王と爲さんことを請ふ。昧
死して立つる所の國名を請ふと。制して曰く、蓋し聞く、周は八百を封じて、姫
姓並び列す。或は子男は附庸たり。禮に支子は祭らずと云ふ。諸侯を並べ建つる
は、社稷を重んずる所以なりと。朕は聞くこと無し。且天は君の爲に民を生ぜ
しに非ざるなり。朕は之れ不徳なり、海内未だ洽ねからず、乃ち未だ教へ成さざ
る者を以て、強ひて連城に君とせば、即ち股肱は何をか勸めん。其れ更に議
し、列侯を以て之を家せしめよと。

● 御史にして尚書令を兼ねる者 ● 右の上疏を造する ● 御史の下役の丞官名は非 ● 行も亦兼官なり
● 本文には前出上疏の全文あり今略して云々の二字とす ● 公孫賀なり ● 天子の命を受く ● 愚民を推
宣す ● 愚昧に同じ ● 新に立つる所の國名 ● 八百諸侯 ● 子男のあるものは封立せずして世に附

師傳官。陛下
恭讓不。郎。羣
臣私望。不。敢
越。職。而言。臣
制。曰。下。御。史。臣
以。尊。宗。廟。重。社
慮。皇子。未。有。二
湯。等。昧。死。請。立
姓。並。列。或。子。男
也。朕。之。不。徳。海

不勝犬馬心。昧死願。陛下詔。有司。因。盛。夏。吉。時。定。皇。子。位。唯。願。陛。下。幸。察。
謹。與。中。二。千。石。二。千。石。臣。賀。等。議。古。者。裂。地。立。國。重。建。諸。侯。以。承。天。子。所。
今。臣。去。病。上。疏。不。忘。其。職。因。以。宣。恩。乃。道。天。子。卑。讓。自。貶。以。勞。天。下。
位。臣。青。翟。臣。湯。等。宜。奉。義。遵。職。愚。童。而。不。違。事。方。今。盛。夏。吉。時。臣。青。翟。臣
臣。閔。臣。旦。臣。胥。爲。諸。侯。王。昧。死。請。立。國。名。制。曰。蓋。聞。周。封。八。百。姫
附。庸。禮。支。子。不。祭。云。並。建。諸。侯。所。以。重。社。稷。朕。無。聞。焉。且。天。非。爲。君。生。民
乃。以。未。敢。成。者。疆。君。連。城。即。股。肱。何。勸。其。更。請。以。列。侯。一。家。之。

● 屬せり ● 廉子 ● 上述の説を聞かず ● 恩深に覆被せず ● 數縣を連ぬるなり ● 大臣以下の忠
臣を勸買する能はざらん ● 王たるに足らざるを曰ふ ● 大臣以下の忠

三月丙子。癸二
未央宮。丞相
臣青翟。御史
大夫。臣湯。昧
死。言。臣謹與
列侯。臣嬰。齊
中二千石。二
千石。臣賀。諫

三月丙子、未央宮に奏す。丞相臣青翟、御史大夫臣湯、昧死して言ふ、臣謹み
て列侯臣嬰齊、中二千石二千石臣賀、諫大夫博士臣安等と議して曰く、伏して聞
く、周は八百を封じて、姫姓並び列し、天子を奉承す。康叔は祖考を以て顯
れ、而して伯禽は周公を以て立つ。咸建國の諸侯と爲り、以て相傳へて輔と爲り
百官は憲を奉じて、各々其職に違ひ、而して國統は備れり。竊に以爲に、諸

大夫博士臣
安等。周封八百。
姬姓並列。奉
承天子。康叔
以祖考顯。而
伯禽以周公
立。成爲建國
諸侯。以相傳
爲輔。百官奉
意。各遵其職。
而國統備矣。
諸侯所以重
社稷者。四海
諸侯。各以其
職。奉其祭。支
子不得奉祭。
宗祖禮也。封
建使守藩國。

侯を並べ建て、社稷を重んずる所以の者は、四海諸侯、各々其職を以て貢祭を奉ずればなり。支子の宗祖を奉祭するを得ざるは禮なり。陛下は天統を奉承し、明に聖緒を明に、賢を尊び功を顯にし、滅を興し絶を繼ぎ、蕭文終の後を郡に繼がしめ、羣臣平津侯等を褒厲し、六親の序を昭にし、天施の屬を明にし、諸侯王封君をして、私恩を推して子弟に戸邑を分ち、號を錫ひ尊び建つるを得しむること、百有餘國なり。而るに皇子を家として列侯と爲さば、則ち尊卑相踰え、列位序を失はん。以て統を萬世に垂るべからず。臣請ふ、臣闕・臣旦・臣胥を立てて、諸侯王と爲さんと。三月丙子未央宮に奏す。制して曰く、康叔は親屬十有り、而も獨り尊かりし者は有徳を褒めしなり。周公は天を祭り郊を命ず、故に魯は白牡駢剛の牲有り、羣公は不毛なり。賢不肖の差あればなり。高山は仰ぎ、景行は嚮ふ、朕甚だ慕ふ。未だ成らざる家を抑ふる所以なり。列侯を以てすること可なりと。

りと。
● 元狩六年三月廿九日 ● 祖父 ● 祖國あり ● 國家の政治完備す ● 聖道あり ● 道何の後嗣を假
ぎ立てしなり ● 公孫弘 ● 父母兄弟妻子 ● 屬は相屬する所の尊、一本筋を地に作る ● 斷世家夢
● 郊祭を指す ● 白き牡と赤き牡との牲を用ふ ● 毛色を一定せず ● 大道は向ひ往くべし ●
● 周制を尋ふ

帝王所以扶
德施化。陛下
奉承天統。明
開聖緒。尊賢
顯功。興滅繼
絕。綴蕭文終
之核。于鄴。喪
弟尸邑。錫號
建百有餘國。而
家。是子。侯。則
尊卑相踰。列位
失序。不可。以
垂統於萬
世。臣請立。臣
闕。臣旦。臣胥。爲
諸侯王。三月。丙
子。奏未央宮。制
曰。康叔親屬有
十。而獨尊者
喪有徳也。周
公祭天。命郊。故
魯有白牡駢剛
之牲。羣公不
毛。賢不肖。差
也。高山仰之。景
行禮之。朕甚慕
焉。所以抑未
成家。以列侯
可。

四月戊寅。奏
未央宮。丞相
臣青翟。御史
大夫臣湯。昧
死。言。臣青翟
等。與列侯吏
四月戊寅未央宮に奏すらく、丞相臣青翟、御史大夫臣湯、昧死して言ふ、臣青
翟等は、列侯吏二千石、諫大夫博士臣慶等と議し、昧死して皇子を立てて諸侯王
と爲さんことを奏請するに、制して曰く、康叔は親屬云々、列侯を以てして可
なりと。臣青翟、臣湯、博士臣將行等、伏して聞くに、康叔は親屬十有り。武王

二千石。諫大夫博士臣慶等請立皇子。爲中諸侯王。制曰。康叔親屬。有十。而獨尊者。褒有德也。周公祭天命郊。故魯有白牡。駟剛之牲。羣公不毛。賈不肖也。高山仰之。景行嚮之。朕甚慕焉。所以抑未成家。以列侯可。臣青翟。臣湯。博士臣將行等。伏聞。康叔

は體を繼ぎ、周公は成王を輔く。其八人は皆祖考の尊を以て、建てて大國と成るに、康叔の年は幼なり。周公は三公の位に在りて、而して伯禽は國に魯に據れり。蓋し爵命の時は、未だ成人に至らず。康叔は後に祿父の難を扞ぎ、伯禽は淮夷の亂を殄せり。昔は五帝制を異にし、周は五等を爵せり。春秋は三等なり。皆時に因りて尊卑を序せしなり。高皇帝は亂世を撥き、諸を正に反し、至徳を昭にし、海内を定めて諸侯を封建し、爵位二等なり。皇子或は襁褓に在るも、而も立てて諸侯王と爲し、天子に奉承せしめ、萬世の法と爲せり。則ち易ふべからず。陛下躬ら仁義を親み、體に聖德を行ひ、文武を表裏し、慈孝の行を綱にし、賢能の路を廣め、内は有徳を褒め、外は強暴を討ち、極く北海に臨み、西は月氏に浚るまで、匈奴西域、國を擧げて師を奉ず。輿械の費も民に賦せず、御府の藏を虚しうして以て元戎を賞し、禁倉を開いて以て貧窮を賑し、戍卒の半を減す。百蠻の君も、風に郷ひ流を承けて意に稱はざる辟く、遠方

親屬有十。武王繼體。周公輔成王。其八人皆以祖考之尊。建爲大國。康叔之年幼。周公在三公之位。而伯禽據國於魯。蓋爵命之時。未至成人。康叔後打祿父之難。伯禽珍淮夷之亂。昔五帝異制。周爵三等。春秋三等。皆因時而序尊卑。高皇帝撥亂世。反諸正。昭至德。定海內。封建諸侯。爵位二等。皇子或在襁褓。而立爲諸侯王。奉承天子。爲萬世法。則不可易。陛下躬親仁義。體行聖德。表裏文武。顯慈孝之行。廣賢能之路。內褒有徳。外討強暴。極臨北海。西浚月氏。匈奴西域。擧國奉師。輿械之費。不賦於民。虛御府之藏。以賞元戎。開禁倉。以賑貧窮。減戍卒之半。百蠻之君。靡不鄉風。承流稱意。遠方殊俗。重譯而朝。澤及方外。故珍獸至。嘉穀興。天

殊俗も、譯を重ねて朝し、澤は方外に及べり。故に珍獸至り嘉穀興り、天應甚だ彰はる。今諸侯の支子は封ぜられて諸侯王に至る、臣青翟、臣湯等、竊に伏して之を熟計するに、皆以爲らく、尊卑序を失ひ、天下をして望を失はしめん、不可なりと。臣は臣閔・臣旦・臣胥を立てて、諸侯王と爲さんことを請ふと。

- 四月朔日 ● 以下五十餘字は前書の文字につき省略す ● 先王の體をつぎて嗣となる ● 康叔と伯禽とを指す ● 武康祿父の亂を防止す ● 殺なり、罪定の義 ● 伏羲炎帝黃帝堯舜各々其爵位の制を殊にす ● 公侯伯子男 ● 公侯伯 ● 王と侯と ● 幼少の義 ● 並び行ふなり ● 西域の國名 ● 漢軍に服従す ● 輿軍器械の費用は之を四男にとりて漢民に賦せず ● 大兵車なり、軍士の面目を言ふ ● 風化に従ひ流澤を受く ● 譯語を重ねぬ ● 漢國の外四男の地

應甚彰。今諸侯支子。封至諸侯王。臣青翟。臣湯等。竊伏熱計之。皆以爲尊卑失序。使天下失望。不可。臣請立臣闕。臣且。臣胥。爲諸侯王。

四月癸未。奏未火宮。留中。丞相臣青翟。太僕臣賀行。御史大夫事。太常臣充。太子太傅臣安。行宗正事。味死言。臣青翟等前奏。太司馬臣去病。上疏言。皇子未。有號位。臣謹與御史大夫。臣湯。中二千石。二千

四月癸未未央宮に奏するに、中に留めて下さす。丞相臣青翟、太僕臣賀行御史大夫事、太常臣充、太子太傅臣安行宗正事は味死して言ふ。臣青翟等前に奏す、太司馬臣去病の上疏に、皇子未だ號位有らざるを言へり。臣謹んで御史大夫臣湯中二千石、二千石、諫大夫博士臣慶等と味死し、皇子臣闕等を立てて諸侯王と爲さんことを請へり。陛下文武を譲り、躬自ら切に、皇子の未だ教へざるに及べり。羣臣の議も、儒者の其術を稱するも、或は其心に諄るか、陛下固く辭して許さず。皇子を家として列侯と爲せと。臣青翟等、竊に列侯臣壽成等二十七人と議するに、皆曰く、以爲に尊卑序を失はんと。高皇帝天下を建てて漢の太祖と爲り、子孫を王とし支輔を廣む。先帝の法則改めざるは、至尊を宣ふる所以なり。臣請ふ史官をして吉日を擇び禮儀を具へて上つらしめ、御史をして輿地圖を奏せ

石。諫大夫博士臣慶等。味死。請立皇子。臣闕等。爲中諸侯王。陛下讀文武。躬自切及皇子。未教。羣臣之議。儒者稱其術。或諄其心。陛下固辭弗許。家皇子。爲列侯。臣青翟等。輿列侯。臣壽成等。二十七人。請。皆曰。以爲尊卑失序。高皇帝。建天下。爲漢太祖。王子孫。廣支輔。先帝法。則弗改。所以宣至尊也。臣請令史官擇吉日。具禮儀。上御史。奏輿地圖。他皆如前故事。制曰。可。四月丙申。奏未央宮。太僕臣賀行。御史大夫事。味死言。太常臣充言。卜入四月二十八日乙巳。可立諸侯王。臣味死奏輿地

しめ、他は皆前の故事の如くせんと。制して曰く、可なりと。四月丙申未央宮に奏すらく、太僕臣賀は御史大夫の事を行ひ、味死して言はん。太常臣充言ふ、卜するに、四月二十八日乙巳に入れば、諸侯王を立つべしと。臣味死して輿地圖を奏し、立つる所の國名を請ふ。禮儀は別に奏せん。臣味死して請ふと。制して曰く、皇子闕を立てて齊王と爲せ、且を燕王と爲せ、胥を廣陵王と爲せと。四月丁酉未央宮に奏す。六年四月戊寅朔癸卯、御史大夫湯は丞相に下し、丞相は中二千石に下し、二千石は郡太守諸侯相丞に下す。書は事に從ひ、當に用ふべき者に下すこと律令の如くす。

- 四月六日 ● 屏るが如く ● 支族の論佐 ● 他の手續 ● 十九日なり ● 二十六日 ● 法律制令に從ふなり

國。請所立國名。禮儀別奏。臣味死請。制曰。立皇子闕爲齊王。且爲燕王。晉爲廣陵王。四月。丁酉。奏未央宮。六年。四月。戊寅朔。癸卯。御史大夫湯下丞相。丞相下二千石。二千石下郡太守。諸侯相丞。書從事。下當用者。一如律令。

維六年四月。乙巳。皇帝使御史大夫湯。廟立子闕爲齊王。曰。於戲。小子闕。受茲青社。朕承祖考。維稽古。建爾國家。封于東土。世爲漢藩輔。於戲。念哉。朕之詔。惟命不予。常人之好德。克明顯光。義之不圖。俾君子

維六年四月乙巳、皇帝は御史大夫湯をして、廟に子闕を立てて齊王と爲さしめて曰く、於戲小子闕、茲の青社を受けしむ。朕祖考を承け、維りて古に稽へ、爾の國家を建てて、東土に封ず。世々漢の藩輔と爲れ。於戲念へよや。朕の詔を恭め、惟命は常にあらず、人の徳を好むや、克く明に顯光あり。義を之れ圖らざれば、君子をして怠らしめん。爾の心を悉して、允に其中を執れ、天祿永く終らん。厥れ懋有りて臧からずんば、乃ち而の國に凶ならん、爾の躬にも害あらん。於戲國を保ち民を艾むる、敬はざるべけんや、王其れ之を戒めよと。

右は齊王の策なり。

● 祖廟の廟前 ● 書は東の邑なり、東方の社に同じ ● 古の道を考へ度る ● 尋常の小事にあらざ ● 君子皆意りて我に歸服するなからん ● 中正の大道 ● 天與の福祿長く來らん ● 過失 ● 告諭の文

意。悉。耐心。允執其中。天祿永終。厥有懲不。職。乃凶。于而國。害。子。爾躬。於戲。保國。艾民。可不敬與。王其戒之。右齊王策。

維六年。四月。乙巳。皇帝使御史大夫湯。廟立子且。爲燕王。曰。於戲。小子且。受茲青社。朕承祖考。維稽古。建爾國家。封于北土。世爲漢藩輔。於戲。鞏粥氏。虐老。獸心。侵犯。寇盜。加以。姦巧。邊萌。於戲。朕命。

維れ六年の四月乙巳、皇帝は御史大夫湯をして、廟に子且を立てて燕王と爲さしめて曰く、於戲小子且、茲の青社を受けしむ。朕祖考を承け、維つて古に稽へ爾の國家を建てて、北土に封ず。世々漢の藩輔と爲れ。於戲鞏粥氏は、老を虐して獸心あり、侵犯し寇盜し、加ふるに姦巧の邊萌を以てす。於戲朕は將率に命じ、徂いて厥罪を征せしむるに、萬夫の長千夫の長、三十有二君、皆來りて旗を降し師に奔り、鞏粥域を徙し、北州以て綏し。爾の心を悉して、怨を作す毋く、徳を脩る毋く、乃ち備を廢する毋れ。教士に非ずんば、微に従ふを得ず。於戲國を保ち民を艾むるは、敬せざるべけんや。王其れ之を戒めよと。

右は燕王の策なり。

將率。徂征。厥罪。萬夫。長。千。夫。長。三十。有二。君。皆。來。降。旗。奔。師。單。粥。徙。域。北。州。以。綏。悉。爾。心。毋。作。怨。毋。罷。德。乃。毋。廢。備。非。二。教。士。不。得。從。徵。於。戲。保。國。艾。民。可。不。敬。與。王。其。戒。之。右。燕。王。策。

● 玄は北方の色なり、蘇は北方に當る ● 北狄の一種族 ● 蘇侯なる邊境の民 ● 有は又と訓ず ● 降せしなり ● 敗毀す ● 北狄に對する戰備 ● 教習を罷たる士民

維六年四月。乙巳。皇帝使御史大夫湯。廟立。子胥。爲中。廣陵王。曰。於戲。小子。胥。受。茲。赤。社。朕。承。祖。考。維。積。古。建。爾。國。家。封。于。南。土。世。爲。漢。藩。輔。古。人。有。言。曰。大。江。之。南。五。湖。之。

維れ六年の四月乙巳、皇帝は御史大夫湯をして、廟に子胥を立てて廣陵王と爲さしめて曰く、於戲小子胥、茲赤社を受けしむ。朕祖考に承けて、維りて古に稽へ、爾の國家を建てて南土に封ず。世々漢の藩輔と爲れ。古人言へる有り曰く、大江の南、五湖の間は、其人輕心なり。楊州は疆を保つ、三代の要服なり、及ほすに政を以てせずと。於戲爾の心を悉し、戰戰兢兢、乃ち惠に乃ち順に、侗にして、佚を好む毋く宵人を逼づくる毋れ。維れ法とし維れ則とせよ。書に云ふ、臣は威を作さず福を作さざれば、後の羞有ること靡しと。於戲國を保ち民を艾むる、敬まざるべけんや。王其れ之を戒めよと。

右は廣陵王の策なり。

● 赤は南方の色なり、廣陵は今の江蘇揚州の地なり ● 割居以下の五湖なり、南方の泛湖 ● 輕侮浮薄 ● 形勢を恃んで自ら傲り治め難しと訓せらる ● 王城より遠く離れて政法行届かざる地とせり ● 愚昧にして逸樂を好む ● 小人に同じ ● 威福を貪らざる時はの義、尚書參照

問。其人輕心。揚州保疆。三代要服。不及以政。於戲。悉爾心。戰戰兢兢。乃惠。乃順。毋侗。好佚。毋暹。宵人。維法。維則。書云。臣不。作威。不。作福。靡。有。二。後。藩。於。戲。保。國。艾。民。可。不。敬。與。王。其。戒。之。右。廣。陵。王。策。

太史公曰。古人有言曰。愛之欲其富。親之欲其貴。故王者疆土建國。封立子弟。所以褒親。尊先。序骨肉。尊先。祖。貴支體。廣中。同性於天下也。是以形勢。

太史公曰く、古人言へる有り、曰く、之を愛すれば其富を欲し、之を親めば其貴を欲すと。故に王者は土を疆り國を建てて、子弟を封立す。親親を褒し骨肉を序し、先祖を尊び支體を貴くし、同姓を天下に廣むる所以なり。是を以て形勢疆くして王室安し、古より今に至るまで、由來する所久し、異有るに非ざるなり、故に論著せず。燕齊の事は采るに足る者無し。然れども三王を封立するに、天子恭讓し、羣臣義を守り、文辭爛然甚だ觀るべし。是を以て之を世家に附す。

● 限なり、地に同じ ● 宗族親和の道を要質す ● 分家支族 ● 異變

璽而王室安。自古至今。所由來久矣。非有異也。故弗論著也。燕齊之事。無足采者。然封三立三王。天子恭讓。羣臣守義。文辭爛然。甚可觀也。是以附之世家。

褚先生曰。臣幸得三以文學上。爲侍郎。好賢。觀大史公之列傳。列傳中。稱三王世家。文辭可觀。求其世家。終不能得。竊從長老。好故事者。取其封策書。編列其事。而傳之。令後世得觀賢主之指意。蓋聞孝武帝之時。同

褚先生曰く、臣幸にして文學を以て侍郎と爲るを得て、好んで太史公の列傳を覽觀するに、列傳の中に、三王世家の文辭觀るべきを稱せり。其世家を求むるに、終に得る能はず。竊に長老の故事を好む者に從ひ、其封策の書を取り、其事を編列して之を傳へ、後世をして賢主の指意を觀るを得しむ。蓋し聞く、孝武帝の時、日を同じうして俱に三子を拜して王と爲し、一子を齊に、一子を廣陵に、一子を燕に封す。各其子の才力智能及び土地の剛柔と人民の輕重とに因りて、爲に策を作り、以て之を申戒し、王に謂ふらく、世々漢の藩輔と爲れ、國を保ち民を治むる、敬せざるべけんや、王其れ之を戒めよと。夫れ賢主の作る所は、固に淺聞者の能く知る所に非ず。博聞強記の君子者に非ずんば其意を究竟する能はざる所たり。其次序・分絶・文字の上下・簡の參差

日而俱拜三子爲王。封一子於齊。一子於廣陵。一子於燕。各因其才力智能及土地之剛柔。人民之輕重。爲作策。以申戒之。謂王。世爲漢藩輔。保國治民。可不敬與。王其戒之。夫賢主所作。固非淺聞者所能知。非博聞強記君子者。所不能究其意。至其次序。分絶。文字之上下。簡之參差。長短。一皆有意。人莫之能知。謹論其次。其真草詔書。編于左方。令覽者自通其意。而解說之。

王夫人者。趙人也。與衛夫人並幸武帝。而生子闕。闕且立爲王。時其母病。武帝自臨問之。曰。子當爲王。欲

長短に至るまで皆意有り。人之能く知るもの莫し。謹んで其真草の詔書を論次し、左方に編し、覽者をして自ら其意に通じて之を解説せしめん。

- 封立に關する策文
- 精神の在る處
- 論しのべ戒しむ
- 章句良莠の類
- 文簡の高低長短

詔書の原本

王夫人は趙の人なり。衛夫人与並に武帝に幸せられて、子闕を生めり。闕且に立ちて王爲らんとす。時に其母病あり。武帝自ら臨んで之に問うて曰く、子當に王と爲るべし、安所にか之を置かんと欲すると。王夫人曰く、陛下在り、妾又何等の言ふべき者あらんと。帝曰く、然りと雖も意の欲する所は、何所にか之を王とせんと欲するぞと。王夫人曰く、願くは之を雒陽に置かんと。武帝

安所置之。王夫人曰。陛下在。妾又何等可言者。帝曰。雖然。意所不欲。於何所王。之。王夫人曰。願置之。雒陽。武帝曰。雒陽有武庫。敖倉。天下衝阨。漢國之大都也。先帝以來。無子王於雒陽。餘者。去雒陽。餘盡可。王夫人不應。武帝曰。關東之國。無大於齊者。齊東自海。而城郭大。古時獨臨菑。中十萬戶。天下膏腴地。莫盛於齊者矣。王夫人以手擊頭。謝曰。幸甚。王夫人死。而帝痛之。使使者拜之。曰。皇帝謹使太中大夫明。奉璧一。賜夫人。爲齊王太后。子閔王齊。年少。無有子。立不幸早死。國絕。爲郡。天下稱齊不宜王。

曰く、雒陽は武庫・敖倉有り、天下の衝阨なり、漢國の大都なり。先帝以來、子の雒陽に王たる者無し。雒陽を去らば、餘は盡く可なりと。王夫人應ぜず。武帝曰く、關東の國は齊より大なる者無し。齊は東に海を負うて城郭大なり、古時獨り臨菑のみ中に十萬戸ありき。天下膏腴の地は、齊より盛んなる者莫しと。王夫人手を以て頭を撃つて謝して曰く、幸甚しと。王夫人死す。而して帝之を痛み、使者をして之を拜せしめて曰く、皇帝謹んで使太中大夫明をして、璧一を奉じて夫人に賜ひ、齊王の太后と爲らしむと。子閔齊に王たるに、年少く、子有る無し。立つも不幸にして早く死し、國絶えて郡と爲りき。天下は齊は王たるに宜しからずと稱せりと云ふ。

● 武庫庫と敖倉倉と ● 要衝に同じ

下稱齊不宜王。

所謂受此土者。諸侯王始封者。必受土於天子之社。歸立之。以爲國社。以歲時祠之。春秋大傳曰。天子之國有泰社。東方青。南方赤。西方白。北方黑。上方黃。故將封於東方者。取青土。封於南方者。取赤土。封於西方者。取白土。

所謂此土を受くとは、諸侯王の始めて封せらるる者は、必ず土を天子の社に受け、歸りて之を立て、以て國社と爲し、歲時を以て之を祠る。春秋大傳に曰く、天子の國は泰社有り、東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黒、上方は黄なり。故に將に東方に封せられんとする者は、青土を取り、南方に封する者には赤土を取り、西方に封する者には白土を取り、北方に封する者には黒土を取り、上方に封する者には黄土を取り、各々其色物を取り、裏むに白茅を以てし、封じて以て社と爲す。此れ始めて封を天子に受くる者なり。此れ之を主土と謂ふ。主土とは社を立てて之を奉ずるなり。朕祖考を承くと、祖とは先なり、考とは父なり。維稽古と、維とは度なり、念なり、稽とは常なり、古の道に當り、順ふなり。齊の地は變詐多く、禮義に習はず。故に之を戒めて曰く、朕

封於北方者取黑土。封於上方者取黃土。各取其色。物以爲社。此始受封于天子者也。此謂主土。主土者立社而奉之也。朕承祖考。祖者先也。考者父也。維稽古。維者度也。念也。稽者當也。當。顧古之道也。齊地多變詐。不習於禮義。故戒之曰。恭朕之詔。唯命不可爲常。人之好德。能顯光。不圖于義。使君子怠慢。悉若心不信。執其中。天祿長終。有過不善。乃囚于而國。而害于若身。齊王之國。左右維持以禮義。不幸中年早夭。然全身無過。如其策意。傳曰。青采出於藍。而質青於藍者。教使然也。

の詔を恭めよ、唯命は常と爲すべからず。人の徳を好むや、能く明に顯光なり、義に圖らずんば、君子をして怠慢ならしめん。若の心を悉して、信に其中を執れ、天祿永く終へん。過有りて善からざるは、乃ち而の國に凶にして、若の身に害あらんと。齊王の國に之くや、左右維持するに禮義を以てせり。不幸にして中年に早く天せるも、然も身を全うして過無く、其策の意の如し。傳に曰く、青は藍より采り出でて、而も質は藍よりも青しとは、教の然らしむるなり。

● 國土を記す神社 ● 春秋伏臘なり、四季に記すを言ふ ● 中央なり、かみがた ● 詔命を尋常なりと見ること勿れ ● 王の左右近侍の臣 ● 早死を天とす

遠哉。賢主昭然。獨見。誠。齊王。以。慎。内。誠。燕。王。以。無。作。德。無。肥。德。誠。廣。陵。王。以。慎。外。無。作。威。與。福。夫。廣。陵。在。吳。越。之。地。其。民。精。而。輕。故。誠。之。曰。江。湖。之。間。其。人。輕。心。揚。州。保。疆。三。代。之。時。迫。要。使。從。中。國。俗。不。大。及。以。政。教。以。意。御。之。而。曰。無。侗。好。佚。無。通。宵。人。維。法。是。

遠い哉、賢主は昭然として獨り見る。齊王を誠むるに内を慎むを以てし、燕王を誠むるに怨を作す無く、徳を儼る無きを以てし、廣陵王を誠むるに、外を慎みて威と福とを作す無きを以てせること。夫れ廣陵は吳越の地に在り、其民は精にして軽なり。故に之を誠めて曰く、江湖の間は其人軽心なり、揚州は疆を保む。三代の時に迫要して、中國の俗に従つて服せしむ。大いに政教を以てするに及ばず、意を以て之を御するのみ。侗にして佚を好む無れ、宵人を運づくる無れ。維れ法とし是れ則とし、長く佚樂・馳騁・淫康を好んで小人を近づくる無れ。常に法度を念へば則ち羞辱無しと。三江五湖は魚鹽の利、銅山の富有り、天下の仰ぐ所なり。故に之を誠めて曰く、臣は福を作さざれと。財幣を行ひ賞賜を厚うし、以て聲譽を立てて四方の歸する所と爲らしむる勿れと。又曰く、臣は威を作さざれと。輕に因りて以て義に倍かしむる勿れと。

則無長好佚樂。馳騁弋獵。淫康而近小人。常念法度。則無蓬壚一矣。三江五湖。有魚鹽之利。銅山之富。天下所仰。故誠之曰。臣不作福者。勿使行財幣。厚賞賜。以立聲譽。爲四方所歸也。又曰。臣不作威者。勿使因輕以倍。輕也。

● 内政を實現す ● 精緻にして輕薄 ● 迫り要求して漸く中國の俗に従はしむ ● 仰ぎ親て後む所 ● 禍を作さざれとの旨を説明せるなり

會孝武帝崩。孝昭帝初立。先朝廣陵王胥。厚賞賜金錢財幣。直三千餘萬。益地百里。邑萬戶。會昭帝崩。宣帝初立。緣恩行義。以本始元年中。裂漢

孝武帝崩じ、孝昭帝初めて立つに會し、先づ廣陵王胥を朝せしめ、厚く金錢財幣を賞賜す、直三千餘萬なり。地百里と邑萬戶を益せり。昭帝崩じて宣帝初めて立つに會ふや、恩に緣り義を行ひ、本始元年中を以て漢の地を裂き、盡く以て廣陵王胥の四子を封ぜり。一子を朝陽侯と爲し、一子を平曲侯と爲し、一子を南利侯と爲し、最も少子弘を愛し、立てて以て高密王と爲せり。其後に胥は果して威福を作し、楚王の使者に通ずるに、楚王は宣言して曰く、我先元王は高帝の少弟なり。三十二城に封ぜらる。今地益々少し。我は廣陵

地。盡以封廣陵王胥四子。一子爲朝陽侯。一子爲平曲侯。一子爲南利侯。最愛少子弘。立以爲高密王。其後胥果作威福。通楚王使者。楚王宣言曰。我先元王高帝少弟也。封三十二城。今地益少。我欲與廣陵王共發兵。云。廣陵王爲上。我復王楚三十二城。如元王時。事發覺。公卿有司請行誅。天子以骨肉之故。不忍致法於胥。下詔書。無治廣陵王。獨誅首惡楚王。傳曰。蓬生麻中。不扶自直。白沙在泥中。與之皆黑者。土地教化。使之然也。其後胥復祝詛謀反。自殺。國除。

王と共に兵を發せんと欲すと云ふ。廣陵王を上と爲さん、我復楚の三十二城に王たらんこと。元王の時の如くならんと。事發覺す。公卿有司は罰誅を行はんと請ふ。天子は骨肉の故を以て、法を胥に致すに忍びず。詔書を下して廣陵王を治する無からしめ、獨り首惡の楚王を誅す。傳に曰く、蓬は麻中に生ずれば、扶けざるも自ら直く、白沙泥中に在れば、之と與に皆黒しとは、土地教化の之をして然らしむるなり。其後に胥は復祝詛して謀反し、自殺して國除かれたり。

● 河南南陽府 ● 江陰高州 ● 河南汝寧府 ● 山東萊州 ● 祝詛す

燕土境圉。北迫匈奴。其人民勇而少慮。故誠之曰。董粥氏。無有孝行。而禽獸心。以竊盜。侵犯邊民。朕詔將軍。往征其罪。萬夫長。千夫長。三十有二君。皆來降。旗奔師。董粥徙城遠處。北州以安矣。悉若心。無作怨者。勿使從俗。以怨望也。無使德者。勿使上背德也。無廢

燕の土は境圉、北は匈奴に迫り、其人民は勇にして慮少し。故に之を誠めて曰く、董粥氏は孝行有る無くして、禽獸の心あり。以て竊盜して邊民を侵犯す、朕將軍に詔して、往いて其罪を征せしむるに、萬夫の長千夫の長、三十有二君、皆來りて旗を降し師に奔り、董粥は域を徙して遠く處り、北州以て安かりきと。若の心を悉して怨を作す無れとは、俗に従つて以て怨望せしむる勿れとなり。德を備る無れとは、上をして德に背かしむる勿れとなり。備を廢する勿れとは、武備を乏しくする無くして常に匈奴に備へよとなり。教士に非ずんば微に従ふを得ずとは、禮義に習ふに非ずんば、側に在るを得ずと言ふなり。武帝が年老い長じて、太子不幸にして薨するに會し、未だ立つる所有らざるに、而るに旦の使は來りて書を上り、身は入りて長安に宿衛せんと請ふ。孝武は其書を見て、地に撃つて怒りて曰く、子を生まば當に之を齊魯禮義の郷に置くべきに、乃ち之を燕趙に置く、果して爭心有り、讓らざるの端

見はると。是に於て使をして即ち其使者を闕下に斬らしめき。

● 覆せて石多き塚地 ● 孝行を知らず、節文の處老獸心に應ず ● 諸王の名 ● 相讓らざるの端緒

備者。無乏武備。常備匈奴也。非教士。不得從徵者。言下非習禮義。不不得在於側也。會武帝年老長。而太子不幸薨。未有所立。而且使來上書。謂身入宿衛於長安。孝武見其書。摩地怒曰。生子當置之齊魯禮義之郷。乃置之燕趙。果有爭心。不讓之端見矣。於是使使即斬其使者於闕下。

會武帝崩。昭帝初立。且果作怨。而望大臣。自立。與齊王子劉澤等謀。爲叛逆。出言曰。我安得弟在者。今立者。乃大將軍子也。欲發兵事。

武帝崩じて昭帝初めて立つに會ふや、旦は果して怨を作して大臣を望み、自ら以へらく長子なり、當に立つべしと、齊王の子劉澤等と叛逆を爲すを謀る。言を出して曰く、我安ぞ弟の在るを得る者ならん。今立てる者は乃ち大將軍の子のみと。兵を發せんと欲す。事發覺して誅に當す。昭帝は恩に緣りて寬忍し、案を投へて揚げず、公卿は大臣をして請はしめ、宗正と太中大夫公戸滿意と御史と二人を遣り、偕に往いて燕に使せしめ、之に風諭す。燕に到るに各日を異にし、更に見えて王を責めき。宗正は宗室諸劉の屬籍を主る。先

發覺當誅。昭帝緣恩寬恕。抑案不揚。公卿使大臣請。遣宗正與太中大夫公戶滿意。御史二人。偕往使燕。風二喻之。到燕各異日。更見責王。宗正者。主宗室諸劉屬籍。先見王爲列陳。道昭帝實武帝子狀。侍御史乃復見王。責之。以正法。問王。欲發兵。罪名明白。當坐之。漢家有正法。王犯穢介小罪過。即行法直斷耳。安能寬王。驚動以文法。王意益下。心恐。

づ王に見えて爲に列陳し、昭帝が實に武帝の子なる狀を道ふ。侍御史は乃ち復王に見え、之を責むるに正法を以てし、王に問ふらく、兵を發せんと欲するは罪名明白なり。當に之に坐すべし。漢家正法有り、王が穢介の小罪過を犯すも即ち法を行つて直に斷ぜんのみ、安ぞ能く王を寬にせんと。驚動するに文法を以てす。王の意益々下り、心に恐る。

● 弟を持つ者にあらずとの義 ● 電光を指す ● 案件なり ● それとなく説諭して悟らしむるなり ● 事實を列べて陳述す ● 瑣小に同じ ● 驚かし感動せしむるに法律を以てす

公戸滿意習二於經術。最後見王。稱引古

公戸滿意は經術に習へり。最後に王に見え、古今の通義、國家の大禮、文章爾雅を稱引し、王に謂つて曰く、古は天子、必ず内に異姓の大夫有り、骨肉

今通義。國家大禮。文章爾雅。爾王曰。古者天子。必内有異姓大夫。所以正骨肉也。外有同姓大夫。所以正異族也。周公輔成王。誅其兩弟。故治。武帝在時。尙能寬王。今昭帝始立。年幼。富於春秋。未臨政。委任大臣。古者誅罰不阿。視威。故天下治。方今大臣輔政。奉法直行。無敢所阿。恐不能寬王。王可自謹。無自令身死。國滅。爲天下笑。於是燕

を正す所以なり。外に同姓の大夫有り、異族を正す所以なり。周公は成王を輔けて其兩弟を誅せり、故に治まりぬ。武帝の在りし時、尙能く王を寬うせり。今は昭帝始めて立ち、年幼なり、春秋に富む。未だ政に臨まずして大臣に委任す。古は誅罰、親戚に阿らず、故に天下治れり。方今大臣政を輔け法を奉じて直行し、敢て阿る所無し。恐くは王を寬にする能はざらん。王自ら謹むべし、自ら身死し國滅びしめて、天下の笑と爲ること無れと。是に於て燕王且は、乃ち恐懼して罪に服し、叩頭して過を謝す。大臣骨肉を和合せんと欲し、之を傷ふに法を以てするを難れり。其後且は復左將軍上官桀等と與に反を謀り、宣言して曰く、我は太子に次ぐ、太子在らずんば我當に立つべし。大臣共に我を抑ふ云云と。

● 字義の正解 ● 天子の一致を正す ● 顧慮し阿諛する態をなし ● 遠慮し察せよ

臣輔政。奉法直行。無敢所阿。恐不能寬王。王可自謹。無自令身死。國滅。爲天下笑。於是燕